

第九十六回
国会

参議院商工委員会會議録第十四号

昭和五十七年七月六日(火曜日)
午前十時二分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

栗林 卓司君

補欠選任
井上 計君

四月二十七日

辞任

高杉 勉忠君

補欠選任
村田 秀三君

四月二十八日

辞任

村田 秀三君

補欠選任
大木 正吾君

五月十日

辞任

高杉 勉忠君

補欠選任
村田 秀三君

五月十一日

辞任

岩本 政光君

補欠選任
村田 秀三君

五月十二日

辞任

岩本 政光君

補欠選任
村田 秀三君

五月十三日

辞任

岩本 政光君

補欠選任
村田 秀三君

五月十四日

辞任

岩本 政光君

補欠選任
村田 秀三君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

降矢 敬雄君

委員

岩本 政光君

野呂田 芳成君

村田 秀三君

市川 正一君

上田 稔君

大木 浩君

金丸 三郎君

川原新次郎君

楠 正俊君

斎藤栄三郎君

福岡日出彦君

松尾 官平君

森山 眞弓君

阿具根 登君

瀬谷 英行君

高杉 勉忠君

田代富士男君

馬場 富君

井上 計君

森田 重郎君

渡部 恒三君

梶山 静六君

清水 勇君

安倍晋太郎君

小長 啓一君

斎藤 成雄君

野々内 隆君

中澤 忠義君

事務局側

常任委員会専門員

町田 正利君

松延 博至君

仲村 規雄君

滝島 義光君

宮本 英利君

大須 敏生君

渡邊 敬之君

岩崎 文哉君

谷川 英夫君

説明員

内閣官房内閣審議官

警察庁刑事局保安課長

大蔵省主税局税制第一課長

大蔵省証券局業務課長

大蔵省銀行局銀行課長

大蔵省国際金融局企画課長

大蔵省国際金融局短期資金課長

国税庁直税部法

人税課長

通商産業省産業政策局長

通商産業省機械情報産業局長

資源エネルギー庁長官

資源エネルギー庁次長

資源エネルギー庁官房審議官

中小企業庁長官

常任委員会専門員

杉山 和男君

豊島 格君

小松 国男君

柴田 益男君

高橋 宏君

神谷 和男君

町田 正利君

松延 博至君

本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件
○深海底鉱業暫定措置法案(衆議院提出)
○海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(降矢敬雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。先般、栗林卓司君が委員を辞任され、その補欠として井上計君が選任されました。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。村田秀三君及び岩本政光君が一時委員を異動されたことに伴い理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)
○委員長(降矢敬雄君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に村田秀三君及び岩本政光君を指名いたします。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、深海底鉱業暫定措置法案を議題といたします。

まず、提出者衆議院商工委員長渡部恒三君から趣旨説明を聴取いたします。渡部君。

○衆議院議員(渡部恒三君) 深海底鉱業暫定措置法案につきまして、その趣旨及び内容を御説明申し上げます。

深海底鉱物資源の探査・開発の問題は、新しい海洋秩序を確立するための第三次国連海洋法会議において、最後に残された重要な検討項目となっております。

わが国は、深海底鉱物資源は「人類共同の財産」とする国連総会の決議を尊重する立場でこれに対処してまいりましたが、先進諸国と開発途上諸国との間の交渉が難航をきわめていたのであります。

わが国は、深海底鉱物資源は「人類共同の財産」とする国連総会の決議を尊重する立場でこれに対処してまいりましたが、先進諸国と開発途上諸国との間の交渉が難航をきわめていたのであります。

しかしながら、會議の最終段階に至り、事態は急転し、米國等の反対はありましたが、事実上の國際的合意が成立することになったのであります。

この結果、本年中に予定されているカラカスにおける条約採択總會において、新しい海洋法条約が正式に採択される見通しとなつてまいりました。重要なことは、深海底鉾物資源の開発についての先進諸國の鉾区の申請が、条約採択の日までに自國政府に提出されていなければ、鉾区が重複した場合の國際的調整において、著しく不利に扱われる内容の先行投資保護に関する決議が同時に確定されることとなります。これにつきまして、米、英、西独、フランス、ソ連などの先進諸國は、すでに深海底開発に関する国内法令を制定し、着々と開発体制の整備を進めており、近く、鉾区調整の予備的交渉が始められる事態も予想されているのであります。

ニッケル、コバルト等を含む深海底のマンガング塊は、貴重な希少鉾物資源でありまして、資源小國であるわが國が、これをみずからの手で開発することは、國民經濟の發展と國民生活の向上にはかり知れない利益をもたらすものであります。

政府も、この点に着目し、かねてから深海底鉾物資源の賦存状況調査並びにその採鉾技術の研究開発を進めており、今日、世界的にも最新鋭の技術水準で探査活動を行う段階に達しております。

このような情勢において、各國から鉾区が申請された場合、有望海域は限られておりますので、鉾区が重複する可能性はきわめて高いといわれております。

その場合、主要諸國のうちわが國だけが国内法を持っていないために、はなはだしく國益を損うおそれが生じているのであり、早急に国内法を整備して各國と同等の立場で國際的調整に対応することが必要であります。

本案は、かかる観点から、國益を損うことのないよう、立法院の責務を全うするため、急遽、各黨間の協議を尽くし、海洋法条約がわが國において

効力を生ずるまでの暫定措置として、深海底鉾物の事業活動を調整する等の措置を講ずるため提案することとした次第であります。

次に、本案の主な内容について御説明いたします。

第一は、總則において、本案は、海洋法条約がわが國において効力を生ずるまでの暫定措置であること、深海底をわが國の主權または管轄權の下に置くこととするものではなく、公海の自由を行使する他國の利益を害するものでもないことを明確にしております。

第二は、開発の対象にしている深海底鉾物資源を銅、マンガング、ニッケルまたはコバルト鉾のうち一種または二種以上の鉾物を含む塊状の鉾石としております。

第三は、深海底鉾物を行おうとする者は、探査または採鉾を行う区域を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならないこととしております。許可の要件は、申請した区域が他人の区域と重複しないこと、事業を適確に遂行するに足りる地理的基礎及び技術的能力があること等合理的かつ円滑な開発が行われるために一定の基準を設けております。

第四は、深海底鉾業者が事業を実施する場合の遵守事項でありまして、許可を受けた日から六月以内に事業に着手しなければならぬこと、引き続き六月以上、事業を休止してはならないこと、認可を受けた施業案によらないで事業を行ってはならないこと等を定めております。

第五は、通商産業大臣は、外務大臣と協議の上、深海底鉾物資源の開発事業を行う國を、深海底鉾業國として指定することができることとし、指定した深海底鉾業國における申請とわが國申請人との間の申請区域の重複の有無を確認し、重複する場合、その範囲及び重複を解消するための調整に必要な事項等を申請人に通知しなければならぬこと等を定めております。

第六は、この法律に規定している事項について、条約に別段の定めがあるときは、条約が優先する

ことを定めております。

以上のほか、許可の取り消し、損害の賠償、鉾山保安法の準用、適用除外、罰則等につきまして所要の規定を整備しております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。なお、衆議院商工委員会におきましては、本案に關し理事會の協議に基づき、委員長から政府に對しまして公正な國際經濟の發展に資する運用、關係省庁間の密接な連携による事業の適確な展開の確保について要望したことを申し添えます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○委員長(降矢敏雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終りました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。——別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

深海底鉾物暫定措置法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(降矢敏雄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(降矢敏雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○衆議院議員(渡部恒三君) ありがとうございます。また、(拍手)

○委員長(降矢敏雄君) 次に、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。安

倍通商産業大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

外國為替管理の自由化に伴う對外取引の容易化、香港の商品取引所における大豆及び金の上場等を背景として、近年、海外商品市場における先物取引の勧誘、受託等の行為を行う業者が増加してきておりますが、こうした業者の中には、悪質な行為を行う者が多く見られるにもかかわらず、法規制の対象となつておらず、このため一般委託者の間で被害が多発しております。

こうした状況にかんがみ、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、一般委託者の利益を保護することは、きわめて重要な課題であります。この点に關し、先般、商品取引所審議會からも、一般委託者保護の観点から、所要の立法措置を講ずることが適当であるとの御答申をいただいております。

この法律案は、この答申の趣旨に沿つて、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、一般委託者の受けることのある損害の防止を図ることを内容とするものであります。

次に、この法律案の要旨について、御説明申し上げます。

まず第一に、勧誘に際し、書面により取引内容を十分説明することを義務づけることとしております。

第二に、契約を締結した場合には、その内容を書面で明確にすることを義務づけることとしております。

第三に、個々の売買注文に際し書面を交付することを義務づけるとともに、売買取引が成立したときは、売買報告書の交付を義務づけることとしております。

第四に、違法あるいは不当な勧誘、受託行為を禁止することとしております。

第五に、業者が真に成立した売買取引の価格について立証しない限り、顧客に有利な一定の価格

で売買取引が成立したものと推定することにより私法上の救済を図ることとしております。

その他、本法律案について規制の実効性を担保するため、業務停止命令、罰則等所要の規定を整備しております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、補足説明を聴取いたします。斎藤官房審議官。

○政府委員(斎藤成雄君) ただいま大臣が御説明申し上げました提案理由及び要旨を補足して御説明申し上げます。

昭和五十四年秋ごろより海外商品市場における先物取引を利用して一般委託者に被害を与える業者の悪質行為が横行しており、こうした状況を放置すれば、今後とも一般委託者に甚大な被害を与えることが予想されます。このため、昨年五月二十日より商品取引所審議会に対してこの問題についての御審議をお願いし、去る四月十三日に、一般委託者の保護の観点から、所要の立法措置を講ずることが適当であるとの御答申をいただいております。

この法律案は、この答申の趣旨に沿って、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、一般委託者の受けることのある損害の防止を図ることを目的とするものであります。

次にこの法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず第一に、勧誘に際し、書面により取引内容を十分説明することを義務づけることとしております。

現在、先物取引の危険性や、いかなる取引内容であるか十分説明を受けずに漫然と取引に引き込まれてしまう委託者が多いため、事前に書面により業者に十分説明させることにより、委託者が取引内容を熟知した上で取引を開始するようにするものであります。

第二に、契約を締結した場合には、その内容を書面で明確にすることを義務づけることとしております。

現在、契約内容がいまいであるため、これに悪質業者がつけ込んで、追加の保証金を要求したりすることが多いため、契約内容を明確にすることにより、これを防止するものであります。

第三に、個々の売買注文に際しその内容を書面にして交付することを義務づけるとともに、売買取引が成立したときは、売買報告書の交付を義務づけることとしております。

個々の売買注文に際し委託者からの指示の有無ないしその内容についての紛争が多いため、確認のために書面の交付を義務づけるとともに、売買報告書の交付を義務づけることにより、後日紛争が生じた場合における証拠書類とするものであります。

第四に、違法あるいは不当な勧誘、受託行為を禁止することとしております。

現在、海外商品市場における相場について虚偽の事実を述べたり、絶対もうかるなどと言って取引に誘い込む例が多いため、こうした行為を禁止するものであります。

第五に、業者が真に成立した売買取引の価格について立証しない限り、委託者に有利な一定の価格で売買取引が成立したものと推定することにより私法上の救済を図ることとしております。

現在、委託者から保証金を徴収しておきながら、実際には海外商品市場に取り次がずるにのんでしまったり、架空の相場により委託者に損を与えている例が多いため、海外商品市場における先物取引の成立価格について業者に立証責任を負わせることにより、こうした行為を防止するものであります。

その他、この法律の規制の実効性を担保するために、業者に対する報告徴収、立入検査を行い得るようにするとともに、この法律に違反した者に対しては、業務停止命令を行うことができるものとしております。

以上、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案につきまして、その内容を補足して御説明いたしました。

何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 次に、本案につきまして、衆議院において修正議決されておりますので、この際、本案の衆議院における修正部分について、衆議院商工委員長代理理事清水勇君から説明を聴取いたします。清水君。

○衆議院議員(清水勇君) 海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案の衆議院における修正点につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の第一点は、海外先物契約の定義を改め、海外先物契約とは、海外商品市場における先物取引の受託等と内容とする契約であつて、海外商品取引業者が、別に顧客の指示を受けて売買またはその注文をする旨の定めがあるものをいうものとするものであります。

修正の第二点は、海外先物契約の定義に該当しない海外先物取引の受託等の契約は、無効とするものであります。

修正の第三点は、新たに顧客の売買指示についての制限に関する規定を設け、海外商品取引業者は、海外先物契約締結の日から十四日を経過した日以後でなければ、顧客の売買指示を受けてはならないものとするものであります。ただし、海外商品取引業者の事業所において顧客がした売買指示については、この限りではないとしております。

また、この規定に違反して顧客の売買指示を受け、売買またはその注文をした場合は、海外商品取引業者の計算によつてしたものとみなすこととしております。

その他関係条文の整備を行つております。

修正の趣旨は、最近の海外商品市場における先物取引の勧誘、受託行為の現状にかんがみ、海外先物契約は、いわゆる基本契約の締結と売買指示が別になっているものに限るものと認め、基

本契約の締結と売買指示との間に一定期間を置くこと等によつて、一般委託者のより一層の利益保護を図ろうとするものであります。

以上が修正の趣旨であります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○委員長(降矢敬雄君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○高杉建忠君 私は、ただいま提案され、説明を受けました本法案について、特に補足説明でもありましたが、昭和五十四年秋ごろより海外商品市場における先物取引を利用して一般委託者に被害を与える業者の悪質行為が横行しております。こうした状況を放置すれば、今後とも一般委託者に甚大な被害を与えることが予想される。こうした情勢にかんがみ、さらに衆議院修正を評価し、以下質問をいたしたいと存じます。

まず、商品取引所法の第八条の解釈変更に伴つて生ずる問題についてお伺いをいたしたいと思ひます。

商品取引所法の第八条の解釈変更により、政令指定商品以外の商品については私設先物市場開設の規制は存在しなくなつたと思つております。これまで被害が多発していた金取引に関する件は、昨年九月の金の政令指定によつて一応けりがついたとも言えますが、他の商品、たとえばプラチナ、ダイヤモンド等については野放しの状態になっております。これらの取引量はそれほど多くないので、先物市場を開設する環境にはないものの、いわゆるブラックマーケットでの被害が発生することもあると考えられます。

政府としては、これら被害が生じないように何らかの手段を講じなければならぬと考えられていますが、現時点ではどのようなことを考えているのか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) お尋ねの商品取引所法第八条の解釈変更に伴ひまして、非上場商品につきましては規制がなくなつたわけでございますが、

れども、これにつきましてどのように対応するかについて、現在商品取引所審議会に諮問を行っておりまして、検討をいたしている途中でございます。今後とも啓蒙普及とかPR活動等によりまして、先物取引を利用した悪質取引による被害を未然に防止するつもりでございますけれども、具体的な措置につきましては、本審議会の結論を踏まえて対応していきたいと考えております。

○高杉雄忠君 商品取引所法の第八條は、公設の先物取引市場に類似した私設の先物取引市場を禁止した規定である、こう考えるんです。この先物取引市場で取り扱う商品とは、ゴム、砂糖などの上場を認められた商品はもちろんのことでありまして、上場を認められていない商品についても、私設の先物取引市場の開設、これは禁止されていると解釈しておる。約三十年間にわたって通用してきたところだと思ふのです。ところが、昭和五十五年四月、内閣法制局は、これまでの解釈を改めて、第八條は上場されしていない商品について定めてはいないとの見解を表明しているんですね。この逆転解釈によつて、当時非上場商品であつた金の私設先物取引市場の開設は自由という結果をもたらした。悪徳業者が一層横行することになったと聞いているんです。この逆転解釈をなされた背景と聞きますか、どういふ事情があつたのか、これを伺いたいと思ふわけですね。

それからまた、昭和五十六年十月、大津地裁の彦根支部は、これまでの古い解釈による判決を行つて、内閣と司法府との判断と違いますか解釈、これが対立する状況になつていふと思ふのです。この状態をどのように政府は見えておられるのか。上級審の判断を待つまでもなく、私は、古い解釈が正当だと思ふのです。政府としては再度見解を改めるべきではないかと考えるんですけれども、この点についてもあわせて伺いたいと思ふのです。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり、商品取引所法第八條の解釈につきましては、約三十年にわたつて法務府意見によつて非上場商品の取引

所類似施設の開設を禁止するというかつて運用してまいつたわけでございます。

ただ、たまたまこの商品取引所法につきまして、その文理解釈の面で幾らかの疑問が出ておりましたところ、質問主意書などの提出もございまして、果たしてこれでいいのかどうかということが問題になりました。三十年前と比べて経済状況でございまして、先物取引の形態も大きく変わつていふことを前提として、この文理解釈について内閣法制局と相談をいたしましたところ、解釈の再検討ということで、先ほど御指摘のような取引所類似施設を禁止していると解するのは第二條第二項で指定した商品のみという結論になつたわけでございます。

繰り返しますけれども、法文の解釈につきましては、従来と見解が変わつたというのが背景でございます。で、そういった解釈の変更の後に、御指摘のように昨年十月に大津地裁で、従来の解釈と同じ趣旨の判決が出ております。これにつきましては、私も、司法府からの一つの判断ということでも十分検討してまいりたいと思ひますけれども、この事件につきましてはまだ控訴中でございまして、この事件、この判決をもつて解釈を変更するといふのは妥当でないといふふうに考えております。

○高杉雄忠君 昭和五十五年四月の逆転解釈によつて、金取引に関する悪徳業者による被害、これが続出していただんですけれども、当時通産省は、先物取引市場を整備することによつて金のプラツクマーケットを抑圧する策をとらなかつた。現物の市場の充実策を講ずることで対処してきたと思ふのです。当時、通産省の念頭には金先物取引市場をつくらうといふ考えは全くなかつたのではないかと、この点について、当時の金の先物取引市場を考えた理由といふのは、どういふような理由になつたのか、それも伺いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 五十五年ころまでの事態と申しますのは、金の国内の流通量が今日ほど多くなかつた。そういうために金の関連業者の数とか取り扱ひ量も多くなつた。したがつて、金価格変動のリスクヘッジの場として公設市場をつくる必要性はそれほど大きくないといふふうに認識されていたものでございまして。

○高杉雄忠君 金の現物市場を充実する方策として、去る昭和五十四年十二月に日本金地金流通協会、この発足を認めたところですね。通産省ではこの協会が金地金の先物取引の推進役となることを期待していたようだけれども、その実態はどうなつていふのか。また、加盟業者数、これは二百八十以上になつていふと聞いておりますけれども、金地金を取り扱つていふ業者のうちの何%ぐらいであるのか、あわせて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 日本金地金流通協会の登録店制度によつて現在登録しております店舗といふのは三百二十二店舗ございまして、このほかに正会員も売買店舗を有しておりますので、これに加えますと三百五十六でございます。地域的に見ますと、各都道府県に少なくとも一店舗以上存在するといふ状況になつております。

また、この協会加盟店を通ずる金販売量は、五十六年度で見ますと、私的保有用販売数量の八三・二%といふことになつております。

○高杉雄忠君 資源エネルギー庁にちよつと伺ひたいのですけれども、金地金流通問題研究会、昭和五十五年十一月に行つた報告を見ますと、金の先物を扱うには未成熟であるとされて、通産省としてもそのような立場であつたはずだと思ふのです。ところが同年末に、当時自民党の政調会長でありました安倍大臣ですね、金取引所の設置の必要性を唱えられてから、これを受けて、自民党の政調内に金市場問題懇談会、座長は斎藤栄三郎先生ですね。これを設置されて以来、通産省の立場が変化したりに見受けられるわけなんです。たとえば通産省の金市場問題検討会、金の先物市場設置に對して前向きな考え方を明らかにしているところですね、これは昨年の四月のことだ

と思ひますけれども、わずか四ヶ月間にまさか百八十度、見解が変化したのではないか、こういうふうに思われるんですが、一体どういふ理由になるのか、この際、教えていただきたいと思ふのです。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり、金地金流通問題研究会の検討の段階では、国内での金の流通量といふのは多くない、したがつて、将来ふえればともかく、いまの段階ではまだ早いといふことを述べておつたわけでございます。ただ、国内の金の流通量が今後拡大していく過程で、金取引所の設置等についてさらに検討を進めていく必要があるといふことを申し上げておりました、金の流通量にむしろウエートを置いた議論を展開しておつたわけでございます。

その後、御存じのように金の取引というのは急激に増加をいたしまして、御指摘のように、金地金流通対策研究会あるいはさらにその下部機構でございまして金市場問題検討会で検討を引き続き行つてまいりましたところ、まあ金価格の下落を背景とした流通量の急増等の状況変化、それからまたいろいろ悪質取引がはじまつていふことなどを背景といたしまして、わが国内に円建てでリスクヘッジの場が設けられることがむしろ有意義であるといふふうになつた結論が出てきたわけでございます。

○高杉雄忠君 大臣、その見解について、先ほどちよつとお願ひをした点はいかがですか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 私が政調会長のとときに斎藤さんを中心に金市場問題懇談会といふのができたわけですが、これは党内でも金の問題についてやはり検討すべきだ、取引所をつくるべきだといふような意見がずいぶん出てまいりましたので、斎藤さんを座長に検討をしていただいております。各省の意見も聞きながら検討をして斎藤さんの手元で金市場を開設すべきである、こういうふうな意見の合意を見て、政府に對してそれを要請した。こういうことで、背景としてはいま政府委員から申し上げましたような背景のもとに開設をされ

た、こういうふうに承知をしております。

○高杉雄忠君 次に、取引所育成に対する通産省の姿勢について伺いをいたしたいと思うのですが、昨年七月の商品取引所審議会、この答申には、商品取引所の合併、商品取引業界の構造改善など、業界全体の合理化、近代化を積極的に推進すべきである、こううたわれているんですけれども、通産省としては、この答申に対してどのような姿勢で対処するつもりなのか、まず伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 商品取引所制度の合理化、近代化の一環といたしまして、単品を扱っている現行商品取引所を合併して上場商品の複合化を図っていくことは、これは先ほどの制度問題研究会などで必要なことというふうに言われております。したがって、私どももそういう線で今後取引組んでいく必要があるというふうに考えております。

具体的には東京ゴム取引所、東京繊維商品取引所の合併の話も出ておりますけれども、これについても合併をするに当たって解決すべき問題点についていろいろ検討をいたしてきておりまして、今後ともこの取引所と十分連絡をとりながら、実現の方策について検討してまいりたいというふうに考えております。

○高杉雄忠君 世界的に見て商品取引所の姿というのは総合取引所化する方向にある、こう言われているわけですね。

たとえば一九七九年のニューヨーク、コーヒ―砂糖とココアの合併ですね。あるいはコメックス、こういうものに見られるように、わが国でも東京ゴム、東京繊維商品取引所の合併の話が持ち上がったこともあったと思うのです。通産省としてはどのように指導していくつもりなのか、これを伺い、また、その総合取引所構想に対してどういうふうに考えておられるのか、あわせて伺います。

○政府委員(斎藤成雄君) 一般的には先ほども申し上げましたように、あるいはいまい先生御指摘に

なりましたように、上場商品の複合化を図っていくというところは、取引所の運営を健全にするために大変結構なことだというふうに考えているわけでございます。

ただ具体的には、いろいろ先ほど触れましたように、東京ゴム取引所と東京繊維商品取引所などに見られますように幾つかむずかしい問題もございまして、そういう問題につきましては、当省といたしましても当事者とよく連絡をとりながら実現の方策について検討してまいりたいと考えているわけでございます。

○高杉雄忠君 今後の構想についてはどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(斎藤成雄君) まだ全般的な問題として私ども十分取引組んではおりませんけれども、ただいまの東京ゴム取引所と東京繊維商品取引所との合併の問題の検討の中で、そういった全体に通ずる問題についても検討してこれに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○高杉雄忠君 次に、神戸生糸取引所、農水関係になりますか、昭和五十五年度の出来高ですね、これは二十五万六千枚と低調であったと思うのです。二百八十万円の赤字を出したとも言われております。昭和五十六年度の目標達成も危ぶまれていましたけれども、その実績ですね、どうなっているか伺いをいたしたいと思うのです。来ていますか。

また、その蚕糸価格安定制度によって取引所本来の使命である公正な価格形成ができないために出来高が少ないのだとも言われておりますけれども、取引所の所管としてどういうふうに考えておられるのかあわせて伺いたいと思ひます。――何か連絡不十分で見てないようでありまして、せっかく発言をしたことですのでお答えは後ほどいたしたい結構であります。

それじゃ次に質問を進めたいと思ひますけれども、アメリカでは先物取引を健全育成するために徹底した一般投資家保護の規定と、大統領直轄機関でありましてCFTC――商品先物取引委員会、

この厳しい監督の目が準備されていると言われていふんです。わが国ではこれに匹敵するものはないうように思ふのですけれども、この際アメリカの制度の詳細について御説明をさせていただきたい。そしてさらに日本との制度の差についてもぜひひとつ説明をいただきたい、こう思ふのです。

○政府委員(斎藤成雄君) アメリカの商品取引所と日本の商品取引所と比較説明をしろという御指摘と思ひますので、そういうふうで並べてお話を申し上げたいと思ひます。

御指摘のとおり、法律の施行機関は、アメリカの場合には商品取引委員会が大統領の直属の独立行政機関として存在をいたしております。わが国の場合にはこれに相当いたしますのは通産省と農林省ということで行政府が当たっております。アメリカの場合には独立行政委員会ということで、やや独立性に違いがあるかと思ひます。

それから上場商品でございますけれども、これはアメリカの場合には大変広く認めておりまして、小麦とか綿花、金などのほかに通貨でございます。また財務証券などにも及んでいるわけでございます。わが国の場合は政令指定になっているというところは御存じのとおりでございます。

それから商品取引所の設立につきましては、アメリカの場合は商品取引委員会の許可ということ、現在十一の取引所がございまして、わが国の場合は主務大臣の許可で、現在十九取引所があるというところは御存じのとおりでございます。

それから商品取引の受託業者の決め方でございますけれども、アメリカの場合には商品取引所において売買取引を受託するためには商品取引委員会に登録を行わなければならないということになっております。それからまた、登録を行うためには商品取引委員会の定める最低財務条件を満たさなければならず、かつ登録は一年ごとの更新ということになっております。わが国の場合は売買取引を受託するためには主務大臣から商品取引員の許可を受ける。許可を受けるには財務基盤、社会的信用などの面からのチェックを受ける。それ

からアメリカが一年ごとの更新制であるのに対して日本は四年ごとの更新制ということになっておる点に違いがございまして。

それから、顧客から受けた保証金の管理につきましては、アメリカの場合は、自己の財産と区分して、委託者から受けた保証金を完全に区分して管理する、完全な分離保管ということが義務づけられておりますけれども、わが国の場合は委託本証拠金については受託業務保証金として商品取引所に預託することを義務づけられてはおりますけれども、指定弁済機関と契約をいたしまして代弁済を行う制度ができますと預託は五〇％で済むというところで預託の額に違いがございまして。

それから、あと特に目ばしいものとしては危険性の開示の問題がございまして、アメリカの場合は、商品取引所における売買取引の勧誘に際しましては、顧客に対して商品取引の危険性を開示しなければならぬということになっております。わが国の場合もせんだって始まりました金取引所におきましては、受託契約準則で危険性の開示義務をすでに課しておりますけれども、他の取引所につきましては、現在見直しをやっている最中ございまして、今後加える予定にいたしております。

以上が概要でございます。

○高杉雄忠君 商品取引所法第二十三条、ここではその取引所会員の資格として上場商品の売買、売買の媒介業などを営んでいる者を挙げているわけですね。これはその当業者のことを指しているわけですね。しかし、その当業者主義にはすでに大きな穴があけられているように感じられるんです。現に全国十九の全商品取引所の取引員になっている業者もあつて聞いているんですが、これらはその商品の売買などを本業とする本来の意味での当業者ではなく、仲買業者であると思ふんです。大衆勧誘による利益追求を経営の基本としている業者に公平無私な市場の運営が本当にできるのかどうか疑問が生ずるところなんです。この点をカバーするための直接、間接の政府介入が強まる傾

向になると思うのですが、現状からかけ離れたその業者自治の原則と取引所の公共性をどうやって調和させていくか、これが大変むずかしいところだと思ふのです。

具体的に伺いますけれども、今後のこうした行政介入、こういうことについてはどういうようなことを考えておられるのか、これもあわせて伺いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 商品取引所の性格でございませうけれども、これは現在流通の一端を構成するということで、その性格から業者の主たる役割りを認めるという業者主義の原則によつて運営されていることは御指摘のとおりでございませう。で、商品取引所の運営に当たつてこういう業者主義の原則を立ててまいりますと、当然に自治機能を適正かつ十分に発揮させていくということが必要になるわけでございまして、現在の商品取引所法の基本的な考え方は、御指摘のように、業者主義というところで一貫しているといふふうに考えております。ただ、お尋ねの大衆勧誘による業者の参加についてどういふふうにしていくかという点でございませうけれども、これは私ども、今後さらに十分検討していく必要があろうかと思つておりますけれども、いまのところは商品取引所法の原則的な考え方、業者主義の原則を尊重していきたいといふふうに考えております。

○高杉雄忠君 いまも御質問したように、業者自治の原則と、私の申し上げているのは取引所の公共性ですね、これをどうやって調和していくか、大変むずかしいでしょう。しかし、直接、間接の行政介入というものがやっぱり必要になつてくるんではないか、こういうふうには感ずるものですか、大変むずかしいのですが、今後どういふように調和のために対応されるか具体的にちよつとその辺をお伺いしたわけですから、もう一度確認をしますけれども、どういふように調和をされているのか、この点を伺いたいです。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘の大衆勧誘と申

しますか、一般投資者の保護をどういふふうに行つていくかということ、御指摘のように原則としてお答えするのはなかなかむずかしいのでございませうけれども、時代の流れとしましてそういった一般投資者がさらにふえる状況にございませうから、そういった人たちの保護に十分配慮をしながら行政をやつていく必要があろうといふふうな考えでおります。具体的にどういふ措置で取り組むかという点については、もう少し勉強してまいりたいと思ひております。

○高杉雄忠君 ぜひひとつ積極的に調和の方向で御指導いただきたいと思ふのです。

次に、東京金先物市場について伺いたいと思ふのですが、非鉄金属精錬メーカー、これは原鉱石を海外から買い付けてこれを精錬、加工して製品として輸出するけれども、この間に多くの変動要因を抱えていると思ふのです。まずドル建て債務については、外国為替相場の変動に対処しなければならぬし、精錬、加工して製品化するまでの期間を通じて金相場の変動要因、こういうことにさらされていくところですね。そのために、海外の市場に外貨建てで保険つなぎすることが最良といふことでこれまで実行してきたと思ふのです。こうした意味から、非鉄金属精錬メーカーが東京金取引所設置に当たつて非常に難色を示したんではないかといふふうなことを聞いています。この現在の状況ですね、これはどうなつておりますか、まずお伺いします。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり非鉄金属精錬メーカーの場合には、海外から輸入される金の原料につきまして外貨建てで支払うものから、海外市場を利用いたしますと、金価格の変動リスクと為替変動リスクと両方を同時に回避できるということで大変にメリットがありますので、そういう意味で非鉄金属精錬メーカーの中には国内での金市場利用に必ずしも積極的でなかつたものがあつたといふふうには聞いておりますけれども、現在では非鉄金属精錬メーカーも、そのほとんどが海外市場とあわせて東京金取引所を利用

用しているといふふうに承知しております。

○高杉雄忠君 次に、金地金流通業者の關係でちよつと伺いますけれども、金の現物取引を推進してきているけれども、その保険つなぎとして先物取引が行われない現物でヘッジする方向にあると、こゝ言われているんですね。このように現物ヘッジを行うので、先物取引を利用する必要があるのではない、こゝ言われているんですけれども、金地金流通業者のこの態度ですね、こうした考え方、どのように見ておられますか、お伺いいたします。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり大手地金商はこれまで金の先物取引市場を用いないで事実上のリスクヘッジを行つてきております。しかしながら精錬メーカー、商社、宝飾品メーカー等多くの金の当業者は、金の先物取引市場にすでに参加をいたしております。金地金流通業者の参加なしでも取引所の運営には特段の支障は来していないといふのが実情でございませう。また、それだけでなく鑑定等の面では金地金商もいろいろな面で協力をいたしておりますので、さしあたり特段の問題はないといふふうに考えております。

○高杉雄忠君 金の先物取引市場を今後とも整備していくためには、これらの業者の参加を進めていかなくてはならない、こゝ思ふのですが、通産省としてはこゝいう振興策ですね、これを具体的にやつたりもう考えていくのじゃないか、こゝ思ふのです。具体策をまず、どういふような今後の対応も含めて考えておられるのか、振興策を伺いたいのですけれども、それからまた取引所法では当業者主義の思想があるわけですから、これをどのように貫いていくつもりなのか、これもひとつあわせてお伺いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 金地金流通業者が現在参加していないというのは御指摘のとおりでございませうが、私どもとしては、もう少し長い目で見てやりたい、できることなら金地金流通業者にも今後参加してもらいたいといふふうに考えております。取引所が発足してすぐでございませうから、いままう具体的な措置をとらないでも、も

う少し様子を見守れば流通業者の方にも理解が進むんじゃないかという期待をさしあたりは持つております。

それから業者主義でございませうけれども、これはほかの商品取引所と同様に金取引所の場合も現在当業者に限定をされておまして、会員加入の審査に際してチェックを十分やつていくところと、こゝ言われています。それからまた商品取引員も会員の中から許可を受けた者が行つていくということ、業者主義を貫いているわけではございませう。

その場合も、業者である会員を特に優遇する、参加を特に奨励するという観点からは、証拠金の率などにつきまして差を設けておまして、業者である会員の証拠金は低く、それから一般委託者の証拠金は高く設定をいたしまして、業者がより容易に参画しやすいように措置をいたしているところと、こゝ言われています。

○高杉雄忠君 繰り返しますけれども、もう言うまでもなく業者主義、これは取引所の会員は上場商品の売買、生産、加工、この業者などに限ると、こゝいふふうになつていくわけですね。これを、思想としては業者主義を貫いていく、こゝいふふうなことで確認してよろしうございませうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり業者主義を守つていきたいと思ひております。

○高杉雄忠君 ロンドンでも本年四月十九日金先物取引市場が開設されましたが、それに対するイギリス政府の態度ですね、参加業者の数及び質それからその出来高、国際的な影響力、こゝいふようなことについてこの際ちよつと御説明をいたしたいと思ふのです。いま申し上げました具体的な項目に従つてぜひひとつ御説明いただきたいと思ふのです。

○政府委員(斎藤成雄君) イギリスの場合はわが国と違ひまして、商品取引所法のような法律が存在いたしております。したがって、イギリス政府は、先物市場において過当な取引が行われることのないよう指導を行うほかは、特段の規制

は行っていないようでございます。また、一般委託者と受託者との間のトラブルもほとんどイギリスの場合は存在しないようでございます。そういう意味で一般委託者保護のための行政需要というのでもないようでございます。

それから、四月十九日に開設されましたロンドンの金先物取引市場でございますけれども、会員数は、金の精練メーカー、流通業者、ディーラーなど三十八社と書かれております。わが国の場合は、御存じのように、取引業者四十社でございます。

それから取引の単位は、ロンドンの場合は一単位百トロイオンスの六カ月先物取引と書かれております。御存じのように、わが国は一キログラムが単位でございます。

それから、ロンドンの金先物市場における出来高は、一日当たり平均で八百八十枚、換算をいたしますと約二・七トンだそうでございますから、わが国の十倍ぐらいでございます。で、ロンドンの金先物市場の国際的位置づけにつきましては、ちょっとまだ開設されてから間がたつておりませんので、論評することは困難というふうに考えております。

○高杉雄忠君 欧米に比しまして金取引の歴史の浅いわが国では、公設先物市場開設に対する慎重論が強かったと、こう思うのです。金に対する感受性が未成熟であつて、金保有量の底の浅いわが国で安易に市場を開けば、国際相場以上に相場の乱高下といえますか、大変な上げ下げですね、そういうことを招くんではないかということですね。そのために人が続出することも心配されているんですね。三月二十三日以来の相場の動き、出来高がばつとしないで低調であると報道されていますけれども、その原因ですね、その原因は何であるかと考えておられるのか伺いをいたします。

○政府委員(斎藤成雄君) おっしゃるように、出来高は余り高くありませんけれども、その原因の基本的なものは、たまたま最近金相場が世界的に低迷をしております、これを反映しまして、連

動しております東京金取引所の相場もまた低位にあるというのが基本的な理由じゃないかというふうに考えております。これに加えて、通産省あるいは金取引所の市場運営方針が、過当投機などで一般委託者の被害が出るというので、証拠金の額でございますとか取引員の数あるいは営業所の数、外務員の数など厳しく制限して運用しておりますので、こういうこともまた別の原因になつておるかと考えております。

○高杉雄忠君 最近の報道によりますと、いわゆるブラック業者が新設された東京金取引所の会員にもぐり込んでいたということが判明しているんですけれども、この会員の資格審査については厳しい基準があるにもかかわらず、このような業者のさばりがあることは許せないと思うのです。近く取引所から除名されるとのうきも聞いておりますけれども、こういう事態に対して、大臣も御列席でありますから、ぜひ大臣からの所見も伺いたいのですが、どういふようにこの事態を見ておられますか。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 東京金取引所の設立に当たりましては、一般投資家の保護の観点から、会員加入に際しまして、従来私設金先物市場におきまして一般投資家に被害を与えていたいわゆるブラック業者を排除すべく、取引所におきまして厳正に審査を行ったところでございます。しかしながら、審査時において遺憾ながら判明しなかつた事実につきましてその後判明した場合には、適切に処置すべく取引所を指導する必要がある、こういうふうに考えております。

○高杉雄忠君 昨年九月以降、私設の金の先物取引市場は禁止されましたけれども、審議官、これは延べ取引は禁じられていない、こういうことですね。そこで問題になるのは、先物市場から締め出された悪徳業者が延べ取引で暗躍することも考えられるんですけれども、この規制の方法ですね、これはあるのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のような問題が

出てまいりますと困りますので、五十四年の十二月に通産省で設立を許可いたしました日本金地金流通協会が登録店制度というところを實施いたしました、売買取引の拡充に努めているところでございます。ですから、ここで取引をやつてもらえれば一般国民の方も安心して取引ができる。こういうところ以外のもので取引がなされることのないように、今度は逆にそれらについては広くPRをいたしまして、間違いないように指導いたしているところでございます。

○高杉雄忠君 納会期日を控えて、現物の地金を引き渡す際の品質鑑定料を幾らにするか、こういうことでもめていられる、こう言われているんです。鑑定を請け負う大手地金商は一グラム当たり六十六円、これを主張していると言われているんですけれども、基本的には取引所サイドの問題であらうと思うのですけれども、通産省としてはどういふことを考えておられるのか伺いたいと思うのです。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のように、当事者の問題であらうかと思ひますが、すでに大手地金商と取引の間で話し合いが行われまして、御指摘のありましたグラム六十六円ということとで合意ができておるといふふうに承知しております。

○高杉雄忠君 次に、金それからグリーンカードに対する大蔵省の姿勢について伺いをいたしたいと思うのですが、わが国の中央銀行金準備高、これは七百五十二・七トンですね、一九八一年八月、これに対してアメリカの八千二百十七・五トン、これは別格としまして、フランスが二千五百四十七・四トン、ドイツが二千九百六十一・一トン、イタリアが二千六百七十四・七トン、こういうふうになっているんですけれども、欧米諸国の金保有量はいずれもわが国の三倍ないし十一倍にも及んでいるという状況ですね、金準備高をふやす考えというものはないかどうかですね、これをお伺いしたい。

また、中央銀行が金を購入しようとする際、ど

のような制約ですね、それから阻害要因があるのか、これもあわせて伺いをしたいと思います。

○説明員(岩崎文義君) お答えいたします。先生御指摘のように、わが国は一部の欧米諸国に比しますと金の保有高が少くないということも事実でございます。ただ、私も考えております、ただいまのところ、通貨当局として金を購入するということについては関心を持っておりませんことを申し上げます。

その理由は幾つかございしますが、大別して二つございします。一つは、外貨準備の量の制約でございます。戦後の復興の過程で、わが国の外貨準備はたゞ重要な国際收支難から十分な水準にございませぬ。この乏しい外貨の中から金に投資する余裕を持つておらなかつたということが事実でございます。ただいまの外貨準備は六月末で二百五十四億八千七百ドルでございますが、これは現在の輸入支払いの二・六カ月分、決して十分な額ではございませぬ。これが一つの外貨準備の量からくる制約でございます。

もう一つの制約は、国際通貨論議に絡まる国際的な取り決めの制約というのがございまして、これは昭和四十三年三月に国際通貨不安を防止するためのワシントン協定というものが締結されました、通貨当局は市中から、民間から金を購入しないという協定が結ばれました。これは四十八年の十一月まで有効でございました。さらに、その後再度、五十年の八月に金についての十カ国蔵相会議におけるアウトサイド・アレンジメント合意というものがございまして、国際通貨基金及び十カ国の通貨当局は現在保有している金の総量を増加させないという取り決めに結びまして、これは五十三年の一月に失効するまで有効でございました。このような国際通貨論議に絡まる国際的な取り決めの制約というのがございします。

また、わが国の通貨制度における立場といたしましては、国際通貨制度においての金の役割りを縮小させるといふ主張を従来からとっておりまして、このようなわが国の従来からの主張との絡み

もございまして金の購入というを行ってこなかったわけでございます。

また、先生第二の御質問で、現在通貨当局が金を購入しようとする際どのような制約、阻害要因があるかということでございますが、ただいま申しましたような沿革的な理由ということのほかには特に法的制約等はあるわけではございません。

以上、お答え申し上げます。

○高杉建忠君 御承知のとおり、金には一切の税金がかからないのが原則であると、こう思うのですけれども、もちろん、金を売って利益を上げた場合や金の加工製品を購入した場合などについて所得税、物品税がかかること、これは当然だと考えるんですけれども、しかし、現在金ブームが続いている背景には金投資の匿名性がある。グリーンカード制が実施されれば、言い方が悪いんですけれども、脱税資金がますます金市場に逃げ込む、こういうようなことも考えられるんです。こういう事態を予想しますが、大蔵省はどういうふうに見ておられますか、この際伺いたいと思います。

○説明員(滝島義光君) お答えいたします。

高杉先生御指摘のとおり、昨年後半あたりから金の輸入量あるいは個人による金の購入がふえてきているということは事実でございます。これとグリーンカード制度との関連でございますが、私どもは、この金の購入の増大というものは、基本的には金価格の低落ということが大きな理由になっているものと考えております。もちろん、グリーンカード対策として金が購入されたという要素が全くないかというところまでは言えないと思いますが、今後グリーンカード対策としての金の購入がどんどんふえていくというふうには私ども見ておりません。つまり、先ほど来御議論にありましたように、金の価格というものが非常に乱高下をする非常にリスクの大きい商品であるということが第一の理由でございます。それから、現に金地金業者の方のお話を伺いまして、最近個人の購入がふえているわけでありまして、その内

容を見ますと、グラム単位の延べ棒の購入がふえている、つまり、値段が安くなったので一般の方々が買えるような状態になってきたということが大きな理由でありまして、キログラム単位での大きな延べ棒を買われる個人というものは従来と比べてそうふえていない、同じ程度であるということが言われているわけでありまして。

いずれにしても、脱税資金の隠れ場所として金を買うというようなことが起こればそれは非常に困ることでありまして、国税庁といたしましてもあらゆる意味での情報収集に努めて執行上遺憾のないようにしたいと思っております。

○高杉建忠君 大蔵省は、グリーンカード導入で大口の預金が増えるとして不満の強い銀行に対して、金は通貨の一種である、こうして銀行での金の窓口販売を求めまして、商品としての金取引も考えている通産省と若干そこで大蔵省との対立があるんじゃないか、こういうふうにも思うのですけれども、今回、銀行それから証券会社に金の窓口販売を認めた理由というのは何か、これが一つであります。

それから第二に、すでに金を手がけている貴金属商などは商圏が侵されることに強い拒絶反応も出ていて聞いているんですけれども、こうした貴金属商の業界の事情、これはどのように大蔵省はつかんでおり、見解を持っておられるのか、二つあわせて伺いたいと思います。

○説明員(大須敏生君) お答え申し上げます。

第一の点でございますが、まず、銀行にどうして金の窓口販売を認めることにしたかという点でございますが、かねて、新銀行法の制定と並行いたしまして、銀行につきましましてはその業務範囲を弾力化してくれという要望がございまして、これについて検討しておたわけでございます。そこで、その検討の結果でございますが、まず一つは、ただいまちょっとお話しも出ましたように、金につきましてはその価値の保蔵手段ということで諸外国の外貨準備にも依然として組み入れられておるという通貨的な性格が強い、こういうようなこと

から、まず銀行法の規定の上でこれは銀行の付随業務として認めて差し支えないという見解が公的見解として出てまいったわけでございます。それが第一点でございます。それからいま一つは、国民大衆が金を実際に取引いたします上におきまして、やはり信用事業でございます銀行がこれを取り扱うというのは金の取引の健全化に資するんではあるまいか、こういうようなことが一つ言われるわけでございます。それから三番目は、付随的な理由でございますけれども、諸外国の立法例等を調べますと、たとえば、西ドイツやアメリカの銀行関係法規では明文の規定で金の売買というのを銀行業務として認めておりますし、あるいはイギリス、フランス等につきましても、これは慣習法として当然銀行が金の取り扱いができるということと従来からそういう取引を行っておる、こういうようなこととございまして、銀行にこういう金の取引を、対顧客販売でございますね、こういうものを認めて差し支えないという結論に達した次第でございます。

それから第二番目の、既存の金の取扱業者の方々の調整の問題でございますけれども、これは必ずしも銀行局の担当課が全部お答えするのは適当でない問題かもしれませんが、私どもは認識をいたしましては、既存の金の取扱業者の方々に蓄積されたノウハウとか、あるいはその売買の実績というものを、銀行がその金を売買する場合に尊重しておるわけでございます。金融機関の中には、既存の金の取扱業者を介していか、その取扱業者から金を購入して、それを他へ販売するというようなことをやっている例もございまして、私どもは銀行が金を取り扱うこと自体が直ちにその既存の業者の方々の摩擦等の問題を生ずることはないというふうにご考慮しております。

○説明員(宮本英利君) ただいま銀行等に対しましては銀行局の方から御答弁があったわけでございますが、私、証券会社の方につきまして御答弁申し上げたいと思います。

昨今、一般投資家の金愛好というのは非常に高まりを見せておるわけでございますが、証券会社の窓口にも参る顧客の中にも、金を投資対象と考える傾向が大変強まっておるのが実情でございます。御承知のとおり、金地金というのは非常に画一性あるいは流通性、価値の不安定性といった、こういう面では有価証券に非常に類似する商品であるというふうに見られておまして、近年特に投資対象として有価証券と置きまして代替性が強い資産というふうな考え方が持たれております。

こういうところから、証券会社としても、窓口に参ります投資者のこのようなニーズにこたえていくことがサービスの面で必要である、こういうふうな判断に立ちまして、証券会社に金の取り扱いを認めることとしたわけでございます。まあ投資者保護と経営の健全性の観点に立ちまして、それは野方図に認めるといわけではなくて、やはり一定の要件を満たした証券会社に限りまして、兼業業務という承認の形で金の取り扱いを認めるというふうにしたわけでございます。

それから、先ほど第二点のお話でございましたが、大須銀行課長からも御答弁がございましたように、国内の既存の金業者との調整ということにつきましては、やはりその証券会社が海外から直接金を仕入れることはしない、やはり当面は国内の信用のおける金の卸売業者から購入するようというふうなことを条件にいたしておる関係で、その調整は十分つけられているというふうにご考慮されているわけでございます。

○高杉建忠君 これは新聞報道ですが、四月から証券会社、銀行での金の窓口販売が始められた。ところが、ある証券会社が初日に百キログラムを売ったところが所管省の呼び出しを受けて事情聴取をされた、こう伝えられているんですね。行政指導によって金販売に関する事情聴取などが行われれば売れ行きが不振になる、こういうことも当然なんでしょうね。そこで大蔵省に伺うのですが、大蔵省としては

販売量の適量ですね、適量というのは一体どのくらいを考へておられるのかこの際伺いたいと思ひます。

○説明員(宮本英利君) 証券会社がその店頭で取り扱います金の販売量はどれが適量かという件でございまして、本来、店頭における顧客との需要と供給というふうなことに従つてその量というものは決まつてくるというふうな考へておられるわけではございまして、適量がどの程度であるかについては一概に申し上げることは大変むずかしいかと存じますし、またそれにつきまして、われわれの方で特段に基準を設けておるといふわけでもないわけではございまして。

しかしながら、証券会社の金業務は、先ほど申し上げましたように、証券会社の兼業業務として認めておることでもございまして、したがひまして、その証券業という本業に支障を来さない範囲内で行われてしかるべきだと思つておられますし、またさらに、非常に値動きの大きい商品でありますことから、その取り扱いには慎重にしたいだくのが当然であらうかという観点でお願いしたい、徐々に始めていたきたいというふうな思つておられるわけではございまして。

先ほど先生の新聞報道、たしか五月の四日ごろの新聞にちよつとそういう記事が載つておつたのを私も拝見いたしておるわけではございまして、何せ証券会社が金を扱いますことは、いままで経験のない、非常に新しいことではございまして、証券会社が免許会社である、そういうふうな立場を考慮いたしまして、販売が開始されました本年の四月の状況につきまして、今後の行政の参考という、そういう軽い気持ちであるのでございまして、金の業務を承認した証券会社からその実情を私どもが勉強させていただくという趣旨でお聞きしたというところでございまして、新聞報道のようなそれをチェックするというふうなことで行つたわけではございしません。

○高杉勉忠君 まあこの際議論をしてもしようがないと思うのですが、いまのお答で非常に抽象

的で支障がない範囲ということになると、それは一体支障がない範囲というのは幾らが適量かと、こういうことになると思ふのです。したがつて、そういうふうなこともあわせて今後の、まだ始まつたばかりだと思ひますけれども、経験も浅いと思ひますから、これらを実績として有効に作用するようになつてつて要請をしておきたいと思ふのです。

それから、昭和五十六年の金の輸入額、これは五千百億円にも上つておりました、前年のもう五倍にも達している。ゼロクーポン債の急増ともあわせて円安の一つの原因にもなつたと、こう言われているんですけれども、大蔵省は証券会社がゼロクーポン債を取り扱うのを一時禁止する措置をとつたが、金についてはいまのところそういうことも熱々たまま見ている状態だと、こういうふうな思ふのです。金の対外取引、昨年九月の政令改正によつて資本取引とされて有事規制の対象とされましたが、金について当面何らかの措置を講ずることはどうかということをおつと何つておきたいと思ふのです。

それからまた、現段階では明らかにできないかもしれませんが、金の海外からの輸入がどのくらいになつたときに有事規制というものが働くのかどうかですね、この点もあわせて伺いたいと思ひます。

○説明員(渡邊敬之君) お答え申し上げます。いま御指摘のとおり、居住者と非居住者との間の金地金の売買取引につきまして、これは外国為替及び外国貿易管理法上の資本取引というふうな定めまして、有事規制の対象とすることができるようになつたわけではございまして、これは他の資本取引につきまして有事規制を發動したという場合に金地金の売買取引の方へ資金の流出入がシフトする、それで有事規制の發動効果を減殺するおそれがあるのではないかと、この点で定めたわけではございまして。

ただいまの有事規制の發動の事態でございまして、これは国際収支の不均衡あるいは為替相場の

急激な変動とか、または国内金融市場への悪影響、そういう三つの事態を定めておりますけれども、現在のところ、このような事態には至つていないというふうに考へておりました、金の取引につきましても何らかの措置をとるといふ考へはございしません。

それから第二の御指摘の点でございまして、外為法上の有事規制の發動はいま申し上げました三つの観点から考へるわけではございまして、金の輸出の数量だけで考へるのではございまして、他の資本取引により資本の流出入をあわせて考慮する、それで發動するということではございまして、現段階であらうかじめどのくらいというふうな数量を定めておくということでは困難でございまして。

○高杉勉忠君 次に、グリーンカードの政府の取り組みについてということでは伺いたいのですけれども、税制調査会の小倉会長さんが、いまグリーンカードで困るといふ人は一体どういふ人々なのか、汗水流して働いて得た給与より利子だとか配当の税制が有利というのには不合理ではないか、こういうふうに痛烈に批判をされているんですけれども、最近の自民党内におけるグリーンカード反対運動に対して、政府はどういうふうに考へておられるのか、またどのように取り組んでいるのか、この際政府の姿勢について、その決意もあわせて伺いたしたいと思います。審議官からお答えがあつたら、大臣からもお答えをいただきたいと思いますから、これはぜひ政府として、大臣も御出席でありますからお伺いしたいと思ふのです。

○説明員(滝島義光君) お答えいたします。政府の最高首脳である鈴木総理大臣は、高杉先生と同じような御質問に対して次のように答へておられます。私としては、現在現行法の中でその執行を政府に命ぜられておるわけではございまして、政府としてはそれを誠実に実行する準備を進めておるといふことは、つきり申し上げておきたい。この御答弁の中に政府のスタンスが簡潔明快

に述べられておると存じます。

○高杉勉忠君 大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) いま説明員から述べましたように、鈴木総理が先般予算委員会におきまして、政府としてはグリーンカードを実行するためのいま準備を進めておる、こういうことで鈴木総理としてもこれをぜひとも実現したい、こういうことでありますし、法律はもうすでに通過しておるわけですから、党は党でいろいろ考へてあります。しかし、政府としては法律が通つたわけですから、これを忠実に実行するために準備を進めるということでは当然なことであらうと思ひます。

○高杉勉忠君 ぜひ、総理も言明をしておることですから、実現されるように要請をしておきますけれども、次に銀行預金、株式投資などは、個人金融資産を、企業の生産活動を、活性化させるために有効に働いていると思ふのです。しかし、これが金投資に向かうと個人金融資産を社会的に生かす道を閉ざしてしまふのではないかと、こういうふうな心配が一部でもあるわけではございまして、政府としてどのようにこれを考へておられるのか、これが第一であります。

第二は、また、インフレ及び課税の防止のため、今後金へ逃げる資金が多くなり、弊害をもたらすのではないかと、こう思ふのですけれども、この点についてはどういふふうにお考へになつておるか、二つについて伺いたしたいと思います。

○説明員(大須敏生君) お答え申し上げます。第一点について、金融資産の中で金というものの位置づけをどう考へるかというふうな観点の御質問であらうかと存じますけれども、御指摘のとおり銀行預金あるいは株式投資、こういったものに向かう金(かね)が非常に大きな割合で金にシフトした場合に、国民の産業金融あるいは家計に対する金融等の阻害を招くというふうな点が確かにたまたま御指摘されたところでございまして、そういう問題はあらうかと存じます。しかしながら、国民の金融資産の蓄積というものは現在非常に急速に進んでおりまして、全体の金融資産の中で

国民が選択をいたしまして、それを多様化していいという過程も起っているわけでございまして、金につきましてもいろいろな値動きが激しいとか、議論もございしますが、他方、非常に国際的に信託が高い、最後のよりどころというように価値を持っているというように意味合いもございまして、そういう国民の金融資産選択の一環としてその一部を金に割くという事は、これは国民のニーズとしてやはり正当化されてしかるべきではないかというふうに考えておるわけでございします。ですから、先生御指摘のような行き過ぎというように点については十分金融行政の立場から目をつけていかなければならないというふうに考えておりますけれども、基本的に金を選択していくという国民のニーズでございします、こういうものには金融行政としてもこたえていく必要があると、このように考える次第でございします。

第二点は、ちよつと税の問題はまた別の者が答弁いたします。

○説明員(海島義光君) お答えいたします。

先ほどお答え申し上げましたように、個人の金融資産が大量に金にシフトするということは起こりそうもないと私は考えているわけでございしますが、先生御指摘のように、脱税資金の隠れ場所ということで金が利用されるというようなことがあつてはならないので、私も動向には十分注意を持って監視を——監視という言葉は悪いですが、注目していきたく思つております。

○高杉雄忠君 次に、本法案に関連して、この際ぜひ伺つておきたいということが二、三ありますから、以下御質問をして大休時間があるようでありまして、締めくくりたいと思つたのでございします。本法の施行後は悪徳行為を行った者についてはその名前を公表するなどの措置で対処することが考えられると思つたので、いままででは一体どういうふうにしてきたのか、いままで何か具体的に、どのように対処してきたのか、ちよつとあわせて伺いたいと思つたので、いままで悪質業者の

把握というのは通産省で、通産局あるいは本省にも持つております消費者相談室などいろいろな被害者の方から御相談が来ますので、そこを通過してどういった業者がいろいろな問題があるということとを把握していただけてございします。こういう相談のケースにつきましては、業者の方とどういう連絡をし、あつせんをいたしますけれども、公表ということとは従来は控えておるわけでございします。

○高杉雄忠君 現在、海外商品取引業者の行為というものを把握するためにはどのような手段があるのか、これも伺ひたいと思つた。

○政府委員(斎藤成雄君) 現在のところはそういった被害者の方から名乗り出てくるというケースだけでございまして、これは通産省、農水省あるいは警察、それから府県にも消費者相談室がございしますから、そういった消費者相談というところで被害者からの申し出を把握するというところで、それ以外の方法というのはございしません。

○高杉雄忠君 一般委託者が海外先物取引を行うに先立つて、あるいは悪徳業者によつて被害をこうむつた際に相談を持ちかけるための公的な窓口としては、どこに、どのようなのがあつたのか、あれば、これらの存在について広く情報を流して、大ぜいの人に知ってもらつたということが必要だと思つたので、これはいかがですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 繰り返すにようになりますけれども、窓口としては先ほど来申し上げておりますように通産局あるいは通産省、都道府県、そういったところの消費者相談室というのが一般的な窓口としてあるだけでございします。そういったところでは、相談を受けました内容について情報をいろいろ交換するような体制がすでにできております。通産省といたしましてそれを把握いたしまして、こういった問題があるというところで全体に流し、それからまたそういった問題についての取り組みの姿勢などは流しているわけでございします。

○高杉雄忠君 昨年十一月に明らかにされました

国民生活審議会消費者政策部会の「消費者取引に用いられる約款の適正化について」の中で、消費者取引に用いられる約款適正化の基本的考え方として五つあるわけですね。御承知のとおり、第一に公平性を確保すること、第二に解釈に幅が生じないような規定をすること、第三に取引実態と約款の規定とを一致させること、第四に理解しやすくすること、第五に適切な開示ですね、これがされること、こういう五つを挙げておるわけですね。今回の法律案では書面交付の義務づけなどが規定されております。一見いま申し上げました諸要件を満たしているかのごとくでありますけれども、解釈に幅が生じないような規定をすることや理解しやすくすることなどについては問題があるように思われるんです。一部には書面交付はこれまで業者がすでにやっていることであつて、そのこと自体はさほど意義がない、こういうような声も聞かれますけれども、この点は法律運用に当たつて留意すべき点であります。通産省としてはこれらについてどのように対処し、指導していくのか、この際伺ひたいと思つた。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり、通産省令でいろいろ書面の交付を義務づける場合に、その内容が一般投資者によく理解をされなければ全く意味がなくなるわけでございしますから、私も御指摘のような線で通産省令の中で記載に当たつて十分わかりやすいような指示をいたしたいというふうに考えております。

○高杉雄忠君 今回の法案では、海外商品市場とは政令で指定するものをいうとされておりますけれども、当面香港あるいはシカゴ、これを政令指定すると聞いていますけれども、本年四月からはロンドンの金先物市場が開設されたことや、ニューヨークの先物市場などが活発であることにかんがみまして、この指定については前向きに検討すべきだと考えるんですけれども、どのようにお考えですか。

○政府委員(斎藤成雄君) この指定市場につきましては、いまのところでは具体的には当面香港の

商品取引所を考えております。これは、現在いろいろ出ております苦情の大半が香港の商品取引所を対象にしておりますので、これをまず指定の対象とした。今後、それ以外の地域につきましては被害の動向を十分注視いたしまして、その上で追加指定をしてまいりたいというふうに考えております。

○高杉雄忠君 この際大臣にぜひ所見を伺ひ、決意も伺ひ、私の質問を終わろうと思つたので、決意も、いままで私も本法案についての幾つかの指摘をしてまいりました。そして、その都度要請も申し上げました。一日も早く悪質な行為、こういうものが規制によつてきちつとしたし、被害がこれ以上出ないようにというようにすべきだと考えるんです。

そこで、大臣にいままで指摘してきました問題、あるいはグリーンカード等含めた政府の決意、こういうことも最後に大臣から伺つて私の質問を終わりたいと思つたので、

○国務大臣(安倍晋太郎君) いまいろいろと御指摘をされましたが、こういう点につきましては政府としても十分に注意をいたしまして、悪質な業者がこれからふえるということがないように、監督、監視を続けていかなければならない、こういうふうに考えておりますし、お話しした視点は十分ひとつ留意をして、これから対処していきたくと思つた。

○村田秀三君 これは関連をして私も若干質問をするわけでありますが、正直に申し上げまして私自身も近代経済の仕組みなどというものについては全くよく把握していません。言つてみれば現物売買はこれはよくわかりますし、その中で利益を上げる商行為は当然わかるわけでありまして、先物ということになりましたと、どうもなかなか認識しにくいわけでありまして、言つてみれば、堺屋太一氏描くところの「峠の群像」、赤穂の塩をつくるためにエネルギーが必要でございまして、まきを安く買わないと塩がでません。こういうこととまきを買いに行ったところが、なかなかその

ような値段では売ってくれないので、とにかく三年先も含めて相場場の上下は構わずにまとめて買うから、いまひとつ安く売ってこれないかと、こういうことで手打ちをするのがありますけれども、そんなのを見てなるほど先物とはそういうものかなという感じをする程度の理解であります。

そしてまた、何といましようか、古い倫理感を持つておると、こう言つて自分を宣伝するつもりはございませんけれども、とにかく競馬とかあるいは競輪、これはまあ先物とは違つたわけでありますが、また、宝くじなどというものについても、どうもこの射幸心を持つというそれ自体に対して罪悪感を持つておるわけでございます。常にみずから戒めておるといふ、古い觀念の持ち主でございます。そういう觀念で考えてみますと、本

当にこういうのがあつてそして被害に遭つた。まあ日本は賭博は禁止されてゐるわけでありまして、これすなわち賭博だとは私申し上げませんけれども、何といましようか、なかなかこういう心理状態といふものを理解しにくい立場で物を言つたわけでありまして、いづれにいたしましても、ごまかしして人をだましましてやるなどというものは、これは犯罪であります。明らかに、でありますから、それと人間の、何といましようか、射幸心なりあるいは利益を得ようとするその気持ちがある限りは、なくならない問題でもあらうかと思ひますから、これを正確に把握をいたしまして、そして絶滅を期すといふことはかなり困難であらうと、こう思ひます。

いまそれをこうしたらいいだらうあつたらいいだらうといふような物の言ひようはいたしませんけれども、いづれにいたしましてもこの法律が施行されました、果たして期待する実効が上がり得るのかどうか、それは通産当局の決意にもかかつておるわけでございます。ずっと流れを見てまいりますと、仕組みを見てまいりますと、何か事実がございまして、駆け込みがなければその事実表面に出ない。知らないところで常に犯罪が行われておる。ましてや、今度法律ができま

してこれをやつてはいかぬあれをやつてはいかぬと、こういう規定を強め、そして罰則を設けられておるわけでありまして、水面上にあらわれないうものであつても、それは明らかに犯罪でありまして、それを捕獲して絶滅をする気概がなければこれは実効が上がりません、こう実は私は思つたわけでございます。そして、それをどこまで期待してよろしいのかどうか、これは事務当局で結構でございますけれども、お聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) この法律のねらいとするものは、いま御指摘の一般委託者を保護するといふことにあるわけでございます。そういう意味で、私どもはこの法律を運用することによりまして、いろいろやり方があらうかと思ひますけれども、取り締まり当局その他とも十分連携をとりながら機動的に対応いたしまして、悪質な海外商品取引が実質的に禁止されるような効果を上げるように運用してまいりたいといふふうに考えております。

それからまた、そういった面と並行いたしました、一般委託者に対する啓蒙普及を行ひまして、海外商品取引の持つ危険性、いまいろいろ御指摘ございましたけれども、そういった危険性も周知させまして、一般委託者自身が自覚を持つてこうした取引に対処することができるようになつていまして被害の発生を防止していくという所存でございます。

○村田秀三君 実質的に禁止されると同じような行政的措置をとつていくと、こういうことでありますから、私はそれを期待いたします。しかし、まあ冒頭申し上げましたように、つまり何といましようか、人間に射幸心があり、かつそれを悪用しましてそつてみずからの利益を求めようといふそういういわゆる趨勢といふのはこれはなくならないわけでありまして、まあ今後の経過を見まして、そうしてどうもこれはなお踏み込んで法律を考へてみなくてはならぬといふような時期が参つた場合にはこれ以上踏み込むお気持ちがある

かどうか。まあいつてみればかかる行為は禁止をするといふような、そこまで踏み込み得るのかどうか、考へておるのかどうか、これをひとつお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) この法律でもって現在起つておりますような一般委託者の被害につきましては、私どもはまず防止に万全を期し得るといふふうに考へておるわけでございますけれども、もし将来この法律で対処し得ないような事態が発生いたしました場合には、法的措置も含めまして新たな対応といふのを検討いたしてまいりたいと思つております。

○委員長(降矢敬雄君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩をいたします。
午前十一時五十三分休憩

午後一時三十分開会
○委員長(降矢敬雄君) ただいまから商工委員会を再開いたします。
海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案を議題といたします。
休憩前に引き続き、質疑を行います。

休憩前には引き続き、質疑を行います。
○馬場富君 ただいま本委員会に付託されております法案について質問いたします。
私は、先般公認の東京金取引所が設置されましたときに本委員会の質問で、金等の先物取引による被害が依然後を絶たない理由の一つに、海外商品の取引に関する被害が多いことを指摘いたしました。これは消費者を食い物にする経済犯罪被害として放置することのできない重要な問題でございます。今回は、これを解決するための法制化がなされたことは行為規制法という不十分さはあると思いますが、一応は評価するものでございます。政府はこの取引の実態と被害状況をどのように把握なさつておるか御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 被害の実態の把握の方法が必ずしも十分とはいひがたいわけでございます

すけれども、通産省あるいは農林水産省に相談がありましたものを取りまとめたものについて申し上げますと、五十五年の八月から本年四月までに相談として持ち出されました件数が六百三十八件でございます。六百三十八件のうち香港にかかわるものが五百五十件でございます。まず大半が香港であるといふことが言えるかと思ひます。金額につきましては、これも相談で名のり出された金額を合計いたしますと、五十五年の八月から本年四月までの間の累計額が二十一億七千万余りといふことになっております。

○馬場富君 今回の法案の目的は、海外商品先物取引についての悪質業者より一般委託者を保護することが目的であると、このように言われております。し、内容は行為規制法であるが、昨年三月二十五日、通産省が「商品等の取引問題研究会 中間報告」でまとめた対応策は、A案が、「海外取引所における取引の一般投資家を対象とする勧誘又は受託の禁止」、B案が、「海外取引所における取引を国内で受託する者についての許可制及び取引内容、勧誘行為等についての規制」であります。このように報告の中ではB案が多数意見であつたと私は聞いておりますが、実態からするとA案の全面禁止が望ましいと私も思つたわけでございます。すけれども、B案の許可制にさえこの法案は実は届かなかつたといふのが現状でございますが、当初の方針より大幅に後退したとの印象を私も受けるわけでございます。許可制にさえできなかった理由といふのはどんなところにあつたか説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) B案、A案という議論をいたしておりますところの私の認識というのは、許可制といふことがちやうど国内の商品取引所について規制をやつておりますやうなかつたことであるのではないかと認識に立つていたわけでございます。しかしながら、法律の性格の議論をいたしましたところ、商品取引所法では国内の商品取引を規制するのが国内における商品の適正な価格の形成といつたいわゆる経済的な規

制というのを背景にしております。そういう観点から許可制というのになじむということになっておるのに対して、海外の商品取引所についてどういふ観点から規制をするかということについてどういふ観点から規制をするかというところを詰めてまいりましたところが、そういう経済法的な観点での規制というのとはどうもなじまない。現実には生じております一般委託者の被害というのには取引自体に悪性があるのではなくて、個々の取引行為が不適切に行われているために生じているということにいろいろ立法論的な詰めをしたところがはつきりしてまいったわけでござい

ます。したがって、こういった不適切な取引行為、これを抑えることが目的に最も合うのではないかと、全面的に禁止をしようというところはむしろ適正に行われる場合の取引まで規制をしてしまうことになって過剰規制ではないかということになりまして、その結果として個々の取引行為について規制をする、そういう結論になったわけ

でございます。ですから、許可制というのが後退して行為規制になったというのはその議論から見ますと若干不適切でございまして、私どもの理解としては、現実には生じております個々の取引行為の被害、これが結局取引自体が悪性であるためになくて不適切に行われているために生じているということからこの行為規制をやろうということになったわけ

でございます。のみならず、許可制にいたしますと逆に弊害が幾つか出てまいります。これはいろいろすでに議論をされておるところでございまして、俗に言う仮に許可をもらいますと、許可を受けた業者についてはお墨付きを与えるということになりますので、そういう逆の効果が出てくる。また反対に、許可制にするということにいたしますと当然一般的な基準をつくらなければいけませんけれども、この基準は形式的、画一的な許可基準に必ずなるわけでございますから、そうすると、その許可基準を幾ら厳しくしても悪質業者を排除することがむずかしいのじゃないか、こういう認識にな

りまして、その結果として許可制よりは行為規制ということでも個々の取引行為が不適切に行われることのないよう取り締まろう、こういうことになったわけでございます。

○馬場審判官 私はその点、従来からこの問題をずっと追ってまいりまして、実際の被害状況の分析の中でも、一つは、悪徳業者が、犯罪の内容を見てみても、後から質問いたしますけれども、二、三のそういう悪質業者、大手業者にしぼられてくるわけですね。それで、その犯罪のような、結局問題点の七、八割まではそういう重立った業者に限定をされてくるわけですね。被害を受けた消費者の調査をしてみますと、そういう点では、悪質業者が一つは問題であるという点で、やはりそのチェックの方法としては許可制ということについては僕は大切ではないかと。こういうものに対して野放しにしていこうという行き方というものは、やはり問題があるんじゃないか。そういう点で、行為規制法だけでは完全にはそういうものを取り締まっていけないんじゃないかとこの心配がござい

ます。それからもう一つの点は、被害を受けておる多くの人たちが余りにもこういうことについて無知識に軽々とひかかっておるという点な点ですね。この二点がやはり問題の解決策のポイントだと思ふのです。そういう点で、悪徳業者というのをそういう分野からできなくしていくという方法が一つは大切だと、こういう点で僕は

この質問をしておるわけです。だから、先ほどの中間報告でも、中間報告の中には許可制とした場合のことが書いてありますけれども、「問題と考えられる事項」として「海外への取引について、受託活動について規制をしても、一般投資家を十分保護できないのではないか」と、こういうふうに言われておるわけです。あな

れども、やはり消費者保護という立場から言ったらそういう点は非常に心配なわけですね。ここらあたりはどうですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり、悪質業者が多数おりますんでこれを何とかして取り締まらなければいけないという点は私も全く同感でございまして。これをどういふかという規制をするかというところにつきましては、いま御指摘のような許可制か行為規制かという点に議論が分かれるのかもしれないけれども、私も非常にたくさんあります業者につきましても、どういふか、こういふアプローチするかどうかという点につきましては、行為規制ということと全般的に規制をかけて、それによって悪質業者を明らかにしていこう。そして、他方、こういった行為規制でもって先物取引の問題について、一般委託者についても十分なPRを行うことによりまして消費者を保護することができるといふふうに考えているわけ

でございます。○馬場審判官 そこで、この法案の取り扱い、今回の法のあり方といたしましては、二つの面を考えなければならぬと思うのです。一つは、やはり悪質取引を摘発、撲滅できるかどうかという問題なんです。二つは、消費者を十分保護できるかどうかという二点です。先ほども言いましたように、この両面とも行為規制法ではやはり十分であると考えられるわけですが、政府当局はこの法律が施行された場合にこの悪質な取引は撲滅できると言えるかどうか。そしてまた、消費者保護の立場でひとつ当局から答弁していただき

たいと思うのです。この法律が施行された場合に、いま行われている悪質業者の取引は撲滅できるかどうかという点です。ひとつ消費者保護の立場から御答弁願いたいと思ひます。○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり、この法律は一般委託者の保護の観点から海外商品取引業者に対して規制を行う法律でございまして、私どもはこの法律を十二分に運用いたしまして、たとえば取り締まり当局とも連携をいたしまし

て、その他関係の機関とも連絡をとりまして機動的に対応すること、悪質な海外商品取引が実質的に禁止されるような効果を上げるように運用をしております。もちろん、消費者保護の立場で実施をするということでもござい

ます。○馬場審判官 特にこの問題については先般も質問いたしました。被害者が比較的弱者、老人だとか身障者だとか、あるいは特に婦人とか、そういう面にも及んでおるといふ点ではゆゆしき問題であるし、この問題はそういう面からもやはり、お互いが老後のために大切な生活の大事なお金やら、あるいは家庭のそういう大切な資金をみんなこういうものによってむしばまれておるといふ点に非常に大きい社会的問題があると思ふのです。そういう点で、この撲滅について今度の法案とあわせて大臣のひとつ御答弁をいただきたいと思ひ

ます。○國務大臣(安倍晋太郎君) いまお話しのように、この法律を適用いたしましてやはり委託者の保護というものを徹底していかねばならぬ。悪質業者が台頭してくることを防ぐ、また台頭した場合は取り締まり当局等と連携をいたしましてこれに対して厳しく処置をする、こういうことで、この法律のそういう意味での役割りというものは非常に大きい、こういうふうな思っております。厳正にひとつ成立した場合にはこの法律を適用いたしまして、今後とも非常に公正な取引が行われるようにこれから運用していかねばならぬ。こういうふうな思っております。

○馬場審判官 それから、今回の法案は、五十二年に制定されました訪問販売等に関する法律の中の連鎖販売取引、いわゆるマルチ商法規制と同一線上のもの、よく似通った点があるんで考えられ、こう思ふのですが、訪問販売も行為規制法であり、許可制もしくは届け出制が検討されたが最終的には行為規制法となったわけでございます。しかし、この立法時に通産当局は、これは悪質マルチ商法を実質的に禁止するものであると再三言明

されて、この実施について非常に意欲を燃やされたことによつて大きい効果が上がったと思われるわけですが、今回の法案も同様の扱いをされて、実施に当たってはこの点のやはり効果を考えられるかどうか、この点非常によく似た法律だから対照的に思えるわけですが、この点どうでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり、マルチ商法につきましては訪問販売等に関する法律でかなり成果を上げて、いまやマルチ商法についての苦情というのはほとんど影をひそめたわけですが、本件につきましても私も、行為規制でございまして、これによりまして十分業界を指導し、取り締まって、同じように悪質な業者を抑える、実質的に禁止するという方向に持っていきたいと考えているわけですが、どうでしょうか。

○馬場富君 そこで、政府当局は海外商品取引業者の実態についてはどのように把握されておられますか。

○政府委員(斎藤成雄君) 私ども、先ほどもちよつと申し上げましたが、十分な調査というものは必ずしもできておりませんが、先ほど申し上げましたような、通産省なり農林水産省なりに相談に出られた件を通して把握している状況でございます。

○馬場富君 それでは、その問題については本法施行後、直ちに実態をつかむことが可能であるかどうかという点と、本法違反があったときはどこでどうして政府当局が把握するためになっているのか。その存在を当局が把握するためには届け出制あるいは登録制等は考えられるかどうかと、この二点でございますが、御答弁願いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 違反の把握につきましては、いろいろきつかけになりますものは恐らく相談、苦情といったものだろうと思ひますけれども、この法律では立入検査権も認められておりまして、そういった相談、苦情等から違反の疑い

があるような場合には、当然に立入検査その他必要な措置をとつて把握するということを考えているわけでございます。

それからもう一つ、届け出制ないし登録制は考えられなかったかというお尋ねがございましたけれども、この登録制、届け出制につきましても、実は先ほどの許可制と同じような議論が立法論の際に行われまして、業者の方にはすでに登録しておるに、政府登録の業者であるということで、お墨つきに使われるというのがひとつ問題じやなからうかというふうな考えでございます。また、登録制、届け出制ということになりますと、形式的要件さえ具備すれば受けつけざるを得なくなるわけでございますから、どうも結果的にはかえつてマイナスじやないかというのがそのときの私どもの考え方でもございまして。

○馬場富君 ひとつ、海外商品取引業者の実態の調査というのはこの問題の解決の中で重要なポイントだと思つておられます。そういう点で、これが把握できるかどうかということですが、これは形式的なもの、届け出制なら効果がないう点もある、これは私も理解できるわけですが、じや野放しにしていくよりはある程度まで内容のあるものは、業者をやはり把握することが当局としてこの法をきつと施行していく上では非常に大切じやないかと思ふ。許可制とかそれ以前にやはりどういふ業者があつて、それに参加しておるかという点では、この法を施行して効果あらしめるために、一つの予備法として、予備策として必要である、こういうふうに思つておられます。そういう点で、ひとついいますと、この点については時間をかけてでも検討してもらつて、できるだけこういう業者を関係当局がしっかりとつかんでいけるような体制の方が望ましいのじやないか。その内容等についても、ただ紙面の報告より、どういふふうな内容を持っておるんだという点も、やはり当局としては知っておいた方が有利ではないか、こういう点で、一応検討の余地があるのではないかと思ふが、この点はどうでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 私ども、ちよつと届け出制がいかにどうかというの、先ほども申し上げましたように、必ずしも積極的には解さないわけでございますけれども、御指摘の違反をいかにして早く把握するかというの法律施行の上で大変重要な問題でございますから、従来からありまして、そういうところからの情報も把握をいたしたいと考えております。従来の消費者行政の経験から申しますと、いろいろな問題が起つておる、消費者苦情が起つておるというのが一般に流れますと、自分のところも同じような被害に遭つておるというふうなことで、相談の窓口へ来られる方というのは一般的にふえる傾向がございますから、この法律の施行に当たりましては、こういう海外先物商品取引について十分注意しようということをPRいたしまして、それによつて消費者相談窓口への申し出というのふえることを期待したいと思ひます。

○馬場富君 次に、第七条には重要事項の告知義務や第八条には「不当な行為等の禁止」がうたわれて、おのおの刑事罰あるいは行政罰、違反すれば刑事罰がつけられているが、これらはどの時点でだれがどのようにして違反行為を見つけることができるのかという点が一点です。

それからマルチ商法の場合は、一つの会場で被勧誘者は三十人、五十人という多数で、これを、勧誘者も大体一つのマニュアルに基づいて説明をしておつたわけでございますが、今回の海外取引というのは、大体外誘員は一名ないし二名で被勧誘者は一名という、一対一という状況の取引が多いわけですね。そういう点で違反行為をどのようで見つけていくかということや、この立証の問題等についてはどのように考えてみえるか、通産省とあわせまして警察当局からもこれに対する御答弁を賜りたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 若干繰り返しになりますが、自分たちはちよつとだまされたのじやないかと思われる方々が、まず相談窓口へ名のり出たのだというのが、一番基本的な取り組み方ではなからうかというふうな私どもも考えております。先ほども申し上げたことでございまして、そういう意味で窓口で十分受け入れ体制を指示するとともに、一般的にPRに力を入れて、そういうものも被害があつた場合には名のり出ろという体制を一方で整備をいたしたいと思つております。

それからもう一つ、二番目のお尋ねの取引が大体小人数で行われるので、やりにくいのではないかと御指摘がございましたけれども、そういう面が確かにあるかと思ひますけれども、悪質な業者の場合には被害者が仮に一人出たら、もうそれでやめるといふものではなくて、いろいろあちこちでひつかけるわけでございますから、同様の案件というのは必ず数が出てまいりますから、そういう意味でこつとつたものについての把握なり立証なりということはやれるものと考えております。

○説明員(仲村規雄君) お答え申し上げます。

私どもといたしましては、最近の情勢から、こつとつた金の先物取引をめぐる苦情というものがどの程度あるかということにつきまして、もともとこつとつたものを統計的に把握するすべはなかつたわけでございますが、最近の情勢から、昨年の六月からことしの五月まで、その一年間につきまして調査をいたしておりました。そういった結果と、全国の都道府県警察の方にこつとつた相談がございましたのが六百八十四件ほどあつたというふうなことでございまして、したがひまして、私どもといたしましてはこつとつた各種の相談から、今度法律が制定されました後、個々の条項に違反するようないふものが端緒として把握できる。そしてそれを集約することによつて、必要のある場合によつては犯罪として立件、検挙できるといふふうな考えておるところでございます。

○馬場富君 重ねてその点もう一遍お尋ねいたしますが、いわゆるマルチ商法の場合というのは被勧誘者が多くあって、これを勧誘する側も一つのパターンで説明していくという点について、結局犯罪の立証というのが非常にしやすいし、取り締まりの効果が上がったのじやないか。だから、海外取引の問題についての取り締まりというのは、その点がやはり一対一で言ったか言わなかったかどうかだったかという問題が非常に立証がむずかしいのではないかと、この点をどのように一つは補っていくかということや、またいかに取り締まりをしていくかというこの点警察、通産、両方から御説明願いたいと思います。

○説明員(仲村規雄君) 確かに個々の取引は一対一の関係でやられておりますから、ほかのいまお話しのようなものと比べて端緒の把握がむずかしいという点はあろうかと思ひます。しかしながら、この法律ができてまして、通産御当局の方からこういった法律ができたということでは一般の国民の方に大いにPRをしていただきますれば、今度こういう法律ができたんだ、じゃ、場合によってはこういうものも違反になるじやないかというふうなことで、いろいろいままでも以上にたくさん御相談なり、あるいは場合によっては告訴するということや、警察の方あるいは通産の御当局の方にも御相談がふえてくるのじやないかというふうな考えです。そういったことの中から犯罪として問提すべきものが出てきましたら問提していきたい、かように考えておりまして、したがって以上、この法律ができてくることによっていままでも以上、こういった悪質業者の取り締まりはやりやすいというふうに考えておるところでございます。

○政府委員(斎藤成雄君) 先ほどお答えしたことはございませうけれども、消費者相談窓口を通して把握をしたものにつきまして、必要があれば立入検査その他を行って十分に実態を把握する、そういうことで、いま御指摘のような、ごく小人数で立証しにくいのではないかと、このことにつきま

しても対処していけるというふうに考えております。つまり、一回限りで終わるものではなくて、こういった業者というのはいろいろ同じようなことを繰り返すわけでございますから、そういうものが繰り返されれば、仮に書類で渡すということにつきましても、実行したと称しまして、同じような疑いが幾つも出れば当然に実態を把握できるわけでございますので、必要があれば立入検査も行いますので、立証はできるものというふうに考えております。

○馬場富君 じゃ、通産の説明でいきますと、やはり被害者の届け出によってこれを対処していくということがポイントになるわけですが、そういうところがやはり行革でなかなか人員的にも厳しい体制の中で、かなりこれは苦情やそういうものが、民間団体でもこういう問題の委員会等もできておりますけれども、やはりそこらあたり状況も聞いても、かなり毎日のように事細かに問題点が指摘されてきております。通産が対応していくという限りにはそういう完璧な受け入れ体制を持つていかなければこれはだめだ、聞き流しのような状況になってしまつては、この法律は何にもならなくなつてしまつて、そこらあたりが非常にポイントになっておる点であります、そこらは大丈夫でございますか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のように、受けつけた内容についてその後こちら側で十分なフォローアップ体制がとれておりませんと法律の効果というものは上がらなくなるというの御指摘のとおりだと思ひます。今後この法律が成立いたしますれば、私も現在持っております消費者相談窓口にも十分徹底をいたしまして、御指摘のような問題が起らないように図つてまいりたいと考えているわけでございます。

○馬場富君 もう一点、これは先ほどの訪問販売法のマルチ対策の場合は、実際の運用面で思ひ切った消費者保護施策を果はとったわけですか。具体的にいいますと、マルチ業者の公表、立入検査を受けて、行政処分を受けてからではないことに、

ここに注目を一つはしていかなきやいかぬと思うのです。それからマルチ一〇番の設立等もあつたわけですし、それからあわせて苦情受理公表制度を設けて、三カ月に一回は業者名簿等を公表して効果を上げたという、実はそのマルチ対策というのはかなり実施面に当たつて通産が思ひ切った対策を講じていた、ここでやはり大きい効果が上がったわけでございますが、今回このような手を打つ考えがあるかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(斎藤成雄君) 訪問販売法が施行されましたところは、まだ消費者相談窓口というのは必ずしも全国各地に十分整つてはいなかつたかと思ひますけれども、現在は通産省でも各通産局に消費者相談窓口を設けているというふうなかつたことで、こういった苦情なり相談なりを受け入れる体制というのは十分整備をしまつておられますので、私も、いまの制度をより充実させれば前回のマルチ商法に取り組んだときと同じ以上の効果が上げられるのではないかと、このことを一方では期待をいたしております。

それからもう一つ、いま御指摘のございました公表の問題でございますけれども、御指摘のように公表というのは使ひ方によつては必ずいふ効果があるものでございまして、そういう意味で、いま御指摘の公表制度についても、私も今後は状況を見ながら、業者の実態を踏まえて適切な場合にはそういうことも検討していきたいというふうに考えております。

○馬場富君 次に、行為規制法では本当の実効を上げるのは、いま私がマルチ対策と並行して両者を並べて質問をしたわけでございますが、この実効ということとは結局当局の運用の基本姿勢ということにやはり一番ポイントがあると思ひます。これはその法を生かしながら本当に徹底的にやつていくかどうかという点で、先ほどのマルチ商法の場合も一〇番だとかあるいは公表制度というものの当局としては実施された、こう思うのです。そういう点でこの運用の基本姿勢とい

うことが私はやはり一番大切だ、こう思うのです。そういう点で通産当局の運用基本姿勢について、ひとつしつかりとお伺ひしたいわけでございますが、大臣よりも御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおり基本的な姿勢が重要だと私も考えております。

まず、この法律でお願いしておりますのが、そも一般委託者の被害の発生を防止するという観点からでございますから、私もその目的が十分果たされますように、つまり法律の規制の実効性が確保できますように運用に最善の努力を払つていくというふうに考えております。

ただ、この法律とあわせてございましてこういったものについて十分な効果を上げるためには一般委託者に対して取引の持つ危険性を周知させるということが重要でございますから、法律の運用とあわせて一般委託者にも悪質取引に十分注意をするようPRをしていきたいと考えております。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 法の運用を厳正に行ひまして悪質取引の取り締まり等もこれを着実に行つて消費者の保護というものを期さなければならぬ、そういう基本的な姿勢で今後あらゆる努力を続けたいと考えております。

○馬場富君 その運用の基本姿勢についてもう一点警察当局からも御説明願ひたいと思ひますし、あわせて警察当局の窓口はどこになるのか、その点も御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(仲村規雄君) 警察といたしましては通産当局との緊密な協力のもとにこういった悪質業者の横行を許さないという方針で臨みたいというふうに考えております。

窓口といたしましては、一応は一般の方々の相談は各都道府県警察本部の方あるいは警察署の方にいろいろな相談を承る困りごと相談とかというふうな窓口がございまして、そういったところにまず当初言つてきたいたくということが多いかと思ひます。あとはそれぞれの取り締まりの課ですね、保安課だとかあるいは捜査二課、そっちの方にそれぞれお話を持ち込んでいただくということで、

○馬場富君 次に、被害の未然防止についてお伺いいたしますが、国内商品取引の場合は五十三年九月から業界が自主規制を結び、たとえば新規委託者保護管理規則では商品取引不適格者の参入防止の項で、未成年者あるいは年金生活者、退職金での生計維持者、身体障害者、主婦等を勧誘及び委託をしないようにということをうたっているわけでございます。これは国内法の場合ですね。海外商品取引業者に対してもこれと同じような指導ができるかどうか、この点お尋ねいたします。

○政府委員(斎藤成雄君) お尋ねのように、国内の商品取引の場合には、これは国内の商品取引所法を背景にいたしまして商品取引に対して指導を行う、あるいは取引所の中での自主規制でもって措置をするということが可能なわけでございます。

これに對しまして、海外の商品取引の場合は行為規制でございますから、国内の場合と同じようになかつこうでの指導というのはできかねるというふうに考えております。

ただ国内で問題にしております未成年者ですとか年金生活者であるとか、お尋ねのないいわゆる社会的弱者を勧誘の対象にすること、これは好ましくないことでございますから、海外の場合につきましてもこれらの人々あるいはこれらよりさらに広範な人々に十分注意をするようにPR面で訴えていきたい。今後もし業界の環境が整ってまいりますれば国内商品取引と同じようなかっこの指導もやれるのではないかとということも期待はいたしております。

○馬場富君 業者に対してもそういう指導の可能性はあるかどうか、この点どうでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 現在のところは、先ほどから何度か御指摘がございますように、業者が相当多数の悪質な人たちを含んでおりますからこれらの人たちに直ちに十分効果があるような指導ができるかどうかということについては自信が

○**鳳城宮君** 同じくやはり国内商品取引の場合には五十二年九月から商品取引員の受託業務に関する取引所指示事項があつて、無差別の電話勧誘、見込み客の訪問制限、ころがし、不当な増建て玉あるいは両建て玉です、あるいは外務員担当者の交代等を禁止しております。実際は完全に守られていないわけですが、それでもやはり国内商品取引業者にしてみれば足かせになっていることは間違いないわけです、またトラブルが生じた場合に、やはり委託者の被害回復のよりどころとなつてゐる点についてもこれは大きい効果があつておるわけです。これらを海外商品取引業者に對しても守らせるようにすることができののかどうか、この点もあわせてお尋ねいたします。

○政府委員(斎藤成雄君) 先ほどの御質問と共通する問題でございませうけれども、国内の商品取引の場合には商品取引所法に基づきいろいろ指導監督が可能なのでございませうけれども、今回御審

議をお願いしております。海外の商品取引の場合につきましては、先ほど来話が出ておりますように、行為規制でございますから、いま御指摘のような外務員に対する指導でございますとか無差別に電話の電話勧誘の規制というようなことは個別に申し上げますか、それぞれ項目について指導するのと申しますか、それぞれ項目について指導するということとはちよと手がなかるうかと思ひます。

ただ、繰り返しになりますけれども、こういういった個々の行為、具体的な行為にいく前に、まず海外の商品市場における先物取引は注意をしましよ

うということを広く周知させるということがまず第一の解決策ではないかというふうに考えておる

わけでございます。
○馬場富君 今回の法案について商品取引所審議会は四月十三日に出した答申の中で、「施策の基本的方向」として「現行商品取引所制度との関連にも十分配慮しつつ、広く、商品先物取引一般及

びこれに対する規制のあり方という見地から、基本的、総合的な検討を進めていく必要があると考へる。しかしながら、上記状況への対応が喫緊の課題となつてゐることを考えると、現時点において、とりあえず、一般委託者保護の観点から、次のような規制等を行うべく所要の立法措置を講ずることが適當である。」とし、今回の法案の骨組みを指摘してゐるわけでございますが、この点から見ても今回の法案は緊急措置法案であるわけでございします。この点国内外を問わず時代に即応し、かつ消費者保護の観点から、たとえば前述した取引所の指示事項等、勧誘行為の規制を明文化し、また危険開示書類の交付義務等を課した商品取引規制法のような新立法が必要とされると私たちは考へるわけでございますが、通産当局としてはこれに対する見解はどのようにお持ちかという点と、特に通産当局に今回の法案の実効が非常に上がらなかつた場合には何か次に手を打つ考へがあるかどうか、こういう点でいま私が申し上げました新立法の問題等も御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 今回の法案が当面の緊急課題にこたへるためであるというのは御指摘のとおりでございますが、そういう意味で御審議をお願いいたしております。

商品取引所審議会におきましては、先ほど来お尋ねがございました現行商品取引所法の八条問題の対応につきまして現在御審議をいただいておりますので、この検討結果を踏まえて商品取引所問題全般についての対応は検討することにしたしたいと考えております。

それからもう一つ、もしこの法律で十分対応できなかつたらというお尋ねがございましたが、現在起こっているような海外商品取引にかかわる被害は私どもはこれで防止ができるのではないかと

○馬場富君 それともう一遍、当局も、この行為期待はしているわけでございますけれども、もしこれに対応できないような事態が仮に生じた場合には法的措置も含めまして新たな対応を検討することになったと考えております。

規制法の現在の法律というのは、答申にもあるように、やはり緊急に行うがためにそういう緊急措置として考えられたんだと、完全なものではないと、最も効果的なものでないということとは答申のものと、中からもうかがえますし、また、通産当局でもそういう点はしっかりと持ってみえるんじゃないか。そこらあたりの考え方ですね。だから、これで、事足りたとお考えになっておるのか、それとも答申等の中ですつとわれわれが読ましていただく、これでは——だがしかし、緊急を要するからと、行為規制でいかなければならぬと、だがやはり将来的には不完全ならばもっと完全なものに仕上げていかなきゃならぬというものをその中に見るわけでございますが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 緊急の課題であるからということでも今回お願いしておりますのは、むしろ商品取引所制度全般の問題と切り離して、とりあえずまず海外商品取引について措置を固めたいということをお願いしているわけでございます。と、とりあえずその許可制にいろいろ議論があるからいまの行為規制に移ったというわけではないのでございますけれども、ただ、今後のあり方といたしましては、先ほど来申し上げておりますように、現在商品取引所審議会で全般について御検討いただいておりますから、そういう中でもしも議論がありますれば、それについて十分検討してまいりたいと考えております。

○馬場富君　そこで、緊急課題としてのこれは法案だということに理解してよろしゅうございますね。——そういう法案でございますから、施行の日が法制定後六カ月以内と言わず、これはもつともつとでき得れば短縮すべきではないか。こういう法律等ができるといえば悪の駆け込み勧誘等をする体制に持っていかなければならないんじゃないかと。また、被害の未然防止のために欠くことのできぬ一つの方法として、もう一点はやはり消費者の啓発が大切であるというふうに考えるわけですが、政府当局においてもこれまでもPRに取

り組んできていると皆さん方は言ってみるわけ
でございすが、ずっと被害が後を絶たないとい
う面もございすが、また新しい法律も出てきた
ことでもございすが、まだまだその点、不十
分さがあるんじゃないかということを私たちは
思っております。そういう点でやはりきめ細か
なPRが必要だと思っております。たとえば、広告
代理店任せにしないで、消費者や被害者の声を反
映させるような一つはPRの方法を当局としては
取り組んでいかなきゃならぬ、ここあたりに対
する当局の考え方を聞かせ願いたい。

あわせて、内閣広報室の方にお尋ねしま
すが、やはりこのPRが緊急を要するものでござ
いすので、十分な予算の配慮は考えられておるか
どうか、この点も御答弁願いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) ただいまの施行日、法
律制定後六カ月以内という問題点でございすけ
れども、これは、法律が施行されますと、当然のこ
とでございすけれども、政省令、あるいは行政
組織の対応等で、いろいろ法施行のための準備が
どうしても必要になります。それからまた、他方
で海外商品取引業者には、書面の交付義務など、
罰則を伴った義務が課されることになりますの
で、こういった人たちに周知徹底の期間、あるい
は準備期間というのをもどうしても設ける必要があ
ろうかと思ひます。それからまた私どもとしまし
ては、他方何とか早くこの法律を動かして悪質取
引を撲滅したいと、そういう希望もあるわけでござ
いす。したがって、相当期間の準備期間
は必要でございすけれども、極力早く法律を施
行するように努力をいたしたいと考えておりま
す。

それから、PRの点につきましても、御指摘の
とおり大変重要な問題でございすから、公布後
施行までの間の駆け込みなどが起こることのない
ように、海外商品市場における先物取引は危険で
すよというPRなどを十分やってまいりたいと思
えております。

○説明員(松延博至君) 先生御指摘の政府広報に

つきましては、消費者保護の観点から、あるいは
一般投資家の保護等の観点からこれまで実施し
たしておるところでございすが、今後とも先生
御指摘の点を踏まえまして、通産省等関係省庁と
も十分よく協議し、あるいは御相談して対処し
てまいりたいと思ひております。

また、予算の件につきましては、私どもは各省
の共同利用媒体を確保いたしておるわけでござ
いすので、十分これについて対処し得るものと考
えておるところでございす。

○馬場富君 この実施の日ですね、それはなるべ
く早くということですが、やはりやり方によつて
は年内ということも考えられるんじゃないか、六
カ月以内というのは最大限ということでしょう。
そういう点ではやはり年内あたりでも考えられる
んじゃないかというふうには常識的に考えるわ
けですが、この点はどうでしょうか。だれもこれ
を、皆さん賛成ですからそう妨げる人はいないの
じゃないか、こう思うわけでございす。それ
からPRの点ですね。先ほどもあなたおっしゃ
いましたけれども、やはりこれは悪質業者とこれに
ひっかかる、いわゆる一般の消費者と、ここらあ
たりの点から起こっておることは間違いないわけ
です。業者の場合に非常に取引締まりが今回の法
律ではしにくいと、その掌握すらなかなかむずか
しいとおっしゃるやうなだけに、できるだけそうい
う面について一般の委託者の方からPRして、こ
ういうものにひっかからないようにしていくとい
うことをおっしゃったんですが、なかなかいまま
であなたの方がおやりになっておつても効果が上
がっていないのが現状で、ひっかかる人がだんだ
んこれは数が余り減らないわけです。だからやは
り今度の法制定を新たに、いままでもおりの
ことではなくて、もう少しやはりきめ細かなPR
をしてもらいたい。またあなたがおっしゃることを
結局業者よりもこれを受けて一般委託者の方に一
つは焦点を置くという答弁でございす。したので、
そういう点からやはりPRの点が一番ポイント
になってくる。そういう点できめ細かといえ

いままでのPR方法というのは具体的にいけ
ば広告代理店にお願いして、そしてやっておつた
広告方法でございすけれども、これじゃなくて、
やはりもっとそういう消費者や被害者の声を反映
させたようなPRというのを具体的に当局が真剣
になって取り組んでいく、これは私は基本姿勢か
ら当然そうあらなきゃならぬと思うのです。な
らから、いままでもおやりやうというPRの方
法では私納得できないんだよ。ここあたりでど
うですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおりでござ
いまして、今後PRにはいままでのやり方などに
とらわれずに、効果が上がるようにさらに努力を
したいと考えております。

○馬場富君 それから法制定に当たりましてやは
り施行日まで、この期間が長けりや長いほど悪質
な駆け込み取引等、勧誘等が横行することが考え
られるわけでございすが、これに対して当局の
打手は何が考えられておるか、これは通
産、警察両方面からひとつお願いしたいと思ひま
す。

それから基本的に警察にお聞きしますが、大体
この海外商品取引というのは大部分が、ほとんど
と言つていい、問題があるのを見てもみましてもみ
んなのみ行為であるわけでございす。客の注文
を海外市場に取りつながないでやっておる、こ
ういう行為が多いわけです。もし外務省が、この取
引のみ行為で、あなたの得は会社が損です、
あなたの損は会社の得ですと、こんな取引を
言つたら客は恐らくは取引に応じないわけでは
ないか。そういう点で、この点から押してもやは
りこれは詐欺にも完全に匹敵する問題だと、こ
う思ひたいと思ひます。警察当局の御答弁をお
願ひしたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 法公布後の施行までの
間の駆け込みなどに対する措置、これも実は私ど
もいろいろ知恵を出したと思うのでございす。け
れども、やはりPRで対処していくよりしようが
ないのじゃないか、それ以外に、法律がまだ動か

ないわけでございすから、手がなかりうかと思
ひますので、せいぜいPRに努力をいたしたいと
思ひます。そして、先ほど来御要望がございす、
施行の日をなるべく早くする、それによつて効果
を上げることに努力をいたしたいと思ひます。

○説明員(仲村規雄君) いまお話しのとおり、こ
の法律が制定前に駆け込みの不法行為が行われる
心配が大変あるということでもございすので、私
どももいたしましてはすでに各都道府県警察本部
の方に指示をいたしまして、特に悪質と思われる
業者について十分注意するようにという注意を与
えておるところでございす。

それから、のみ行為が詐欺に当たるかどうかと
いうことでございすが、これは個々具体的な行
為について慎重に判断しないと、直ちに詐欺にな
るかどうかわからないことについてはお答えできな
いということでもございす。

○馬場富君 いま問題のある海外取引業者につ
いては、やはりもともとの金のブラックマーケットを
舞台にした業者が転進したケースがあればほとん
どだということ。そしてまた転進して金の現
物取引まがい商法として社会問題化しているケー
スが非常に多いということは、先般も四月二十日
の朝日新聞、あるいは五月二十五日の日経新聞等
でも大きく掲載されておりました。問題の大阪の
豊田商事とか、あるいは日本貴金属等が中でも
特に悪質な状況で、また、一般被害者からの
通報等におきましても、この点が大きく出てきて
おるやうでございす。その点この二社は特に主
婦とかお年寄りを食い物にしておるといふ点につ
いて、非常に私は憤慨しておるわけですが、この
うち日本貴金属は香港市場を舞台としておるの
で、やはり今回の法案の対象となると考えるわけ
でございすが、この点はどうでしょうか。

また、大阪豊田は、これは海外取引でござい
ませんが、現在のような当局は掌握してみえ
るか、通産と警察にお尋ねいたしたいと思ひます。
○政府委員(斎藤成雄君) 日本貴金属の取引の状
況につきまして、私どもが承知をしておりますの

は香港の商品取引所の取引について勧誘、受託行為をやっておくということなんでございませうけれども、もしそういうことでありますれば、この法律の運用によって対処することができるとはならないかというふうに考えます。

ただ、いまのところ取引所とそれから品目の指定と、いろいろ政令指定の対象がございまして、今後どういうふうな運用していくか、もう少しこういった会社の取引状況について正確に把握をした上で措置をまいりたいと考えます。

それから、大阪の豊田でございませうけれども、大阪の豊田商事はこの法律の規制対象外でございませう。先物取引を海外で行っているという点でございませうから、これにつきましてはこの法律では対処ができませんので、なかろうかと。ただ、この法律とは別個に、もうすでに御存じのように、現物の取引につきましては日本金地金流通協会を設立いたしまして、そこで登録店制度ということ

でいろいろ国民が安心してできる取引はここですと、このPRをやっている最中でございませうから、今後ともこの登録店制度を充実してPRを進めるといふことで対処するより仕方がないのじやないかというふうに考えます。

○説明員(仲村規雄君) いまお話のございました二つの会社につきましては、大変私も関心を持ちまして、現在会社の実態なりあるいは個々の行為の態様、中身、内容等につきまして慎重に調査をしておるといふところでございませう。

○馬場富君 重ねて警察当局に、大阪豊田と日本貴金属の問題は新聞等でも、お読みだと思ひますし、またこの種の被害対策委員会等からの事情を私たちが聞いても、件数の中の大半がこちらあたりから出てきておるといふ点等について、やはり非常に犯罪的にもかなり問題点があると、こういうふうな思ひわけですが、この点専門家の当局としてどうかという点と、特に大阪豊田の場合については、やはり詐欺、横領とは別に出資法とか外為法とかあるいは銀行法等の問題も考えられま

すが、この点はどうか。

○説明員(仲村規雄君) 先ほどお答え申し上げましたように、全国、過去一年間で苦情あるいは相談等につきましては六百八十件ありましたが、ございませうけれども、その中で確かにいまお話し

の会社が大量多量率を占めているというところは間違ひございませう。そこで、私もいたしまして、その会社のやり口等についていろいろ調査をしておるわけ

でございませうが、何分にもやり方が非常に巧妙でございませうので、直ちに犯罪に該当するというわけ

になかなかまいらないというのが実情でございませう。まあ今後ともいろいろ、あらゆる法令に該当しないかどうか、慎重に検討していきたいと、か

ように考えております。○馬場富君 次に通産に、今回の法案の対象となる海外商品取引は、その都度政令決定することになつておるわけ

でございませうが、最も被害が多い香港商品取引所を舞台にした取引はもろろんのこと

でございませうけれども、シンガポールだとかあるいはニューヨークだとか、シカゴ等の取引についても被害が現実に出ておるわけ

です。これらについてもやはり対象としなければいけないのじやないか、こう思ひわけ

でございませうが、この点はどうですか。○政府委員(斎藤成雄君) 最初にお尋ねの

○馬場富君 本法案は行為規制法であるだけに理論的には海外商品取引業の存在を認める、いわゆる原則自由とした、そういうやはり理解の仕方が

あるわけ

です。このことで、現在許可制のもとに認められている国内商品取引について、いずれ原則自由の道を開くのではないかと懸念の声が

出ているわけ

です。そういうことになれば、これは行政的に見ては混乱することにもなるし、こ

うことはあつてはならぬ、こう思ひわけ

でございませうが、通産当局は、国内商品取引業については、今後とも将来を含め許可制を継続するとい

うことがこれはきちつとしておるかどう

か、この点お尋ねいたします。○政府委員(斎藤成雄君) 国内の商品取引所のあり方につ

きましては、先ほどお答え申し上げましたように、現在取引所審議会

でございませう。○馬場富君 海外商品取引業者及び国内金現物取引業者が、海外商品取引業者及び国内金現物取引業者等は、その体質から見て非常に

に所得申告等をしていないと思ひます。た

とえば、内部告発等大阪豊田商事などは、この一年間に百二十億圓集

まったといふ、そういうようなタレコ

ミも出ておるわけ

です。その集めた金は、業者はスイス銀行で運用して

いる、あるいは他の幹部で山分けする

とか、こういうような形でこの利益が運用されておること

も実は告発があるわけ

です。このような業者に対する調査を行うべきであるかどう

自民党の竹下登幹事長代理が、この九日からアメリカで行われる国際エネルギー博覧会日本館のオープニングに政府特使として出席することになった、こういうふうな読売新聞が報じておりま

すけれども、これによりまして、この話は通産省から持ち込んだというふうになっていきます。で、竹下氏は、これはもう言うまでもなく、いま重要な問題になっております二階堂幹事長らの証人喚問問題で自民党の証言法改正問題の党の責任者になつております。ところがそのときに、まさにそのときに竹下氏が政府特使ということで九日から八日間日本を離れてアメリカに行くというのはどう考えても略に落ちぬのです。これについては二

日の閣議で田邊総務長官もクレームをつけた、こういうふうな聞いておりますが、これは当然だと思ふのですが、安倍通産大臣はこのことを事前に御存じだったんですか、了解されていたんですか。○国務大臣(安倍晋太郎君) アメリカ合衆国のノックスビルの国際エネルギー博覧会は、一九八二年五月一日から十月三十一日まで開催されるわけでございますが、そのうちで、この七月十二日から七月十八日までジャパンウィークに指定をされております。特に、七月十二日がジャパンデー、こういうことに相なつておるわけです。

そこで、いま御指摘の案件ですが、政府特使をこのジャパンデーに派遣しなければならぬというのは前々からの話でございます、実はことしの一月ごろに私の方で官房長官とも相談をいたしまして、政府全体としては、それは本件の重要性にかんがみまして、竹下登氏を特派大使にしよう、こういうことで政府全体としてそういう方向を決めたわけでございます。

そして、七月二日の閣議決定ということに相なつたわけで、いま申し上げましたように、以前の段階から竹下氏を特派大使ということに政府で話をして決めておつて、閣議決定は七月二日に行つた、こういういきさつであります。○市川正一君 いまお聞きするとよいおかしいのですよ、話のつじつまが合いません。第一です

よ、閣内ではいろいろ話をしていたというけれど、田邊総務長官、安倍通産大臣と志を同じうする田邊総務長官がクレームをつけて、おかしいじゃないかと、こうおっしゃつておられる。この点は一体、じやないことなんですか。

二番目、この重要性にかんがみと、こうおっしゃつた。そうしたらね、一体、こんなあな日本館のオープニングと、そこへのこの行くの、いま証言法を改正するという問題の党の責任者のこの役割りとどっちが重要ですか。大臣はこつちのアメリカへ行く方が重要だと、こういうふうな認識なすつていた。

三番目、この報道記事によると通産省から持ち込んだ、こうなつておられるけれども、通産大臣はそれを了解してやらされたんですか、通産省にこの三点、何えは何うぼわからぬのでちよつとお聞きしたい。

○国務大臣(安倍晋太郎君) これは実は、私、もちろん独断で決めたわけではありませんが、さつき申し上げましたように、たしかノックスビルの博覧会、エネルギー博に特派大使を送らなきやならぬということで、党とも相談をいたしまして、内閣とももちろん相談をいたしまして、その結果として竹下君がいいのじやないかということで大体内定をしておりましたのは早くから内定をしておつたわけなんです。閣議で決定したのは二日でありまして、もちろんその他の閣僚が知つたのは二日の閣議の時点だと、私は思うわけでございます。内閣のことでありますから、内閣、外務省、通産省等そういうところで知つておりました、決定は閣議でした。後で田邊国務大臣のそうした発言がありましたので、私から竹下さんにも連絡をしまして、党の方の状況がどうなつておるのかと、それで差し支へはないのかと、こういうことを言つたわけですが、竹下さんの方から党の委員会の方は、これは自分が委員長だけれど、留守の間は代行を置いて、きちつと証言法等に対する党内の論議の方は支障がないようにしていくからと、こういうことでございました。ですから、この作

業の方は決してアメリカに竹下さんが行つたからといつてこれでもつてストップするとか、障害があるとかそういうことには決してならない、こういうふうな党の返事でございました。

それから、重大性にかんがみてというのは、別に証言法のいまの委員会との問題で言つておるわけじやなくて、このノックスビルの博覧会はやはり特派大使を派遣しなきやならぬ、それだけの重要性を持つておる博覧会である、こういうことで各国とも特派大使を派遣するものですから、日本もそれに応じて派遣しよう、というふうなことでこれは前々から決まつておるわけでありまして。

○市川正一君 余り深入りするつもりはありませんけれども、いまお聞きしますと、党の方は差し支へないと、こう言つた。ところが、大臣だつて三役をやつてこられた党の幹部の一人です。しかし、いま鈴木総理がこの証言法の改正問題は竹下君にもよく伝えて、そしやくしてということ、予算委員会のやりとりであれは竹下、竹下と言つておられる問題じやないですか。それをどつちが大事な、重要性の問題という対比じやないと言つておつたけれど、結局選択の問題として、この時点でどちらを選ぶかという重要度の問題から言へば、こつちに軍配を上げた、アメリカへ行きなさいということなんです。ですからこれ内定だつたんでしよう。その一月時点で内定だつたら、その後こういうような思ひが重大事態が発生したら、政府の特使として出されるんだつたらほかに、政府の特使はおるはずですよ。わざわざよりによつてこの人にしないでもいいわけじやないですか。この機会に安倍通産大臣、これは通産省がしかけておつておるということですから、これを取り消して、そしてやつぱりほかのしかるべき人を、たくさん人材はあるわけですから、ぜひとも私は通産省にこれはやつてほしい。そうしないと、私は通産省が証人喚問の引き延ばし、ぶつつぶしに手をかしたと、こう言われてもしょうがないことになつておると思うのですが、この点どうですか、大臣、責任重大ですよ。

○国務大臣(安倍晋太郎君) 全く通産省としては、これはもうそういうことは関係なしに、通産省が決めたわけじやなくて、特派大使というのは内閣が決めるわけですから、ですから最終的に決定したのは内閣でありまして、官房長官が田邊さんの疑義に対しても答えたわけですよ。田邊国務大臣も、いまの市川さんのおっしゃるやうに、予算委員会というところであつた問題が出たもので、念を押したわけなんです。私も心配だつたもんで、それから、これは竹下さんの方にもあるいは党の方にも大丈夫かと言つたんですが、自民党も人材は幾らでもありますから、したがつて、もちろん竹下さんがいなくても、ほかのそれにかわる人材は幾らでもあります。これは十分その辺は……

○市川正一君 どちらの方の人材ですか、証言法の人材ですか。(笑聲)

○国務大臣(安倍晋太郎君) 証言法の審議をする人材は幾らでもあるということ、いつでも代行で審議には全然差し支へないからと、わずか八日間ぐらいですか、審議には全く差し支へないからという返事が返つたものから、そのことを田邊さんにもお伝えをしたわけなんです。

ですからこれは、いまおっしゃるやうにこれでもつて証言法の——党内における論議ですから、党内における論議をこれでもつてどうだこうだと、抑えとか引き延ばすとか、そういうふうな見とか、考え方というのはこれは毛頭ないわけですね。その党内の論議、審議というのは、竹下さんが特派大使になつたといつてちつともそれでもつて支障を来すという筋合いのものではないといふことをはっきり申し上げておきます。

○市川正一君 党内の論議とおっしゃいますけれども、これは各党間の関係の問題ですよ。竹下提案がずつと出ているわけでしょう。テレビの前でも竹下さんは国民に約束なさつたことがたくさんあるわけでしょう。それはやつぱり余人をもつてかえられない問題ですよ。それを、アメリカの日本館のオープニングに行く方が大事だという選択

をあえてなすったというのは私は許せぬと思ひます。

で、世間では、通産省の官房長は小長啓一氏であります。同氏は人も知る田中元首相の首相相時の秘書官で、田中人脈の人だと、こう言われております。今度の入選にも小長氏が絡んだというふうに言われておりますが、この点はいかがですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) そういふことは全くないと思ひます。党の方から大衆人選として出てきまして、もちろん通産省の、これはエネルギーですから関係がありますから、そういう意味で私も相談にあずかり、官房長官の方で、党の推薦であるからこれはそうしたといふことで、党に推薦方を頼んで決まったといふいきさつがあるといふふうに聞いております。

○市川正一君 そうしますと、最後であります。通産大臣としてはこの入選をいまの政治情勢に見合せて、かつてそういう内定があつたけれども、いまはやはり各党との関係、そして重要なこの問題の処理にかんがみて、他の適当な人にかえるのがしかるべきである、こういうふうなお考えになつていらつしやると、こういうふうには私何いたいのですが、その点はどうですか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) もうこれは実は閣議で決定をいたしました人事でございますから、それから、そうした閣議での疑義が出ました点については、党の方にもまた竹下さん本人にも確かめて、そうした党内の論議については全く差し支えない、こういうふうな明確な返事が来たものですから、私はしたがってこの点はそれで解決がしたと、こういうふうには考えております。

○市川正一君 私はこれは、自民党として証言法改定を引き延ばし、証人喚問を庄殺するといふ一翼を通産省も担つてゐるといふことを断じて、質問の本論に入ります。

私は、去る四月二十日の本委員会で、東京金取引所の会員になつて利興貴金属が電話も事務所もない幽霊企業であり、同社の取締役の萩保二は

紛議多発の悪徳ブラックマーケット東京金土地金市場の専務理事であつたことを指摘いたしました。そしてこれは明白な定款違反として除名するようによ本委員会で要求いたしました。私のこの指摘は正しかつたと確信をいたしておりますが、その後この問題はどうか処理されたか、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(斎藤成雄君) 利興貴金属株式会社でございますが、東京金取引所が調査を行いましたところ、いまの御指摘の萩保二氏は、金のブラックマーケットを開設しておりました東京貴金属地金協同組合の専務理事であつたことが判明いたしました。

(委員長退席、理事野呂田芳成君着席)
御存じのように、東京金取引所の定款では、金のブラックマーケットの関係者が役員をしてゐる会員は除名することになっておりますので、東京金取引所の会員資格審査委員会を四月二十三日と二十八日に開きまして、五月十日の理事会で、除名をしようといふところで会員総会にかけることにしたわけでございまして、その利興貴金属会社は五月六日に、つまりこの資格審査委員会が開かれてから後理事会を開く前に解散決議を行いました。五月七日には解散登記をすで行いまして、取引所法三十三条四号では解散してゐるものは当然メンバーでない、脱退といふことになつておりますので、除名の決議にいく前に当然脱退といふことに相なつたわけでございまして。

○市川正一君 私の指摘した事態の正しさはそういう形でも明白になつたのであります。ところがこの東京金取引所の会員で会員資格に問題があるのは、ただいまの利興貴金属だけではないんです。これは斎藤さんにもよく御承知だと思ひますが、たとえばあのときにも触れました利昌金鋪といたうのがあります。これは同じ会員であつたのだいまの利興貴金属に対して、これが全くの幽霊企業であるといふこと、また悪質ブラック出身の萩保二が役員であつたといふことを十分知りながら名目だけの事務所を提供してさらに利興貴金属

に對して、代表取締役の馬國棟という人物であります。これを役員に派遣してあります。また利興貴金属は、利昌金鋪のいわば子会社であり、また萩保二とぐるになつてゐる会社でもあります。私は、この利昌金鋪の会員資格も当然問題にすべきであるといふふうに考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 問題は、東京金取引所の定款に触れるかどうかといふことでなからうかと思ひますけれども、私どもの理解してありますところでは、利昌金鋪といふのは利興貴金属に事務所を賃貸してゐたといふ事実がございまして、これも、それ以外特に定款に触れるような、つまり会員としての道徳性を左右させるような問題はな

いものと理解をいたしております。
○市川正一君 斎藤さん、それでは調べてください。調べてこのシロクロをはつきりいたしたい。時間がありませんから進めますが、私は、この利興貴金属の問題に関連して東京金取引所の関連の常務理事は次のように言つております。今回の事件を契機に審査、推薦のあり方を見直す。ところで、この利興貴金属を推薦したたのは取引員である日綿實業、兼松江商、それから伊藤忠であります。この三社に対しては何かの処分は行われましたか。

○政府委員(斎藤成雄君) ちょっと、推薦をした会社はどこであるか私は承知をいたしておりませんけれども、御指摘のように、東京金取引所の会員加入に際しましては定款上会員三名以上の推薦が義務づけられております。会員の資格審査に当たりましては、必要と認めるときはこの推薦者から意見等を聴取することができるといふことになつてゐるわけでございしますが、ただ、そういった推薦をした人についての責任までは定款では特に規定をいたしてありませんので、これについて責任を云々するのはちよつと無理ではないかといふふうに考えます。ただ、今後会員加入の推薦には、もしそういう問題があるといけませんから慎重

重に行うように指導してまいりたいといふふうに考えます。

○市川正一君 私は、あえて岡常務理事の言葉を引用したのは、今回のやはり事態にかんがみて、審査、推薦のあり方を見直すといふ反省をしてゐるんですね。そして、その反省の上に立つて、私はいま申しました三者に対しては始末書をとつた、こう聞いておりますが、これもひとつ調べていただきたい。

そして、この事件は東京金取引所の資格審査がいかにずさんに行われてきたかといふことを、いわば象徴的に示したものであります。私はこの金取引所を認可した通産省としてどういふ反省をなすつてゐるのか、これをこの機会に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(斎藤成雄君) 先ほど御指摘のありました萩さんのような問題もございまして、今後こういう問題がないように十分に指導してまいりたいといふふうに考えます。特に、これに絡んで一般委託者に被害が及ぶようなことは大変問題でございまして、そういう意味で十分指導監督してまいりたいと思ひます。

○市川正一君 まあ何つておきます。ところで、問題のある取引員、会員はまだあるんですね。たとえば、会員の中にオリンピックゴールドギャラリイといふのと三星物産といふのがありますが、通産省はこの前身を知つておりますか。

○政府委員(斎藤成雄君) 会員の審査につきましては、商品取引所の方で審査を行った上で理事会で決定するといふ経緯がございまして、私ども、いまお尋ねの件については承知いたしてあります。
○市川正一君 ですから事件がもう後を絶たぬのですわ。私は前回もこれ申し上げたわけですから、いまの反省の言葉と、いまの、そんなものあんた、よそが決めるのだからわしは知るかいといふような話は、これはつじつまが合はぬです。これは利興貴金属と一緒です。

まず、オリンピックゴールドギャラリーですけれども、その前身は新日本ゴールドコメックスという会社です。会社も同じ台東区台東の三十一の八で、宝喜ビルという中にあるんです。この新日本ゴールドコメックスというのは利興と同じブラック業界である東京金属地金市場のメンバーであった会社であります。それを引き継いだのがオリンピックゴールドギャラリーであり、社長は新日本の方が吉沢英哲、オリンピックの方はその息子の吉沢敏行です。この吉沢は新日本ゴールドコメックスの監査役だった。ですからオリンピックゴールドというのにはまさにブラックそのものであります。通産省はこの事実について御承知でしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 承知しておりません。

○市川正一君 これも調べていただきたい。よろしくごさいませ、斎藤さん。

(理事野呂田芳成君退席、委員長着席)

○政府委員(斎藤成雄君) よろしくごさいませ。

○市川正一君 もう一つの三星物産の方、これも同じくブラック業界、東京金属地金市場のメンバーだった金属百貨店、そういうブラック業者が前身であって、いまも三星物産と金属百貨店は事務所が一緒です。写真を持ってきました。(写真を示す)ここに看板が並んでおりますが、三階、金属百貨店、それから三星物産、一緒です。これはそのビルの看板です。ここにもあります。後で見たいだきたいのですが、またオーナーや経営者も、どっちも星山一族で固めております。三星物産は社長が星山慶州、同人は金属百貨店の取締役でもあります。ですから、三星物産そのものがブラックであります。しかもこの星山は、文鮮明を教祖とする韓国の謀略組織である統一教会、例の勝共連合とも関係を持っております。通産省はこの点についても御承知でしょうか。

つ一つ。
私、問題があるのは、利興とか利昌だけでなく、通産省としてこういうオリンピックゴールドとか三星物産についても資格審査をやり直すように取引所に対して指導をなさるべきではないか。いかがですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 実態をよく調査いたしまして、定款に触れるようなことであれば御指摘のように指導をする必要があると思います。

○市川正一君 まだあるんです。

通産省に伺いますが、ユニバース貿易という会社はどういう会社でしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) ちょっと、十分承知いたしております。

○市川正一君 あらかじめいろいろお話しはしていただいたつもりであります。これはエース取引の榊原という有名な悪徳業者がおりますが、これを中心にした国際商品取引業協会のメンバーで西山忠成という人物がオーナーを務める悪徳国際ブラック業者であります。被害者は自殺者まで出している、そういう企業です。

ところで、この東京金取引所の会員に西興通商というのがあるんですが、この西興通商も実質的なオーナーは、いま申した西山忠成で、現にユニバース貿易と一緒に国際先物取引をやり、多数の被害者を出してきた企業であります。こういう企業が会員になるのは、私は明白な定款違反だと思えますが、私がいま指摘したようなことがもし事実ならば、いかがでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘の西興通商につきましては、衆議院の商工委員会で御指摘がございまして、目下調査をしている途中でございます。

○市川正一君 私は、さらにその両者の関係を示す証拠文書も持っていました。(資料を示す)これは質権設定契約証書であります。ユニバース貿易が宮城の仙台にあります徳陽相互銀行に提出したのですが、その際に、西興は連帯保証人になっておるんです。後でまたお見せいたしますけれども。

私は、こういう悪徳国際ブラックと、それから資金的にも密接な関係にある西興を会員にするというのは、やはり重大な問題だと思えますが、これについても調査するよう御指導をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 定款に触れるような問題を次々に御指摘をいただきまして大変恐縮でございますが、十分実態を調べまして措置したいと思っております。

○市川正一君 じゃ後でこれはお見せしたいと思っております。

さて、この法案に直接関連しての問題であります。商品先物取引というものがそもそもどういうものなのかという点についてであります。なぜ商品先物市場が必要なのかという点については、需給調節、適正価格の形成、価格の平準化、価格変動による危険回避のための保険つなぎ等々取引所の機能についていろいろ説明がされております。しかし、はつきりしていることは、商品先物取引というのは非常に投機性が強く、あるいは投機そのものである、絶えずリスクと背中合わせにあるんだと、こういうふうには認識しております。この点はいかがでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) おっしゃるとおり投機資金の性格上当然リスクを伴うものでございまして。

○市川正一君 だとしますと、たとえば先ほど取引所の機能として価格変動による危険回避のための保険つなぎということ、これを指摘し、またよく御説明もありました。ところが、この保険つなぎとしての機能によって危険を回避しているのは、実際にたとえば大豆なら大豆を必要としているこの当事者と言っていますか、当事者であります。そして当事者が危険を回避しているというところは、とりもなおさずどこかで大衆の投機家がその危険、そのリスクをしょわされているというところになると思うのですが、そしてそのリスクを実際に最も背負いやすいのが情報を持たず、また経験が皆無に等しい、かつまた先物相場というものの

の知識が乏しく、資力もない一般大衆ということになるのは理の当然だと思っておりますが、そういうことにならぬでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 当事者の場合も現物における損益というものをこの先物でつなぐわけでございます。これに参加する投機家というの、おっしゃる通りにリスクを当然しよっているわけでございます。リスクをしよう反面にまた大きな利益をかつているわけでございます。リスク承知でこの投機に参画する人々についてその投機性を問題にする必要はなからうかと考えます。

○市川正一君 私はそのリスク承知でやっている人はあほやとはそうおっしゃらぬけれども、私、そういう危険性があるんだということを一般論として指摘しているんです。つまり、商品先物取引というのは、一般大衆にとっては総論的に言うところ、それがいかに正常取引、いま問題になっているようなブラック業者による悪質な取引だけじゃないに、合法的で正常な取引であってもいまま言ったこの情報を持たず、経験が皆無に等しい等々の諸条件から言くと、大衆投機家総体としては損害をこうむるようなこととはある意味では不可避的だと言つて差し支えないと思うのですが、そういうふうには認識してよろしいでしょうか。――別にしかけはないのだから思ったとおり言つてください。

○政府委員(斎藤成雄君) 一般大衆というところでもどこまで読むかの問題になろうかと思っておりますけれども、当然に御指摘のようにリスクをしようして投機をするわけでございますから、かなりの人は損害をこうむる。ただそれが全部ではなくて、それを承知で投機をする人もあるわけでございます。から、一律な議論というのはいささかできないのじゃないかと思っております。

○市川正一君 そこで私、今度の法案を拝見し、また国内先物取引への対応などをいままで拝見して、通産省のとりまわっている施策というのは一般委託者の利益を保護するというのを大いにう

たつてはいらつしやるけれども、しかし大衆を保護していくことは私は逆行しているといふふうにあえて言わざるを得ぬのです。たとえばその一つが、現行の商品取引法の第八條、商品市場類似施設の開設の禁止事項についての運用と解釈の問題であります。特に、従来は上場商品以外についても類似施設は禁止されるというのが、五十五年四月、納得のいくような理由も示さぬままに上場商品以外に適用されないという百八十度の解釈、これは先ほど午前中高杉委員が逆転解釈とそうおっしゃいましたけれども、そういう転換をしたことでもあります。この点については私も先般四月二十日の本委員会に取り上げて究明いたしましたのでありますが、政府はこの八條解釈を変えた、ではそれにかわる対策はやつたのか、何もやっていない。そして、公認の取引所があつてさへ一般の大衆投機家は多くのリスクを負うのに、その上いけば公認のブラックマーケットを野放しに認めるといふことになっていくならば、これは多大な被害が輸出するといふのは火を見るよりも明らかである。私はこの点はもう明白な事実の一つだと思ふのですが、再度明確な御見解を承りたい。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のように非常にリスクであるといふ点について十分一般投資家に知らせる必要はあるかと思ひます。その点につきましては、すでに金の取引につきましては、先ほどもちよと申し上げましたけれども、金取引所の委託契約準則の中で危険性の開示義務を課しております。この危険性の開示義務というものにつきましては、先ほど高杉先生の御質問のときに申し上げましたけれども、ほかの取引所の場合についても全部入れるように現在見直しを進めてある最中でございます。ですから、危険なものであるといふことについては十分に周知徹底を図つてまいりたいと考えておるわけでございます。それから、いまもう一つお尋ねのいわゆる逆転解釈でございますけれども、これも先ほどお答えを申し上げたことと重複するんでございますけれども、たまたま五十五年の二月に質問主意書が提

出されまして、この質問主意書についての全く法理論上の議論、文理解釈の上でいままでの解釈は不適切であるといふことが法制局の方から指摘を受けまして、私も通産省は全く予期していなかったわけでございますけれども、法制局の方でいまの解釈は適切ではないという判断でございまして、その法制局の見解に従つたわけでございします。それに伴ひまして従来からの態度が改まりますのでそれをどうするかということにつきましては、現在商品取引所審議会でいろいろ御検討をお願いしているところでございます。この御検討の結果を踏まえて措置をしてみたいと思ひております。

○市川正一君 法制局にこの責任をなすりつけるんじやなしに、私は通産省としての筋の通つた対応をやつたりやるべきだと、先ほど高杉委員も指摘なさいましたけれども、私はブラックマーケットでの被害が輸出しているその真つ最中に本来ならは従来八條解釈でこれを取り締まる、それでもなおかつ十分ならその間に対応策を検討して必要な新規立法や法改正を行う、これが政府の責任であり、これが正常な対応じやないです。それをわざわざブラックマーケットは違法ではありませんと、こういう見解だけを野放し的に明らかにして、事後の対策は何ら講じぬと、私こんな無責任なこととは思ひます。だから私は言ひたいのですが、この八條解釈の改変がいかに不自然なものであつたかといふことはもう今日明白です。問題は、なぜこういうような不自然な解釈改変、これが行われたかといふことであります。私はその背後には非上場商品での被害を輸出さしておいて、その上で被害が輸出しているからといふことを理由にして上場商品にするというこういう筋書きがあつた、これが東京金取引所の成立過程、まさにそれとおなじやないですか。したがつて私は、ここに悪質なブラック業者が入ってくるのもまた当然だ、こう言わざるを得ぬのです。なぜなら、従来八條解釈でいくならはこのブラックマーケットを規制することができ

たし、したがつてあえて上場商品にする必要もなかったわけです。私はこれ以上に正当な理由は見当たらずと思ひますが、政府の見解はどうですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 繰り返しになりますけれども、現実の問題として法制局における法解釈の転換というのが契機でございまして、いまお尋ねのようなそういううまいシナリオを書く人があつたらういふ頭のいい人だと思ひます。法律解釈につきまして外部の人でそこまでの議論といふのは私は恐ろしくてできないのじやないかと思ひます。たまたま法制局でいろいろ議論をした結果の落ちつきが従来の経緯にとられずに法文に即した運用をすべきであるということになつたわけでございます。この解釈の転換が非常に大きな影響を生んだことは間違いないこととございします。それに対処する義務というのが私ども当然持つていられると思ひますけれども、それがそういうことになつた経緯につきましては市川先生の御説はややうがち過ぎではないか、事実とは違つたといふふうに申し上げたいと思ひます。

○市川正一君 斎藤さんは四月二十日ここに座つていなかつたから、そのとき植田さんがいたんです。私あえて言わぬけれども、大臣のこの問題をめぐるいろいろなことも聞いて、それで、大臣もあきらかであつたといふ、いろいろ話があつたんですよ。あなた、それをもう一遍勉強してほしいのですね。ですから、そういう上に立つて私は物を言ひたいんです。しかも、現に商品先物取引業界にとつての上場商品をふやすといふことは悲願になつておるんですよ。そのために政令指定商品以外のブラックマーケットの自由化が大いに利用された節がある。これでは一般大衆、国民はたまったものじやないのですよ。それで、いずれにしても私は八條解釈の改変によつて政令指定商品以外の商品についてはブラックマーケットの存在が自由化されているわけでありまして、かつての金同様、悪質業者による被害が多発していることは、現にブラチナあるいは

銀等々の例を見ても明らかです。こういう現状を一体どうするつもりなのか。ブラックマーケットを禁止する方向で法改正あるいは新規立法を検討するのが当然の筋じやないですか。大臣はこういう問題に非常に御精進なすつていられるんで、こういう方向こそいま求められていられると思ひます、いかがでしようか。

○國務大臣(安倍晋太郎君) 私の名前が出ましたから申し上げますが、この八條解釈の逆転は、これは政府委員が言つていられるように法制局の純粋な法律解釈といふことで出たわけで、何ら意図されたような背景があるとかそういうものではなくない。これは間違いないこととありますから、市川さんのおっしゃることはいわば私は曲解じやないか、こういうふうに思ひます。

その八條解釈の逆転によりまして起こつた事態といふものに対しては、これは政府としてはそれに対応した対策を講じなさいやしませんし、審議会でのための対策等も協議しておるわけでございします。その点ははっきりと申し上げておきます。

○市川正一君 それで、この法改正あるいは新規立法という方向は探求なすつていられるんですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 先ほど申し上げましたように、商品取引所審議会などというふうな処理すべき検討を現在お願いしている最中でございします。この結論をなるべく早く得るようにお願ひをして、その上で処理をしたいと考えているわけでございます。

○市川正一君 ところで、そのことも関連するんですが、昨年の三月に通産省の産業政策局長の諮問機関であります商品等の取引問題研究会の中間報告は海外取引所における取引の勧誘問題の対策案として中身は言ひませんが、A案の一般投資家を対象とする勧誘または受託の禁止、それからB案、受託者の許可制を挙げておりましたが、これが今回の海外先物取引法案にはどちらも欠落をしております。この点については先ほど馬場委員も御質問なさいました。通産省の答弁、斎藤さ

んのお答えは、経済法的規制はなじめぬ、それから個々の取引行為の問題があるとは思わぬ、こういうお答えでした。

私は、そういう責任回避の立場ではなしに、むしろそういうことが個々の取引行為そのものをもやはりうまく規制できないという結果に現になっておるじやないかというのを逆に問いたいのですが、このA案、B案とも落としてしまったというのは、一体そういう見地から言うと、何か経済法的規制になじめぬとか、個々の取引云々というのじやなしに、本当のところどう考えているのか、ちよつと言つて下さい。

○政府委員(斎藤成雄君) 先ほどの御説明とあるいは重複するのかもしれませんが、従来、中間報告の段階では法律的な詰めというのがいまから考えれば十分でいていなかったというふうに言わざるを得ないと思つております。それは先ほどの馬場先生の御質問にもお答えしたことと重なります、タブリですけれども、取引自体はこれが順調に行われれば悪いものではないというふうに言わざるを得ないのじやないか。そういう行為をやりたいという人が仮におりまして、その人が十分リスクその他を承知の上で取引するのであればこれ自体は何ら非難に値しない。

現実の問題が起つておりますのは、その取引をやるときに危険であることも知らせず、あるいは海外にたぐと称してつながらないといったような、そういう悪質業者が間に入るために問題が出ていますのであります。したがって、個々の取引行為が不適切に行われないようにするというのが現実には起つておる問題、現象に対する取り組み方であつて、これにさらにプラスした規制をすれば過剰規制になるんじゃないか、これが法律論をしたときの結論だったわけでございます。そういうふうな御理解をいただきたいと思ひます。

○市川正一君 先ほど馬場委員も指摘しましたが、私はまさにこの点にやはり今度の法案の重大な骨抜きの内容がある。

した商品取引所審議会の岡田会長自身が五月十日付の日経新聞の中で、「この法律がどれほど効果を発揮するかは実際やってみないとわからない。」お読みになったと思ひますが、こう正直に告白をなすつていふことから見ても明白であります。

そこで伺ひますが、一般投資家を対象にした勧誘、受託を禁止しなかつたのはなぜですか。時間が迫つてきました、簡潔にお答えをいただきたい。○政府委員(斎藤成雄君) 御存じのように、経済取引が非常に国際化してまいりまして、いろんな運用をしたいという人がたくさんおるわけでございます。ですから、そういう運用についてリスク承知で取引をするという人についてまで抑えるというのは行き過ぎであらう。それで、いろいろ悪弊が生じておりますから、その悪弊を抑える措置をとるのが最も実際的である、こういう認識でこの行為規制の法律をつくつていふわけでございます。

やや脱線になりますけれども、マルチ商法の規制につきましても、これは行為規制ということで規制をいたしております。許可制などの導入はしていないわけでございます。しかしながら、そういう悪質なマルチの運用というのの影をひそめていふわけでございます。そういう意味で、行為規制で十分効果を上げるように期待ができるというふうに私も考へていふわけでございます。

○市川正一君 先ほど指摘したように、先物取引というのはただでさえ危険なものでしょう、リスクを伴う。それがいまおっしゃつた海外がふえていふという、海外がふえていふというならなお一層情報等の面で正確な把握を一般投資家としてはできない、その問題をどう保護していくかという問題なんですね。ですから私は、それをいまのような立場でいくということは、やっぱり一般投資家を危険にさらすだけだということをあえて指摘せざるを得ぬわけです。しかも、この海外商品の先物取引を実際に行ひ、そして受託する業者と

いうふうに、私は先ほど来例を挙げましたが、断じていいのです。ですから、先物取引業界の健全な発展を願つてまじめに努力している国内商品取引業者にとつても、これは一つの大きながんになつておるんです。

たとえば、最近も香港市場の商品取引で二人の自殺者まで出ておりますけれども、その受託会社は北海道のサニール貿易というのと、それからユニバース貿易であります。ところが、こういう業者が許可も登録も何もしないで、堂々と大手を振つて受託をすることができるといふ。確かに若干の規制のごときものはありますけれども、しかし結果的にはこういう悪徳業者も、いままでは法律がなかつたんで、文字どおり海外ブラック業者と呼ばれてきていました。ところが、今度この法律をつくることによってこれが認知されて、ブラックを合法化することに私は相なると思ふのですが、そう言つて差し支えないのですか。

○政府委員(斎藤成雄君) 法律に従つて行動をしてもらへば、いままでのブラックと言われる人でも問題はないうふうに考へております。法律に従つて取引が行われるのであれば被害は生じない、こういう理解でございます。

○市川正一君 私は、岡田会長がこれはもう実際やつてみぬとわからぬというふうに正直に言つておられるのが事実であるというふうに思ひます。後からもうそれは自殺者が何ほ出て知らぬぞというふうな話はあきまへんで。

それで、衆議院での修正で十四日間のクーリングオフが入つたという点であります。私も実際には海外先物取引をしていふ業者は聞いてみると、営業所外ではクーリングオフがありませんが、しかし営業所で直接受託をするときにはそれはない。したがって、車で送迎、送り迎えすれば店頭扱いとして処理することができるといふので、抜け道は何ほあると、こう言つていふのです。これが今度法律に基づいて堂々と受託する。被害は縮小するところかわしろ拡大する危険すらある。もしこの法律で実効性に問題があるということが

判明した場合には、この点は私は直ちに見直すべきたと思ふのですが、この点はいかがですか。○政府委員(斎藤成雄君) ほかの先生方からも御質問がございました点と重複するかと思ひますけれども、もしもこの法律の運用で、予期してありますような効果が期待できなかったときは、それは別途法律の修正を含めまして対策を検討することになつたと思つております。

○市川正一君 ただいまのことはしかと確認をいたしました。

ところで、この法律では、対象となる海外先物取引の市場、それから商品といたしましては、品目ですが、これは政令で指定することになつておりますが、どうしてすべての海外商品市場または品目を対象としないのか。先ほどこれも馬場委員の御質問でしたか、それに対して、当面対象になるのは香港市場だといふふうに言われておりますが、私は、どうしてすべての海外商品市場、すべての品目を対象にしないのか、まことに不可解であります。この点はどうかなんです。

○政府委員(斎藤成雄君) 商品取引所も非常にたくさん海外にございます。それからそこで扱つておる商品もいろいろあるわけでございますが、それらのすべてが危険であるということではなくて、いろいろ問題が生じた場合にそれについて警戒を深めよう、そういう考へ方でございます。規制を必要なものに限定をする、そういう立場からの制度でございます。

○市川正一君 そうしますと、今後最小限そういう問題が明白になつた場合には政令改正も行ひ、対象となる市場、品目を拡大するということは責任を持つてやられると、こういうふうに確認してよろしうございませうか。

○政府委員(斎藤成雄君) 御指摘のとおりでございます。この法律の目的は一般委託者の保護でございます。ですから、一般委託者にそういった被害が出てまいりました場合には、当然にそういった市場なり商品なりを対象として指定をするという考へ方でございます。

○市川正一君 私は、先ほど来海外取引受託業者の数の実例を申しましたが、なぜ海外取引受託業者を少なくとも国内並みに許可制、登録制にしなかったのか。これは先ほど来各委員からも質問があったところでありますが、それをやらずに、私の方から、じゃ、これはどうなんだというふうにお聞きすると、さっぱりわからぬ。いわば実態すら正確に把握できないということに相なると思うのですが、そういうことも関連して、私は、許可制、登録制をなぜ少なくとも国内並みにやらなかったのか、もう一度この点確かめたい。

○政府委員(斎藤成雄君) 大きく分ければ、理由は二つになるんじゃないかと思ひます。

一つは、現実には被害を生じておるもの、その原因行為というのが、取引自体に悪性があるために生じているのではなくて、個々の取引行為が不適切に行われているというために生じているということ、したがって、それに対処する方法としては、そういった行為が改められるように行為規制をやるのが立法論として当然の結論であるということが一つでございます。

それからもう一つは、仮に許可制をとりますと、今度はその許可基準をどのようにするかという問題が出てまいります。国内の商品取引所法の場合には、国内での適正な商品価格の形成という問題がございますから、業者について一定の財務的基準がなければいけないとか、あるいは経験その他がなければいけないというような議論が出てくるわけでございますけれども、海外の商品取引所の場合には、そういった適正な価格形成といった経済法的な目標がございませんから、どういふ観点で基準をつくるかといふは、被害者を生じないような行動をせよとならぬと、そういう基準になろうかと思うのです。そういった基準というのは、これをすべてに適用するということは実際問題として大変むずかしいわけでございまして、いろいろな企業が出てまいりました場合に、それらの人がそういった行為規制で課すような基準を守れるのか守れないのかということは判断が困難でございます。

ます。そういうことを徹底してやろうとしますれば、あるいは大量の人員を投入いたしまして、それこそ業者の行動を詳細に調べるといふようなことを、あるいはやればできるのかもしれないけれども、それはやや現実離れをしております。現在のように、行政の面で行政改革が行われようというときでございまして、こういう問題だけのために大量の人員を投入するというのはいささか現実的ではないだろうということにもなるわけでございます。そういう意味で許可制についてお墨つきといひますか、十分な審査がでなくては許可を与えればお墨つきをもらつたということですか、えつて業者がそれを悪用いたしまして、法律そのものを必要とする背景は、繰り返しになりますけれども、個々の行為自体にあるのではない、個々の取引行為が不適切に行われるところにある、その二つを理由として許可制は法律的には適切でないというふうに考えたわけでございます。

○市川正一君 私は野放し、無責任論もええところやと。前からいろいろ具体的事実を申し上げているのは、あえて申し上げているのはそういう実態すらつかんでない、そして個々に起こつた事件を、あるいは被害を、これを個々の問題としてしか取り扱わないというのではこれはやっぱり政府としての行政責任は果たせないということを言っているんです。

私、最後にもう一度具体的事実にも即しながらお聞きしますが、これだけ言つても同じような壊れたテーブルコーダーみたいなものでは本当に私は、国民は許さぬと思うのですが、たとえば任意の海外取引業者の団体に国際商品取引業協会というのがあるが、これは御存じですか。

○政府委員(斎藤成雄君) ございます。

○市川正一君 この中には先ほど問題にした北海道のサニール貿易、これはもう御存じの……それからユニバース貿易、これもあります。いずれも名だたる悪徳業者がずらつと入つておるんです。東京金取引所ならこの定款に基づいて、先ほど私申しましたが、会員や取引員には絶対になれない

いような業者が、より危険な海外取引ではこの法律で規制されることなしに、むしろ従来以上に仕事ができるようになるんですよ。恐らくこういう業者は勧誘の際に、あなたはお墨つきをもらつて云々とおっしゃつたけれども、まさにそのとおり、国から公認されたと言つて今度は規制法案を逆手にとつて利用していくというところは目に見えらるうに明らかです。だから私は、許可制、さらにまた登録制をやらないうで、逆にこういうふうになつた悪徳業者を野放しにしまして、こういうことをいふあなたが事実上おっしゃつたわけですから、ですからこれでは私は被害者の食い逃げされるところという事態はもう目に見えておると思つて、ですから重ねて私も一度申し上げますが、こういう一般投資家からの受託を禁止すること、それから業者を許可制、登録制にすること、少なくともこの二点がなければ高水準の被害が続出する可能性がきわめて大きい、こう思うのであります。

この二点について、私は政府が真剣に思ひをいたして検討されることを強く求めたいと思つておりますが、もしこの点で最後に大臣の所見がございしたらお答えを願つて、時間が参りましたので質問は終わります。

○国務大臣(安倍晋太郎君) いまいろいろと御指摘がございましたが、今日の各委員の質問も、あるいは御見解等も十分踏まえまして、この法律が成立すれば厳正に適用いたしまして消費者の保護、さらにまた悪徳業者の掃蕩のために政府としては全力を傾けて尽くしたい、このように考えております。

○委員(長(降矢敏雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(降矢敏雄君) 御異議なしと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案に反対の討論を行います。

本法案の提出の背景には、香港先物市場を中心に海外先物取引受託業者による悪徳商法で一般投資家の被害が激増し、大きな社会問題、政治問題となつてきたことがあります。この点で指摘しなければならぬのは、これを促進させてきたものとして政府が何ら事後の対策を講ずることなく現行商品取引所法第八條の解釈を百八十度転換して政令指定商品外のアラックマーケットを合法化し、続いて金を政令指定商品にすることにより悪質な金アラック業者を海外先物取引に追いやることである。金の政令指定が海外先物取引で被害を激増させるであろうことは被害者の会やわが党が繰り返し指摘したことであり、結果は残念ながらまさにそのとおりになつたのであります。有効な対策を放置してきた政府の責任は重大であることをまず最初に指摘し、以下本案に即して反対の理由を明らかにいたします。

第一の理由は、本案が一般委託者の保護と云いながら自殺者や一家離散など数多くの被害者を続出させている悪質きわまる海外先物取引業者を事実上容認し、公認するものだからであります。正常な取引においてさき多大の危険を不可避的に伴うのが先物取引であり、その上にこうした悪徳業者の現状を事実上公認する本法が一般投資家の保護たり得ないことは言をまたないところであります。

第二の理由は、そもそも海外先物取引に一般投資家を参画させなければならぬ経済上の必要性は存在しないばかりか、一般投資家にとつて海外先物取引は国内以上に情報、経験は不足し、その危険度ははかり知れないものがあるにもかかわらず一般投資家の大幅参加を大前提としていることである。

第三の理由は、以上述べたように、一般投資家を保護するというなら不可欠のはずの大原則を骨抜きした上、さらに規制内容もきわめて不十分なものだからであります。衆議院において十四日

間のクーリングオフ導入などを内容とする若干の修正が行われましたが、これらの措置によっても本案の根本的な欠陥を補うものではないばかりか、脱法行為の輸出がすでに明確に予測されているのであります。その他の内容についても、目新しいものは華証責任の転換だけであり、これも裁判に訴えることを前提にしたものであります。しかし、現に被害を受けている多くは一人暮らしの老人とか主婦とか、裁判に訴えることが困難ないわば社会的弱者であり、この条項をもって一般投資家を保護するなどはとうてい言い得ないものであります。

以上、反対の主な理由を述べましたが、わが党が従来から主張しているように、一般投資家の参加を原則禁止とし、当業者のみに限定してこそ一般消費者の保護が可能であることを最後に重ねて指摘し、私の反対討論を終わります。

○委員長(降矢敬雄君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬雄君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬雄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、野呂田君から発言を求められておりますので、これを許します。野呂田君。

○野呂田芳成君 私は、ただいま可決されました海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議・日本社会党・公明党・国民会議・民社党・国民連合、新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

海外商品市場における先物取引の受託等

に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、海外商品市場における先物取引の受託等を公正にし、一般委託者に発生することのある損害を未然に防止するため、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、消費者保護の観点から、あらゆる機会を通じて、一般委託者に対し本法の立法趣旨を周知徹底するとともに、本法第二条第二項に基づく政令指定を行うにあたっては、被害発生状況等を参酌して迅速に対処すること。

二、今後とも海外商品取引業者に対する指導・監督体制を強化するとともに、本法施行後も生ずることのあるべき被害者に対する相談体制の充実に努めること。

三、東京金取引所会員の一部に会員資格に欠ける者が紛れ込んでいた事態を重視し、これらの者が取引所から排除されるよう配慮するとともに、今後、このようなことが再発せぬよう指導すること。

四、商品取引所法第八条の解釈変更により、商品市場類似施設開設による一般委託者の被害が発生せぬよう、早急に対策を講ずること。

五、今後の商品先物取引の国際化進展に応じ海外商品市場における先物取引の受託等の事業活動を流通経済の観点から位置づけた体系を検討すること。

右決議する。

以上であります。

○委員長(降矢敬雄君) ただいま野呂田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(降矢敬雄君) 全会一致と認めます。よって、野呂田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、安倍通商産業大臣から発言を求められておりますので、この際、これを

許します。安倍通商産業大臣。

○國務大臣(安倍晋太郎君) ただいまの附帯決議につきましても、政府といたしまして、その御趣旨を尊重いたしまして努力してまいります所存でございます。

○委員長(降矢敬雄君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(降矢敬雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十分散会

四月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

(第三二二二号)(第三一六四号)(第三一六五号)(第三二六六号)(第三一九九号)(第三二〇号)(第三二〇一号)

一、日本航空機製造株式会社(の廃止・業務の民間移管)反対に関する請願(第三二二二号)(第三二二三号)

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

(第三二五五号)(第三二五六号)

第三二二二号 昭和五十七年四月九日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 鹿児島市下荒田一ノ三八ノ八
大崎松雄 外九百六十四名

紹介議員 田原 武雄君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二六四号 昭和五十七年四月十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 静岡県伊東市猪戸二ノ一ノ六
鈴木計夫 外二千六百八十五名

紹介議員 戸塚 進也君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三一六五号 昭和五十七年四月十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 北海道河東郡音更町十勝川温泉
南一五丁目 中津川武男 外二百三十三名

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二六六号 昭和五十七年四月十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 佐賀県神埼郡三瀬村中谷 篠原
綾夫 外八百八十二名

紹介議員 福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三一九九号 昭和五十七年四月十三日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 愛媛県松山市味酒町一ノ九ノ一
鈴木美世 外百七十五名

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二〇〇号 昭和五十七年四月十三日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

請願者 北海道河東郡上士幌町糠平温泉
旅館組合内 中川秀雄 外二千二百二十九名

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三〇一〇号 昭和五十七年四月十三日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 青森市新町一ノ六ノ一八 中山
雪夫 外七百十五名
紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二二二号 昭和五十七年四月十四日受理
日本航空機製造株式会社 廃止・業務の民間移管
反対に関する請願
請願者 東京都練馬区南大泉町二ノ一ノ
四 浅川謙治 外三千九百九十九
名
紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三二二三号 昭和五十七年四月十四日受理
日本航空機製造株式会社 廃止・業務の民間移管
反対に関する請願
請願者 福岡市西区田一、一九一ノ二
久 保美代子 外三千九百九十九名
紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三二五五号 昭和五十七年四月十四日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 鹿児島県指宿市湯の浜二ノ一七
ノ七 田原迫多計男 外九百六十
一名
紹介議員 川原新次郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二五六号 昭和五十七年四月十四日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 埼玉県春日部市柏壁四、二二七ノ
一 栄寛光 外千二百六名

紹介議員 土屋 義彦君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

四月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企
業分野調整法による規制措置等に関する請願
(第三二四七号)(第三四一一号)(第三四四六
号)

一、日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民
間移管反対に関する請願(第三四七五号)(第
三五〇九号)

一、大企業の建設するホテル等について中小企
業分野調整法による規制措置等に関する請願
(第三二五六号)(第三二五七号)(第三二五八
号)

第三二四七号 昭和五十七年四月十六日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 鹿児島市東千石町五ノ一二 高
田勇勢 外千三十四名
紹介議員 金丸 三郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三四一一号 昭和五十七年四月十九日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 名古屋市中村区名駅南一ノ一八
ノ二四 田茂井恒夫 外九百八十
五名
紹介議員 大木 浩君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三四四六号 昭和五十七年四月二十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 滋賀県大津市雄琴一ノ一ノ三
佐藤伝三郎 外百十九名

紹介議員 河本嘉久蔵君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三四七五号 昭和五十七年四月二十一日受理
日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民間移管
反対に関する請願
請願者 熊本県荒尾市八幡台四ノ四ノ二
ノ二八 松永靖彦 外三千九百十
九名
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三二〇九号 昭和五十七年四月二十二日受理
日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民間移管
反対に関する請願
請願者 東京都町田市三輪町一、七七四ノ
四 望月節男 外六千十一名
紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三二五三六号 昭和五十七年四月二十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願
請願者 岐阜市美江寺町一ノ一六岐卓泉
旅館環境衛生同業組合理事長 山
岡良男 外六百七十八名
紹介議員 杉山 令盛君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二五三七号 昭和五十七年四月二十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願(二通)
請願者 秋田県横手市寿町六ノ四 佐々
木秀之 外五百三十四名
紹介議員 野呂田芳成君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三二五三八号 昭和五十七年四月二十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野

調整法による規制措置等に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市小町二ノ一二ノ
二七 松岡正二 外千六百六十二名
紹介議員 秦野 章君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

五月四日予備審査のため、本委員会に左の案件が
付託された。

一、武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関
する法律案(衆)

一、大企業等の小売業の事業活動の規制に関
する法律案(衆)

一、訪問販売等に関する法律の一部を改正する
法律案(衆)

武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関する
法律案

武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関す
る法律

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法の理念に基づき、
武器その他の軍用機器の輸出その他国際緊張を
高め又は国際紛争を生じさせ若しくは助長する
おそれのある行為の禁止について規定し、もつ
て国際平和と我が国の安全に寄与することを目
的とする。

(定義)

第二条 この法律において「武器等」とは、武器そ
の他の軍用機器であつて次に掲げるものをい
う。

一 銃砲(産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に
供されるものを除く。)及びこれに用いる銃
砲弾並びに銃剣

二 爆弾、魚雷、爆雷その他の爆発物(信管等の
起爆装置により作用する爆発物であつて、産
業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供される
もの以外のものをい)、銃砲弾を除く。第四
号において同じ。及びこれを投下し、又は発

射する装置

三 火炎発射機

四 火薬類(銃砲弾及び爆発物を除く。)及び爆薬安定剤であつて軍用のもの(専ら軍隊が使用するものであつて、その構造、機能等から戦闘の用に供されるものと認められるものをいう。以下同じ。)として政令で定めるもの

五 戦車、装甲車その他車両であつて軍用のものとして政令で定めるもの

六 駆逐艦、潜水艦、魚雷艇その他船舶であつて軍用のものとして政令で定めるもの

七 戦闘機、偵察機その他航空機であつて軍用のものとして政令で定めるもの

八 防潜網及び魚雷防網並びに磁気機雷掃海用の浮揚性電らん

九 装甲板、鉄かぶと(軍用のものに限り。)及び防弾衣

十 探照灯(軍用のものに限り。)及びその制御装置

十一 無線遠隔測定装置及び無線遠隔制御装置(軍用のものに限り。)並びにその他電子機器であつて軍用のものとして政令で定めるもの

十二 細菌製剤、化学製剤及び放射性製剤並びにこれらの散布、防護、探知又は識別のための装置であつて軍用のものとして政令で定めるもの

十三 専ら前各号に掲げる物に使用される部品又は附属品であつて政令で定めるもの(半製品であつて、その形成、材質等から当該部品又は附属品となると認められるものを含む。)

この法律において「武器等製造設備」とは、次に掲げる物をいう。

一 専ら武器等の製造(改造、加工及び修理を含む。以下同じ。)又は試験の用に供される機械、装置その他の設備であつて政令で定めるもの

二 専ら前号の設備に使用される部品又は附属品であつて政令で定めるもの(半製品であつて、その形状、材質等から当該部品又は附属品となると認められるものを含む。)

品となると認められるものを含む。)

(輸出の禁止)

第三条 何人も、武器等又は武器等製造設備を輸出してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 武器等又は武器等製造設備を外国において修理し、又は加工してこれを再輸入する目的で輸出する場合

二 品質又は数量等が契約の内容と相違するため、輸入された武器等又は武器等製造設備を返送する目的で輸出する場合

三 船舶の遭難その他政令で定めるやむを得ない事故により日本国内に到着した武器等又は武器等製造設備を輸出する場合

(技術提供の禁止)

第四条 何人も、武器等(専らこれに使用される材料を含む。以下この条において同じ。)又は武器等製造設備の製造(設計を含む。)の技術(武器等又は武器等製造設備についての専用の技術に限る。)を、外国において利用させるために提供してはならない。

(外国の軍事施設の建設等への関与の禁止)

第五条 何人も、外国における軍港、軍用飛行場の他の専ら軍隊の用に供される施設の建設又は改修その他その施設の整備に関し、その工場の請負、資金の貸付け、工事用機材の供与、技術の提供その他政令で定める業務又は便益の提供をしてはならない。

(外国法人である武器等製造会社の証券等の取得等の禁止)

第六条 何人も、外国法人(外国法令に基づいて設立された法人をいう。以下この条において同じ。)であつて武器等の製造の事業が重要な業務として行われているものとして政令で定めるものの発行に係る証券(社債、株式、出資の持分、債券、株式に関する権利を与える証書その他これらに類する証券又は証書であつて政令で定めるものをいう。)の取得又は当該外国法人に対する金銭の貸付け(債務の保証その他金銭

の貸付けに類する行為であつて政令で定めるものを含む。)であつて当該外国法人との間に継続的な経済関係を樹立するために行われるものとして政令で定めるものをしてはならない。

(罰則)

第七条 第三条、第四条、第五条又は前条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

ただし、当該違反行為の目的物の価格の三倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の三倍以下とする。

2 前項(第四条、第五条及び前条に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定は、日本国内に主たる事務所を有する法人の代表者若しくは日本国内に住所を有する人又はその法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者であつて、外国においてその法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたものにも、適用する。

第八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前に、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)及びこれに基づく命令の規定により認められ、若しくは許可若しくは承認を受けた武器等若しくは武器等製造設備の輸出その他の行為又はこれらの規定によりした届出に係る行為については、なお従前の例による。

3 第五条の規定は、この法律の施行前にした契約に基づきこの法律の施行後にした行為については、適用しない。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

4 外国為替及び外国貿易管理法の一部を次のように改正する。

第二十五条第一号中「次号」を「次号及び第二号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

一の二 役務取引であつて、特定汎用品等(武器その他の軍用機器の輸出等の禁止に関する法律(昭和五十七年法律第 号)第二条に規定する武器等及び武器等製造設備以外の物のうち、車両、電子機器その他の機械器具又は装置であつて、軍隊の用に供され得るものであり、かつ、軍隊の行動等において重要な役割を果たし得ると認められるものとして政令で定めるもの(その部品及び附属品を含む。及びその製造(改造、加工及び修理を含む。以下この号において同じ。)又は試験の用に供される機械、装置その他の設備であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。))の製造(設計を含む。))の技術に係るもの

第二十五条第二号中「役務取引」の下に「(前号に規定するものを除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項第一号の二の規定による許可を受けようとする者は、政令で定めるところにより、当該技術が軍隊の用に供されないことを証する書面を提出しなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(輸出の承認)

第四十七条の二 特定汎用品等を輸出しようとする者は、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければならない。この場合においては、当該特定汎用品等が軍隊の用に供されないことを証する書面を提出しなければならない。

第四十八条の見出しを削り、同条第二項中「特定の種類」を「前条に規定する場合を除くほか、特定の種類」に改める。

第七十条第二十八号の次に次の一号を加える。

第二十八の二 第四十七条の二の規定による承認

を受けないで特定汎用品等の輸出をした者
第七十二条第六号の次に次の一号を加える。
六の二 第二十五条第二項又は第四十七条の二
に規定する書面で虚偽の記載のあるものを提
出した者

大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する
法律案
大企業者等の小売業の事業活動の規制に関す
る法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）	第二章 大企業者等の小売業（第三条―第十九条）
第三章 小売市場（第二十条―第三十条）	第四章 小売商業問題審議会（第三十一条―第三十五条）
第五章 雑則（第三十六条―第四十五条）	第六章 罰則（第四十六条―第五十条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、一般消費者の利益の保護に
配慮しつつ、中小小売商の経営の安定を図るた
め、大企業者等の小売業について営業の許可等
その事業活動の規制を行うことにより、小売業
の健全な発達を図り、もつて国民生活の安定と
国民経済の民主的な発展に資することを目的と
する。

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、資
本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並び
に常時使用する従業員の数が五十人以下の会社
及び個人（次項第二号に該当する者を除く。）で
あつて事業を営むものをいう。

2 この法律において「大企業者」とは、次の各号
の一に該当する者であつて事業を営むものをい
う。

一 資本の額又は出資の総額が千万円を超え、

かつ、常時使用する従業員の数が五十人を超
える会社及び常時使用する従業員の数が五十
人を超える個人

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会
社並びに常時使用する従業員の数が五十人以
下の会社であつて、前号に該当する者がその
会社に対し、その発行済株式の総数、出資口
数の総数又は出資額の総額の二分の一以上
に相当する数又は額の株式又は出資を単独で
所有する関係その他その事業活動を実質的に
支配することが可能なものとして主務省令で
定める関係を持つているもの

3 この法律において「小売商」とは、小売業（飲
食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。
以下同じ。）に属する事業を主たる事業として
営む者をいう。

4 この法律において「中小小売商」とは、中小企
業者である小売商をいう。

5 この法律において「店舗面積」とは、小売業を
営むための店舗の用に供される床面積をいう。

第二章 大企業者等の小売業

（営業の許可）

第三条 大企業者が店舗において小売業を営もう
とするとき、又は中小企業者が店舗（一の建物
におけるその者の店舗面積の合計が五百平方
メートルを超える店舗に限る。）において小売
業を営もうとするときは、店舗ごとに、当該店
舗の用に供する建物の所在地を管轄する都道府
県知事の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第四条 前条の許可を受けようとする者は、主務
省令で定めるところにより、次に掲げる事項を
記載した申請書を、当該店舗の用に供する建物
の所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）
の長を経由して、都道府県知事に提出しなけれ
ばならない。ただし、第六号に掲げる事項につ
いては、一の建物におけるその者の店舗面積の
合計が五百平方メートルを超える店舗につき同
条の許可を受けようとする場合に限る。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに会社
にあつてはその業務を執行する役員（氏名及
び住所）

二 店舗の用に供する建物の所在地

三 営業の開始の日（以下「開店日」という。）

四 店舗面積

五 販売する物品の種類

六 販売する物品の種類ごとの当該物品の販売
の用に供される床面積（以下「売場面積」とい
う。）

2 前項の申請書には、店舗の用に供する建物に
おける当該店舗の配置、申請者が営む他の店舗
における小売業の現状その他の主務省令で定め
る事項を記載した書類を添付しなければならない
（許可の基準）

第五条 都道府県知事は、第三条の許可の申請が
次の各号の一に該当すると認められる場合に
は、同条の許可をしない。

一 当該申請に係る店舗における小売業の事業
活動が当該店舗の用に供する建物の周辺の中
小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼ
すおそれがあること

二 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処
せられ、その執行を終わり、又は執行を受け
ることがなくなつた日から二年を経過しない
者であること

三 申請者が第十六条の規定によりその許可を
取り消され、その取消しの日から二年を経過
しない者であること

四 申請者が会社である場合において、その会
社の業務を執行する役員（うち前二号の一
に該当する者があるものであること）

（意見の聴取等）

第六条 都道府県知事は、第三条の許可に係る処
分をしようとする場合において、当該許可の申
請に係る店舗の用に供する建物の周辺の人口の
規模及びその推移、当該周辺の他の店舗の配置
及び当該他の店舗における小売業の現状等の事
情を調査し、当該許可の申請に係る店舗におけ
る小売業の事業活動がその周辺の中小小売商の
事業活動に相当程度の影響を及ぼすと認められ
るときは、都道府県小売商業問題審議会の意見
及び当該許可の申請に係る店舗における小売業
の事業活動がその区域内の中小小売商の事業活
動に相当程度の影響を及ぼすと認められる市町
村の長の意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、第三条の許可に係る処分をし
ようとする場合において、当該許可の申請に係
る店舗における小売業の事業活動がその区域
内の中小小売商の事業活動に相当程度の影響を
及ぼすおそれがあると認められる市町村が他の都
府県内にあるときは、当該他の都府県知事と協
議しなければならない。

3 第一項の規定は、前項の規定により協議の申
入れを受けた都府県知事が申入れをした都府県
知事と協議する場合に準用する。この場合にお
いて、第一項中「当該許可の申請」とあるのは、
「当該協議の申入れ」と読み替へるものとする。

4 市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）
は、第一項（前項において準用する場合を含む。）
の規定により意見を聴かれた場合において、市町村
小売商業問題審議会が設置されてい
るときは、その意見を聴かなければならない。
（許可の条件）

第七条 第三条の許可には、当該許可の申請に係
る店舗の用に供する建物の周辺の住民の居住環
境の保全のための騒音の防止の措置その他の条
件を付することができ。

（経過措置）

第八条 中小企業者が大企業者となつた場合にお
いて、当該大企業者となつた際に店舗におい
て小売業を営んでいる者（当該店舗につき第三
条の許可を受けた者を除く。）は、当該大企業者
となつた際に小売業の用に供している店舗の
店舗面積及び当該店舗において現に販売してい
る物品の種類に係る小売業については、同条の
許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされた者は、主務省令で定めるところにより、大企業者となつた日から起算して一月以内に、第四条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）に掲げる事項を記載した届出書を、当該店舗の用に供する建物の所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に提出しなければならぬ。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

（変更の許可）

第九条 第三条の許可を受けた者（前条第一項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされた者を含む。以下同じ。）は、当該許可に係る第四条第一項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（第六号に掲げる事項については、政令で定める重要な変更に限る。）をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、当該許可に係る開店日の繰下げ、店舗面積の減少又は販売する物品の種類

の減少については、この限りでない。

2 第四条、第五条（第一号に係る部分に限る。）、第六条及び第七条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第四条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは、「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第三号から第六号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替へるものとする。

（変更等の届出）

第十条 第三条の許可を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、その日から一月以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 第四条第一項第一号に掲げる事項の変更をしたとき。
- 二 前条第一項ただし書に規定する変更をしたとき。
- 三 店舗につき小売業の廃止をしたとき。
- 四 大企業者である場合において、大企業者でなくなつたとき。

五 中小企業者である場合において、一の建物におけるその者の店舗を店舗面積の合計が五百平方メートル以下のものとしたとき。

（開閉店時刻及び休業日数）

第十一条 第三条の許可を受けた者は、当該許可に係る店舗においてその毎日の開店時刻を午前八時前とし、又は閉店時刻を午後六時後とし、うとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る開店時刻の繰上げ又は閉店時刻の繰下げをしようとするときも、同様とする。

2 第三条の許可を受けた者は、当該許可に係る店舗において、その休業日数を一月につき四日未満とし、又は一年につき五十日未満とし、うとするときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可に係る休業日数の減少をしようとするときも、同様とする。

3 第六条第一項及び第二項の規定は、第一項又は前項の許可に係る処分をしようとする場合に準用する。

4 第六条第一項の規定は、前項において準用する同条第二項の規定による協議の申入れを受けた都道府県知事が申入れをした都道府県知事と協議する場合に準用する。この場合において、同条第一項中「当該許可の申請」とあるのは、「当該協議の申入れ」と読み替へるものとする。

5 第六条第四項の規定は、市町村長が第三項又は前項において準用する同条第一項の規定により意見を聴かれた場合に準用する。

6 前条の規定は、第一項又は第二項の許可を受けた者が当該許可に係る開店時刻の繰下げ、閉店時刻の繰上げ又は休業日数の増加をした場合に準用する。

（改善勧告）

第十二条 都道府県知事は、第三条の許可を受けた者の当該許可に係る店舗における顧客の送迎その他の政令で定める営業に関する行為が当該

店舗における小売業の事業活動を通じて当該店舗の用に供する建物の周辺の中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において、その中小小売商の維持育成を図るために必要があると認められるときは、当該営業に関する行為を行つてゐる者に對し、当該営業に関する行為の全部若しくは一部を中止すること又は一年以内の期間を定めて当該営業に関する行為の全部若しくは一部を停止することを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表することができる。

3 中小小売商は、第三条の許可を受けた者の当該許可に係る店舗における第一項に規定する営業に関する行為がその者の事業活動に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、同項の規定による勧告をするよう申し出ることができる。

4 都道府県知事は、前項に規定する申出があつたときは、必要な調査をしなければならぬ。

5 都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、第三項の規定による申出が具体的な事実を摘示してされた場合において、第一項の規定による勧告をしたときはその旨及びその勧告の内容を、同項の規定による勧告をしないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該申出をした者に通知しなければならない。

（改善命令）

第十三条 都道府県知事は、前条等一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、当該営業に関する行為が当該店舗における小売業の事業活動を通じて当該店舗の用に供する建物の周辺の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすと認められるときは、都道府県小売商業問題審議会の意見及び当該営業に関する行為がその区域内の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすと認められる市町村の長の意見を聴いて、当該勧告を受けた

者に対し、当該勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとする場合において、当該営業に関する行為がその区域内の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすおそれがあると認められる市町村が他の都府県内にあるときは、当該他の都府県知事と協議しなければならない。

3 前項の場合において、同項の規定により協議の申入れを受けた都道府県知事は、都道府県小売商業問題審議会の意見及び当該営業に関する行為がその区域内の中小小売商の経営の安定に著しい悪影響を及ぼすと認められる市町村の長の意見を聴かなければならぬ。

4 市町村長は、第一項又は前項の規定により意見を聴かれた場合において、市町村小売商業問題審議会が設置されているときは、その意見を聴かなければならない。

（消費者の利益の保護に対する配慮等）

第十四条 都道府県知事は、第三条、第九条第一項、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに前条第一項に規定する措置の運用に当たつては、一般消費者の利益の保護及びその店舗の用に供する建物の周辺の住民の居住環境の保全について配慮し、あわせて、その建物の所在する市町村に係る都市の整備に関する計画及び商業の振興に関する計画の円滑な遂行に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

（承継）

第十五条 第三条の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その許可を受けた者の地位を承継する。ただし、これらの者が大企業者とならないとき又は一の建物におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える店舗において小売業を営む中小企業者とならないときは、この限りでない。

2 前項の規定により第三条の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、第三条の許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、同条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて当該許可に係る小売業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第五条第二号から第四号までの一に該当するに至つたとき。

二 第七条の条件に違反したとき。

三 第九条第一項又は第十一条第一項若しくは第二項の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第三条、第九条第一項又は第十一条第一項若しくは第二項の許可を受けたとき。

(許可の失効)

第十七条 第三条の許可を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、当該店舗に係る許可は、その効力を失う。

一 店舗につき小売業の廃止をしたとき。

二 店舗において小売業を営む大企業者である場合において、大企業者でなくなつたとき
(一の建物におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える店舗において小売業を営む中小企業者となつたときを除く。)

三 中小企業者である場合において、一の建物におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートル以下のものとしたとき。

(意見の申出)

第十八条 第十四条に規定する措置に関し利害関係のある消費者等は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、当該措置に関する意見を申し出ることができる。

2 都道府県知事は、主務省令で定めるところにより、前項の規定による意見の申出が具体的な事実を摘示してされた場合において、適当な措置を執つたときはその旨及びその内容を、措置を執らないこととしたときはその旨及びその理由を、速やかに、当該意見の申出をした者に通知しなければならない。

(一の建物)

第十九条 この章の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物(当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によつて二以上の部分に隔てられておるときは、その隔てられたそれぞれの部分)及び通路によつて接続され、機能が一体となつて二以上の建物は、これを一の建物とし、その建物に附属建物があるときは、これを合わせたものをもつて一の建物とする。

第三章 小売市場

(小売市場の許可)

第二十条 政令で指定する市(特別区を含む。以下同じ。)の区域(以下「指定区域」という。)内の建物については、当該建物の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者でなければ、小売市場(一の建物であつて、十以上の小売商(その全部又は一部が政令で定める物品を販売する場合に限る。)の店舗の用に供されるものをいう。以下同じ。)とするため、その建物の全部又は一部をその店舗の用に供する小売商に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

2 前項の許可は、一の建物ごとに行う。

3 前二項の規定の適用については、屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内の二以上の棟をなす建物は、これを一の建物とし、建物に附属建物があるときは、これを合わせたものをもつて一の建物とする。

4 都道府県知事は、第一項の規定による処分をしようとするときは、都道府県小売商業問題審議会の意見を聴くとともに、当該建物の所在する市の市長(特別区にあつては区長。以下同

じ。)と協議しなければならない。ただし、同項の許可を受けようとする者が当該市長である場合は、この限りでない。

(許可の申請)

第二十一条 前条第一項の許可を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、その建物の所在する市の市長を経由して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその業務を執行する役員(の氏名及び住所)

二 その建物の所在地及び小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積

三 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商の数及びその小売商が主として販売する物品の種類

四 その建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す小売商から受領するその建物の賃料又はその建物をその申請に係る許可を受ける日以後にその店舗の用に供させるため譲り渡す小売商から受領するその建物に係る譲渡代金の額その他の譲渡条件

2 前項の申請書には、その建物の所在地を示す図面、その建物の貸付契約書又は譲渡契約書案その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(許可の基準)

第二十二条 都道府県知事は、第二十条第一項の許可の申請があつた場合には、当該申請が次の各号の一に該当すると認められる場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該小売市場が開設されることにより、当該小売市場内の小売商と周辺の小売市場内の小売商との競争又は当該小売市場内の小売商と周辺の小売商との競争が過度に行われることとなりそのため中小小売商の経営が著しく

不安定となるおそれがあること。

二 前条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件が主務省令で定める基準に適合するものでないこと。

三 申請者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

四 申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員(のうちに前号に該当する者があるものであること)。

五 申請者が第二十七条第一項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

(経過措置)

第二十三条 次の各号に掲げる建物をその店舗の用に供する小売商に貸し付けている者は、その建物につき、当該各号に掲げる時に、第二十条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 一の地域が指定地域になつた際現にその地域内において小売市場とされている建物。その地域が指定地域となつた時

二 第二十条第一項の物品を定める政令が制定され又は改廃されたことその他の主務省令で定める事由により小売市場とされることとなつた指定地域内の建物。その建物が小売市場とされることとなつた時

2 前項の規定により同項各号に掲げる建物につき第二十条第一項の許可を受けたものとみなされた者は、主務省令で定めるところにより、その許可を受けたものとみなされた時から起算して一月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を、当該都道府県知事に提出しなければならない。

一 第二十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

二 その建物をその店舗の用に供させるため貸し付ける小売商から受領するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件

3 前項の届出書には、その建物の所在地を示す図面、その建物の貸付契約書の写しその他主務省令で定める書類を添付しなければならない。
(変更の許可等)

第二十四条 第二十条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定により第二十条第一項の許可を受けたものとみなされた者(以下「小売市場開設者」という。)は、次の各号の一に該当する場合においては、当該都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 第二十一条第一項第二号の小売商に貸し付け、又は譲り渡す床面積を増加しようとするとき。

二 第二十一条第一項第四号の貸付条件又は譲渡条件を変更しようとするとき(前条第一項の規定により第二十条第一項の許可を受けた者とみなされた者にあつては、前条第二項第二号の貸付条件と異なる条件で貸し付けようとするとき)。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合には、その申請に係る変更により、同項第一号に係る申請にあつては第二十一条第一号に、同項第二号に係る申請にあつては同条第二号に該当することとなる認められる場合を除き、その許可をしなければならない。この場合において、第二十一条第一号中「当該小売市場が開設されることにより」とあるのは、「当該申請に係る床面積を増加することにより」とする。

3 小売市場開設者は、第二十一条第一項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき(第一項第一号に該当する場合を除く。)は、その変更があつた日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

4 第二十条第四項の規定は、第一項の規定による処分を準用する。

(貸付契約等を締結する場合の基準)
第二十五条 小売市場開設者は、第二十条第一項の許可に係る建物を小売商にその店舗の用に供させるため貸し付け、又は譲り渡す場合には、

第二十一条第一項第二号及び第四号に掲げる事項(第二十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第二十一条第一項第二号に掲げる事項及びその建物を第二十三条第二項の届出書の提出があつた日以後にその店舗の用に供させるため貸し付け金的小売商から受領するその建物に係る貸付料金の額その他の貸付条件)が第二十一条第一項の申請書(第二十三条第一項の規定により第二十条第一項の許可を受けたものとみなされた者にあつては、第二十三条第二項の届出書)に記載した内容(その変更について前条第一項の許可を受けたときは、その許可に係る変更後の内容)に合致するように貸付契約又は譲渡契約を締結しなければならない。貸付契約又は譲渡契約を変更する場合も、同様とする。

(承継)
第二十六条 第二十条第一項の許可に係る建物の全部又は一部の譲渡、貸付け又は返却を受けた者は、政令で定めるところにより、その建物の全部又は一部に係る小売市場開設者の地位を承継する。

2 小売市場開設者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、政令で定めるところにより、当該建物に係る小売市場開設者の地位を承継する。

3 前二項の規定により小売市場開設者の地位を承継した者は、その承継があつた日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)
第二十七条 都道府県知事は、正当な理由がないのに第二十条第一項の許可に係る建物を十以上の小売商の店舗の用に供させるためこれら以上の貸付け又は譲渡をしない期間が引き続き一年以上にわたるときは、その小売市場開設者に係る同項の許可を取り消すことができる。

2 第二十条第四項の規定は、前項の規定による

処分に準用する。
(経過措置の政令への委任)
第二十八条 第二十三条に定めるもののほか、第二十条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(請求)
第二十九条 都道府県知事は、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二条第九項に規定する不正な取引方法(以下単に「不正な取引方法」という。)を用いていると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い必要な措置を執るべきことを求めることができる。

(公正取引委員会の指示等)
第三十条 公正取引委員会は、小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商が不正な取引方法を用いていると認めるときは、その小売商に対し、速やかにその行為を取りやめるべきことを指示することができる。

2 公正取引委員会が前項の規定による指示をした場合において、小売商がその指示に従つたときは、小売商のその指示に係る行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十八条、第四十九条、第五十三条の三及び第五十四条の規定は、適用しない。

第四章 小売商業問題審議会
第三十一条 都道府県に、都道府県小売商業問題審議会を置く。

2 市町村は、条例で、市町村小売商業問題審議会を置くことができる。

(組織)
第三十二条 都道府県小売商業問題審議会及び市町村小売商業問題審議会(以下「小売商業問題

審議会」と総称する。)は、政令で定めるところにより、小売業を営む者、一般消費者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は市町村長が任命する委員をもつて組織する。
(権限)

第三十三条 小売商業問題審議会は、この法律によりその権限に属せられた事項を調査審議するほか、都道府県知事又は市町村長の諮問に応じ、小売業の健全な発達を図るための施策に関する重要事項を調査審議する。

2 小売商業問題審議会は、前項に規定する事項に関し、都道府県知事又は市町村長に意見を述べることができる。
(関係者の意見聴取)
第三十四条 小売商業問題審議会は、第六条第一項(同条第三項(第九条第二項)において準用する場合を含む。)、第九条第二項又は第十一条第三項若しくは第四項において準用する場合を含む。若しくは第四項(第九条第二項又は第十一条第五項)において準用する場合を含む。)、第十三条第一項、第三項若しくは第四項又は第二十条第四項の規定により意見を聴かれた場合において、その意見を定めようとするときは、当該小売業の事業活動がその周辺の中小小売商の事業活動に相当程度の影響を及ぼすと認められる地域に住所を有する消費者又はその団体、当該地域において小売業を営む者又はその団体その他のもので主務省令で定めるところにより申出をしたものの意見を聴かなければならない。

(条例への委任)
第三十五条 この章に定めるもののほか、小売商業問題審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

第五章 雑則
(購買事業を行う者に対する措置命令)
第三十六条 都道府県知事は、購買事業(事業者がその従業員に必要物品を供給する事業(その者が行うその従業員の生活に必要な物品の加工修理業を含む。))をいう。以下同じ。)

第三十六条 都道府県知事は、購買事業(事業者がその従業員に必要物品を供給する事業(その者が行うその従業員の生活に必要な物品の加工修理業を含む。))をいう。以下同じ。)

第三十六条 都道府県知事は、購買事業(事業者がその従業員に必要物品を供給する事業(その者が行うその従業員の生活に必要な物品の加工修理業を含む。))をいう。以下同じ。)

を行う者がその従業員（従業員と同一の世帯に属する者を含む。以下同じ。）以外の者に従業員と同一又は類似の条件で購買会事業を利用させることによつて中小小売商の事業活動に影響を及ぼし、その利益を著しく害すると認めるときは、主務省令で定めるところにより、その購買会事業を行う者に対し、従業員以外の者に購買会事業を利用させることを禁止することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による禁止をした場合において、必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、購買会事業を行う者に対し、次の措置をとるべきことを命ずることができる。

一 従業員以外の者は購買会事業を利用させない旨を購買会事業を行う場所に明示すること。

二 従業員であることが明らかでない者に対しては従業員である旨を示す証明書を提示しなければ、購買会事業を利用させないこと。

（あつせん又は調停）

第三十七条 都道府県知事は、次の各号の一に掲げる紛争につき、その紛争の当事者の双方又は一方からあつせん又は調停の申請があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、速やかに、あつせん又は調停を行うものとする。

一 製造業者がその製造に係る物品について行ふ一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその製造業者との間に生じた紛争

二 卸売業者がその卸売に係る物品について行ふ一般消費者に対する販売事業に関し、その物品と同種のものを販売する中小小売商とその卸売業者との間に生じた紛争

三 前二号に掲げるもののほか、中小小売商以外の者の行ふ一般消費者に対する物品の販売事業に関し、その者と中小小売商との間に生じた紛争

四 小売市場で指定地域内にあるものをその店舗の用に供する小売商の販売事業に関し、当該小売市場開設者又はこれらの小売商と当該建物の所在地の周辺の地域内の中小小売商との間に生じた紛争

（調停員等）

第三十八条 都道府県知事は、前条の調停を調停員に行わせなければならない。

2 前項の調停員は、一事件ごとに、三人以上五人以内とし、公益を代表する者及び当該紛争の当事者の事業に関し学識経験のある者のうちから都道府県知事が委嘱する。

3 第一項の調停員は、前条の調停を行う場合には、調停案を作成し、これを当事者の双方に示してその受諾を勧告するものとする。

4 都道府県知事は、前項の規定による勧告があつた場合において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、その勧告に係る調停案を理由を付して公表することができる。

5 前各項に定めるもののほか、調停に関し必要な事項は、政令で定める。

（勧告）

第三十九条 都道府県知事は、第三十七条各号の一に掲げる紛争（第三十七条の許可に係る者と中小小売商との間に生じたものを除く。）が生じた場合（その紛争につき第三十七条のあつせん又は調停が行われている場合を除く。）において、物品の流通秩序の適正を期するため必要があると認めるときは、その紛争の当事者の双方又は一方に対し、その紛争を解決するため必要な勧告をすることができる。

（報告徴収及び立入検査）

第四十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三条の許可に係る者、小売市場開設者、小売市場内の小売商若しくは購買会事業を行う者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは店舗に立ち入

り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（処分の手続における聴聞）

第四十一条 都道府県知事は、第十六条又は第二十七条の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る小売業者又は小売市場開設者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該小売業者又は小売市場開設者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（異議申立て）

第四十二条 この法律の規定によつてした処分に對して不服のある者は、異議申立てをすることができる。

（不服申立ての手続における聴聞）

第四十三条 この法律の規定によつてした処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行つた後にしなければならない。ただし、第四十一条第一項に規定する処分に対する異議申立てについては、この限りでない。

2 第四十一条第二項及び第三項の規定は、前項の聴聞について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四十三条第一項」と、同条第三項中「当該小売業者又は小売市場開設者」とあるのは「当該審査請求人又は異議申立人」と読み替へるものとする。

（主務省令）

第四十四条 この法律に規定する主務省令は、大蔵省令、厚生省令、農林水産省令、通商産業省令とする。

（国の責務）

第四十五条 国は、この法律の円滑な運用に資するため、地方公共団体に対し、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第六章 罰則

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して許可を受けないで小売業を営んだ者

二 第十六条の規定による命令に違反して小売業を営んだ者

三 第二十条第一項の規定に違反した者

四 虚偽又は不正の事実に基づいて第三条又は第二十条第一項の許可を受けた者

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して許可を受けないで当該許可に係る事項の変更をした者

二 第十一条第一項又は第二項の規定に違反して許可を受けないで開店時刻の繰上げ若しくは閉店時刻の繰下げをし、又は休業日数の減少をした者

三 第十三条第一項の規定による命令に違反した者

四 第二十五条の規定に違反して貸付契約若しくは譲渡契約を締結し、又はこれを変更した者

五 虚偽又は不正の事実に基づいて第九条第一項、第十一条第一項若しくは第二項又は第二十四条第一項の許可を受けた者

第四十八条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項、第十条（第十一条第六項において準用する場合を含む。）、第十五条第二

項、第二十三條第二項、第二十四條第三項又は第二十六條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第四十條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本條の刑を科する。

第五十條 第三十六條第一項の規定による禁止に違反し、又は同條第二項の規定による命令に違反した者（法人にあつては、業務を執行する役員）は、十萬円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（法律の廃止）
第二條 次に掲げる法律は、廃止する。

一 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）

二 小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第五十五号）

（大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の施行の際に経過措置）

第三條 この法律の施行の際現に大規模小売店舗（廃止前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（以下「旧大店法」という。）第二條第二項に規定する大規模小売店舗をいう。以下同じ。）において小売業を営んでいる大企業者又は大規模小売店舗におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える店舗において小売業を営んでいる中小企業者は、当該現に小売業の用に供している店舗の店舗面積及び当該店舗において現に販売している物品の種類に係る小売業については、第三條の

許可を受けたものとみなす。ただし、次に掲げる小売業については、この限りでない。
一 旧大店法第四條、第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定に違反して行われている小売業

二 旧大店法第七條第一項の規定による勧告に従わないうで行われている小売業（旧大店法第八條第一項又は第三項の規定により同條第一項の規定による命令を受けることができる期間（以下「命令期間」という。）内に同法第八條第一項の規定による命令を受け、又は命令を受けなかつた者の当該届出に係る小売業を除く。）

三 旧大店法第八條第一項の規定による命令に違反して行われている小売業

2 前項の規定により当該大規模小売店舗におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える店舗につき第三條の許可を受けたものとみなされる者のこの法律の施行の際に販売している物品の種類ごとの売場面積は、当該許可に係る販売する物品の種類ごとの売場面積とみなす。

3 第一項の規定により第三條の許可を受けたものとみなされる者は、主務省令で定めるところにより、この法律の施行の日から二月以内に、旧大店法第五條第一項又は第二項の規定による届出を通商産業大臣にした者にあつては第四條第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項を、旧大店法第五條第一項又は第二項の規定による届出を都道府県知事にした者にあつては第四條第一項第五号及び第六号に掲げる事項を、当該大規模小売店舗の所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、同項第六号に掲げる事項については、大規模小売店舗におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える店舗につき第三條の許可を受けたものとみなされる場合に限る。

第四條 この法律の施行前に、旧大店法第五條第

一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定による届出をし、かつ、次の各号の一に該当した大企業者又は当該届出に係る店舗面積が五百平方メートルを超える店舗（同法第六條第二項の規定による届出により当該大規模小売店舗におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートルを超えることとなる店舗を含む。）において小売業を営もうとする中小企業者（以下「大企業者等」という。）は、当該届出に係る小売業（前條第一項の規定により第三條の許可を受けたものとみなされる者の当該届出に係る小売業を除く。）については、当該届出に係る開店日（開店日又は店舗面積を増加する日をいう。以下同じ。）又は店舗面積（第二号から第五号までに掲げる者については、当該勧告、通知又は命令によるその開店日又は店舗面積）により、第三條の許可を受けたものとみなす。

一 旧大店法第七條第一項又は第三項の規定により同條第一項の規定による勧告をすることのできる期間（以下「勧告期間」という。）内に当該届出に關し同條第一項の規定による勧告を受けなかつた者（第三号に該当する者を除く。）

二 当該届出に關し旧大店法第七條第一項の規定による勧告に従つた者

三 当該届出に關し旧大店法第七條第四項の規定による通知を受けた者

四 当該届出に關し旧大店法第八條第一項の規定による命令に従つた者

五 当該届出に關し旧大店法第七條第一項の規定による勧告を受けた者（第二号に該当する者を除く。）で命令期間内に同法第八條第一項の規定による命令を受けなかつたもの

2 前項の規定による第三條の許可を受けたものとみなされる大企業者等の当該開店日において当該店舗において販売する物品の種類は、当該許可に係る販売する物品の種類とみなす。
3 前條第二項の規定は第一項の規定により当該大規模小売店舗におけるその者の店舗面積の合

計が五百平方メートルを超える店舗につき第三條の許可を受けたものとみなされる大企業者等に、前條第三項の規定は第一項の規定により第三條の許可を受けたものとみなされる大企業者等に準用する。この場合において、前條第二項中「この法律の施行の際現に販売している」とあるのは「当該開店日において販売している」と、同條第三項中「この法律の施行の日」とあるのは「この法律の施行の日（第四條第一項第五号及び第六号に掲げる事項については当該開店日）」と、「第四條第一項各号（第三号を除く。）」とあるのは「第四條第一項各号」と読み替へるものとする。

4 第一項第三号の規定により第三條の許可を受けたものとみなされる大企業者等のこの法律の施行後にした当該届出に係る開店日の繰上げ又は店舗面積の増加については、第九條の規定は適用しない。

第五條 この法律の施行前に旧大店法第五條第一項又は第六條第一項若しくは第二項の規定により届出をした大企業者等の当該届出に係る小売業（附則第三條第一項又は前條第一項の規定により第三條の許可を受けたものとみなされる者の当該届出に係る小売業を除く。）の営業の開始に係る事項については、第三條又は第九條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の場合において、旧大店法第七條第一項中「都道府県大規模小売店舗審議会（都道府県大規模小売店舗審議会を置かない都道府県都道府県知事にあつては、その届出に係る第二種大規模小売店舗の所在がその地区内にある商工会議所又は商工会の意見及び消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたものの意見（以下「申出者の意見」という。）」。次條第一項において同じ。）とあるのは「都道府県小売商業問題審議会の意見」と、同條第二項中「都道府県大規模小売店舗審議会」とあるのは「都道府県小売商業問題審議会」と、

「申出者」とあるのは「消費者又はその団体、小売業者又はその団体その他のもので通商産業省令で定めるところにより申出をしたもの」と、同法第八条第一項及び第二項中「都道府県大規模小売店舗審議会」とあるのは「都道府県小売商業問題審議会」とする。

第六条 前条第一項の規定によりその営業の開始に係る事項につき従前の例によることとされる大企業者等は、当該届出に係る小売業については、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める日において、当該届出に係る開店日又は店舗面積（第二号から第五号までに掲げる者については、当該勧告、通知又は命令によるその開店日又は店舗面積）により、第三条又は第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 勧告期間内に当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告を受けた者（第三号に該當する者を除く。）当該勧告期間を経過した日

二 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告に従った者 当該勧告に従った日

三 当該届出に關し旧大店法第七条第四項の規定による通知を受けた者 当該通知を受けた日

四 当該届出に關し旧大店法第八条第一項の規定による命令に従った者 当該命令に従った日

五 当該届出に關し旧大店法第七条第一項の規定による勧告を受けた者（第二号に該當する者を除く。）で命令期間内に同法第八条第一項の規定による命令を受けなかつたもの 当該命令期間を経過した日

2 附則第三条第二項の規定は前項の規定により当該大規模小売店舗におけるその者の店舗面積の合計が五百平方メートルを超える店舗につき第三条又は第九条第一項の許可を受けたものとみなされる大企業者等に、附則第三条第三項及び第四条第二項の規定は前項の規定により第三条又は第九条第一項の許可を受けたものとみな

される大企業者等に準用する。この場合において、附則第三条第二項中「第三条」とあるのは「第三条又は第九条第一項」と、「この法律の施行の際現に販売している」とあるのは「当該開店日において販売する」と、同条第三項中「第三条」とあるのは「第三条又は第九条第一項」と、「この法律の施行の日」とあるのは「附則第六条第一項の規定により第三条又は第九条第一項の許可を受けたものとみなされる日（第四条第一項第五号及び第六号に掲げる事項については、当該開店日）」と、「第四条第一項各号（第三号を除く。）に掲げる事項」とあるのは「第四条第一項各号に掲げる事項（第九条第一項の許可を受けたものとみなされる者については、第四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項のうち同項第四号に掲げる事項の変更に係る事項）」と、「第四条第一項第五号及び第六号に掲げる事項」とあるのは「第四条第一項第五号及び第六号に掲げる事項（第九条第一項の許可を受けたものとみなされる者については、第四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに同項第五号及び第六号に掲げる事項のうち同項第四号に掲げる事項の変更に係る事項）」と、附則第四条第二項中「第三条」とあるのは「第三条又は第九条第一項」と読み替えるものとする。

第七条 この法律の施行前にされた旧大店法第十四条の規定による命令については、この法律の施行後においても、同条の規定（これに係る罰則を含む。）は、なお効力を有する。

第八条 この法律の施行の際現に店舗（大企業小売店舗における店舗を除く。）において小売業を営んでいる大企業者は、当該現に小売業の用に供している店舗の店舗面積及び当該店舗において現に販売している物品の種類に係る小売業については、第三条の許可を受けたものとみなす。ただし、この法律の施行の際現に小売

商業調整特別措置法（以下「旧商調法」という。）第十六条の二第一項の規定により申出がされている大企業者の事業の開始又は拡大（営業日及び営業時間に係る拡大を除く。以下同じ。）に係る小売業については、この限りでない。

2 前項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされる大企業者は、主務省令で定めるところにより、この法律の施行の日から二月以内、第四条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）に掲げる事項を、当該店舗の用に供する建物の所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない。

第九条 この法律の施行前に、その事業の開始又は拡大に關し旧商調法第十六条の二第一項の規定による申出があり、かつ、次の各号の一に該當した大企業者は、当該事業の開始又は拡大に係る小売業（前条第一項の規定により第三条の許可を受けたものとみなされる大企業者の当該小売業を除く。）については、当該事業の開始又は拡大の計画に係る開店日又は店舗面積（第二号又は第三号に掲げる者については、当該勧告又は命令によるその開店日又は店舗面積）及び販売する物品の種類により、第三条の許可を受けたものとみなす。

一 旧商調法第十六条の三第一項（同法第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定による勧告をしなかつた者

二 旧商調法第十六条の三第一項の規定による勧告に従った者

三 旧商調法第十六条の五第一項（同法第十六条の六第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定による許可を受けたものとみなされる大企業者（第三条の許可を受けたものとみなされる大企業者）に準用する。この場合において、前条第二項中「第三条及び第六号を除く。」とあるのは、「第四条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）」とあるのは、「第四条第一項各号（第六号を除く。）」と読み替えるものとする。

第十條 附則第八条第一項ただし書に規定する小売業に係る事業の開始又は拡大に關する事項については、第三条又は第九条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりその事業の開始又は拡大に關する事項につき従前の例によることとされる大企業者は、当該事業の開始又は拡大に係る小売業については、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める日において、当該事業の開始又は拡大の計画に係る開店日又は店舗面積（第二号から第四号までに掲げる者については、当該勧告又は命令によるその開店日又は店舗面積）及び販売する物品の種類により、第三条又は第九条第一項の許可を受けたものとみなす。

一 旧商調法第十六条の三第一項の規定による勧告をしなかつた者 当該勧告をしなかつた日

二 旧商調法第十六条の三第一項の規定による勧告に従った者 当該勧告に従った日

三 旧商調法第十六条の五第一項の規定による命令に従った者 当該命令に従った日

四 旧商調法第十六条の三第一項の規定による勧告を受けた者（第二号に該當する者を除く。）で同法第十六条の五第一項の規定による命令を受けなかつたもの 政令で定める日

附則第八条第二項の規定は、前項の規定により第三条又は第九条第一項の許可を受けたものとみなされる大企業者（第三条の許可を受けたものとみなされる大企業者）に準用する。この場合において、前条第二項中「第三条及び第六号を除く。」とあるのは、「第四条第一項各号（第三号及び第六号を除く。）」とあるのは、「第四条第一項各号（第六号を除く。）」と読み替えるものとする。

更することにより同項第五号に掲げる事項を変更する場合に「その事項」と読み替えるものとする。

第十一条 第二十二号第三号の適用については、旧商調法の規定により刑に処せられた者は、この法律の規定により刑に処せられた者とみなす。

第十二条 この法律の施行前に旧商調法第六号第一項の規定により同法第三号第一項の許可を受けたものとみなされた者は、第二十条第一項の許可を受けたものとみなす。

第十三条 旧商調法の規定によつてした処分、手続その他の行為は、この法律にこれに相当する規定があるときは、この法律によつてしたものとみなす。

(開閉店時刻及び休業日数に関する経過措置)
第十四条 附則第三号第一項又は第八号第一項の規定により第三号の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る店舗におけるその毎日の開店時刻若しくは閉店時刻又はその休業日数については、この法律の施行の日から二月間は、第十一号第一項又は第二項の規定にかかわらず、従前の開店時刻若しくは閉店時刻又は休業日数によることができる。この期間内に同条第一項又は第二項の許可をした者の当該申請に係る店舗におけるその毎日の開店時刻若しくは閉店時刻又はその休業日数についても、この期間を経過した日から当該申請に対し許可又は不許可の処分のある日までの間は、同様とする。

(罰則)
第十五条 附則第三号第三項(附則第四号第三項及び第六号第二項において準用する場合を含む。)又は附則第八号第二項(附則第九号第二項及び第十号第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五十万円以下の罰金に処する。
2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

(罰則に関する経過措置)
第十六条 この法律の施行前にした行為及び附則第五号第一項又は第十号第一項の規定により従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十七条 前十四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(罰則改正)
第十八条 罰則改正法(昭和三十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十五号第三項中「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和四十八年法律第九号)第二号第三項に規定する第一種大規模小売店舗において小売業を営む者」を「大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律(昭和五十七年法律第 号)第三号の規定による許可を受けた者」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)
第十九条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四号第一項第三十号を次のように改める。
三十一 大企業者等の小売業に関する事務を行うこと。

第九号第八号中「その他大規模小売店舗における」を「その他の大企業者等の」に改める。

第二十五号第一項の表中大規模小売店舗審議会の項を削る。

(通商産業省設置法の一部改正に関する経過措置)
第二十号 この法律の施行前五月以内にされた旧大店法第五号第一項又は第六号第一項若しくは第二項の規定による届出で旧大店法第二号第三項に規定する第一種大規模小売店舗に係るもの

に関しては、前条の規定による改正前の通商産業省設置法第四号第一項第三十号、第九号第八号及び第二十五号第一項の規定は、なお効力を有する。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第二十一条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三号第一項第七号の二を次のように改める。
七の二 大企業者等の小売業の事業活動の規制に関する法律(昭和五十七年法律第 号)の施行に関すること(同法第三章に規定する小売市場、第三十六号に規定する購買会事業及び第三十七号に規定するあつせん又は調停に関する事務に限る。)

(中小企業庁設置法の一部改正に関する経過措置)
第二十二条 この法律の施行の際旧商調法第十六号の二第一項の規定により申出がされている大企業者の事業の開始又は拡大に係る事項に関しては、前条の規定による改正前の中小企業庁設置法第三号第一項第七号の二の規定は、なお効力を有する。

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案
訪問販売等に関する法律の一部を改正する法律案

等の額の制限)
第九号の二 第七号の規定は、販売業者が郵便等により指定商品につき売買契約の申込みを受け、その売買契約を締結した場合におけるその売買契約の解除について準用する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行前に販売業者が受けた売買契約の申込みに係る売買契約がこの法律の施行後に締結された場合におけるその売買契約又はこの法律の施行前に締結された売買契約については、改正後の訪問販売等に関する法律(以下「新法」という。)第六号第一項に規定する申込みの撤回等に係る事項は、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 新法第九号の二の規定は、この法律の施行前に締結された売買契約については、適用しない。

五月七日日本委員会に左の案件が付託された。
一、日本航空機製造株式会社(廃止・業務の民間移管)反対に関する請願(第三五五号)(第三五五二号)(第三五七号)
二、大企業者の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願(第三五七八号)(第三五七九号)(第三五八〇号)(第三五七一四号)(第三五七八号)

第三五五二号 昭和五十七年四月二十三日受理
日本航空機製造株式会社(廃止・業務の民間移管)反対に関する請願
請願者 千葉市浜野町一、〇一四ノ二 荒井進 外四千九百九十九名
紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三五五二号 昭和五十七年四月二十三日受理
日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民間移管
反対に関する請願

請願者 埼玉県富士見市鶴瀬西二ノ八ノ
二九ノ三〇六 宮原雅之 外五
千百三名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三五六七号 昭和五十七年四月二十三日受理
日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民間移管
反対に関する請願

請願者 神奈川県相模原市東大沼二ノ二
九ノ一二 三浦静雄 外五千五十
名

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第三五七八号 昭和五十七年四月二十三日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 京都市中京区御池通御幸町西北
角京都府旅館会館京都府旅館環境
衛生同業組合内 西原千代子 外
五百九十七名

紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三五七九号 昭和五十七年四月二十三日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 島根県松江市朝日町四七七島根
県旅館環境衛生同業組合理事長
石飛三郎 外千六百九十三名

紹介議員 亀井 久興君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三五八〇号 昭和五十七年四月二十三日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 石川県金沢市此花町六ノ一〇金
沢ビル石川県旅館業環境衛生同業
組合内 谷野制一 外千七百五十
八名

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三七一四号 昭和五十七年四月二十七日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 徳島市蔵本町一ノ二四 松崎善
吉

紹介議員 亀長 友義君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第三三七八号 昭和五十七年四月二十八日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 京都市中京区御池通御幸町西北
角京都府旅館会館京都府旅館環境
衛生同業組合内 武田文男 外千
四百十九名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

五月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件
が付託された。

一、深海底鉱業暫定措置法案(衆)

深海底鉱業暫定措置法案
深海底鉱業暫定措置法
目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 深海底鉱業(第四条—第二十六条)
第三章 損害の賠償(第二十七条—第二十八条)
第四章 深海底鉱業国(第二十九条—第三十二

条)

第五章 雑則(第三十三条—第四十三条)
第六章 罰則(第四十四条—第四十八条)
附則

第一章 総則

(趣旨)
第一条 この法律は、最近における新しい海洋秩
序への国際社会の急速な歩みその他の深海底鉱
業を取り巻く国際環境の著しい変化等に対応
し、深海底鉱物資源を合理的に開発することに
よつて公共の福祉の増進に寄与するため、深海
底鉱業の事業活動の調整等に関し必要な暫定措
置を定めるものとする。

2 この法律のいかなる規定も、深海底を我が国
の主権又は管轄権の下に置こうとするものでは
なく、また、公海を自由行使する他国の利益
を害するものではない。

(定義)
第二条 この法律において「深海底鉱物資源」と
は、銅鉱、マンガン鉱、ニッケル鉱又はコバル
ト鉱のうちの一種又は二種以上の鉱物を含む塊状
の鉱石をいう。

2 この法律において「深海底鉱業」とは、深海底
(公海、海底及びその下(鉱物資源の探査又は採
鉱に關し、いづれの国の管轄権の下にも置かれ
ていない部分に限る。))のうち、深海底鉱物資源
が存在し、又は存在する可能性がある区域であ
つて通商産業省令で定める区域の海底及びその
下をいう。))における探査及び採鉱の事業(これ
に附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「附屬
事業」という。))を含む。をいう。

3 この法律において「探査」とは、深海底鉱物資
源の探査(専ら深海底鉱物資源の存在状況の概
要を調査するためのものであつて通商産業省令
で定める方法によつて行うものを除く。))をす
ることをいう。

4 この法律において「採鉱」とは、深海底鉱物資
源の採掘をすること(これと併せて探査を行う
ことを含む。))をいう。

(行為の効力の承継)

第三条 この法律の規定によつてした手続その他
の行為は、第四条第一項の許可の申請をした者
(以下「申請人」という。))又は関係人の承継人
に対しても、その効力を有する。

第二章 深海底鉱業

(深海底鉱業の許可)
第四条 深海底鉱業を行おうとする者は、探査又
は採鉱を行う区域を定めて、通商産業大臣の許
可を受けなければならない。

2 前項の許可は、探査の事業及び採鉱の事業の
区分により行う。

(許可の申請)
第五条 前条第一項の許可を受けようとする者
は、通商産業省令で定めるところにより、次の
事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出し
なければならない。

一、氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
はその代表者の氏名及び住所

二、深海底鉱業を行う期間

三、探査又は採鉱を行う区域の位置

四、探査又は採鉱を行う区域の面積

五、前項の申請書には、探査又は採鉱を行う区域
の図面、事業計画書その他通商産業省令で定め
る書類を添付しなければならない。

(共同申請)
第六条 二人以上共同して第四条第一項の許可の
申請をした者(以下「共同申請人」という。))は、
通商産業省令で定めるところにより、そのうち
の一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に
届け出なければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出がな
いときは、代表者を指定する。

3 代表者の変更は、通商産業省令で定めるとこ
ろにより、通商産業大臣に届け出なければ、そ
の効力を生じない。

4 代表者は、国に対して、共同申請人を代表す
る。

5 共同申請人は、組合契約をしたものとみなす。

(申請の区域の変更等)

第七條 申請人は、第三十一條の規定による通知を受けたときは、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整のため必要な範囲内において、第五條第一項第三号及び第四号の事項の変更を申請することができる。

第八條 通商産業大臣は、第三十一條の規定による通知をしたときは、当該申請人に対し、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整のため、その重複する部分を申請している者と協議すべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

第九條 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その旨を外務大臣に通知するものとする。

第十條 申請人の名義は、変更することができる。

第十一條 申請人の名義の変更は、相続その他の一般承継又は死亡による共同申請人の脱退の場合を除き、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

第十二條 申請人の名義の変更は、第三十一條の規定による通知をした場合には、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整がされた後でなければ、当該申請の区域について第四條第一項の許可をしてはならない。ただし、当該申請の区域のうち重複しない部分については、当該申請人から申出があつたときは、この限りでない。

第十三條 次の各号の一に該当する者は、第四條

第一項の許可を受けることができない。

一 日本国の国民又は法人でない者

二 この法律又は第三十九條において準用する鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 第二十条第一項の規定により第四條第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに第二号又は前号に該当する者があるもの(許可の基準)

第十二條 通商産業大臣は、第四條第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 申請の区域が第四條第一項の許可を受けた他人の区域又は第二十九條第一項の規定による指定をした場合にあつては当該指定をした国による深海底鉱物資源の開発の事業の許可を受けた他人の区域と重複しないこと。

二 探査又は採鉱を行う区域の面積及び深海底鉱業を行う期間並びに採鉱の事業の許可の申請にあつては採鉱に着手する時期が、通商産業省令で定める基準に適合していること。

三 深海底鉱業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

四 前三号に掲げるもののほか、深海底鉱物資源の合理的かつ円滑な開発が適切に行われるものであること。

第十三條 通商産業大臣は、第三十一條の規定による通知をした場合には、当該申請の区域のうちその重複する部分について重複を解消するための調整がされた後でなければ、当該申請の区域について第四條第一項の許可をしてはならない。ただし、当該申請の区域のうち重複しない部分については、当該申請人から申出があつたときは、この限りでない。

第十四條 通商産業大臣は、第四條第一項の許可をしたときは、許可証を交付する。

第十五條 許可証には、次の事項を記載しなければならない。

一 事業の区分

二 許可の年月日及び許可の番号

三 氏名又は名称及び住所

四 深海底鉱業を行う期間

五 探査又は採鉱を行う区域(以下「深海底鉱区」という。)の位置

六 深海底鉱区等の面積

第十四條 第四條第一項の許可を受けた者(以下「深海底鉱業者」という。)は、前条第二項第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第十五條 第五條第二項及び第十二條の規定は前項の許可に、第七條から第九條までの規定は前条第二項第五号及び第六号の事項に係る前項の許可に準用する。

(氏名等の変更)

第十六條 深海底鉱業者は、第十三條第二項第三号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(共同深海底鉱業者)

第十七條 共同して第四條第一項の許可を受けた者(以下「共同深海底鉱業者」という。)は、通商産業省令で定めるところにより、そのうちの一人を代表者と定め、これを通商産業大臣に届け出なければならぬ。

第十八條 通商産業大臣は、前項の規定による届出がないときは、代表者を指定する。

第十九條 代表者の変更は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に届け出なければ、その効力を生じない。

第二十條 共同深海底鉱業者は、組合契約をしたものとみなす。

(採鉱申請命令)

第二十一條 通商産業大臣は、第四條第一項の規定による探査の事業の許可を受けた深海底鉱業者に対し、当該許可を受けた深海底鉱区における深海底鉱物資源の存在が明らかであると認められ、かつ、採鉱に関する技術の開発の状況及び深海底鉱物資源の鉱量、品位等にかんがみ、その深海底鉱区について採鉱の事業を行うことが適当であると認められるときは、三月以内に同項の規定による採鉱の事業の許可の申請をすべきことを命ずることができる。

(深海底鉱業の譲渡し及び譲受け並びに法人の合併)

第二十二條 深海底鉱業の全部又は一部の譲渡し及び譲受けは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二十三條 深海底鉱業者たる法人の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第二十四條 第一條及び第十二條第一項の規定は、前二項の認可に準用する。

(承継)

第二十五條 一の深海底鉱区につき深海底鉱業の全部の譲渡しがあり、又は深海底鉱業者について相続若しくは合併があつたときは、当該深海底鉱業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、深海底鉱業者の地位を承継する。

第二十六條 前項の規定により深海底鉱業者の地位を承継した相続人は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

(許可の取消し等)

第二十七條 通商産業大臣は、深海底鉱業者が次の各号の一に該当するときは、第四條第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第十一條各号の一に該当するに至つたと

3 深海底鉱業者は、引き続き六月以上その事業

たい積又は魃煙の排出によつて他人に損害を与へたときは、損害の發生の時における当該深海底魃業者（損害の發生の時既に第四条第一項の許可が失効しているときは、その失効の時における当該深海底魃業者）が、その損害を賠償す

異なる方法による規制をしている国を深海底鉱業国として指定することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。

第三十條 通商産業大臣は、深海底鉱業国が第二十九條第一項の規定による指定の要件に該当しなくなつたと認めるときは、同項の指定を取り消すことができる。

2 第二十九條第二項の規定は、前項の規定によ

る指定の取消しに準用する。

第五章 雑則

(許可等の条件)

第三十三条 許可又は認可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、この法律の円滑な実施を図り、又は許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は認可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第三十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納付しなければならない。

一 第四条第一項の許可の申請をする者
二 第十条第二項又は第三項の規定による届出をする者

三 第十四条第一項の許可の申請をする者
四 第十八条第一項又は第二項の認可の申請をする者

(報告及び検査)

第三十五条 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、深海底鉱業者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、深海底鉱業者の事業所若しくは事務所立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(修正又は補充)

第三十六条 通商産業大臣は、第五条第一項の申請書若しくは同条第二項に規定する書類又は第十四条第一項の許可の申請に係る書類が完備していないときは、相当の期限を付してその修正又は補充を命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の規定により指定した期限までに修正又は補充が行われないときは、当該申請を却下しなければならない。

(聴聞)

第三十七条 通商産業大臣は、第十七条、第二十条第一項第一号から第七号まで及び第九号並びに第二十五条第二項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に對し、相当の期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について、証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第三十八条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての異議申立てに対する決定は、前条の例により公開による聴聞をした後にしなければならない。

(鉱山保安法の準用)

第三十九条 深海底鉱業を行うに伴う保安の確保については、鉱山保安法の規定を準用する。この場合において、同法の規定(第二十一条、第七條、第二十一条第一項、第二十三條、第三十一条の二及び第四十八條第一項の規定を除く。)中「鉱業権者」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四条第一項に規定する深海底鉱業者」と、「鉱山保安監督局長又は鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と、「通商産業大臣又は鉱山保安監督局長若しくは鉱山保安監督部長」とあるのは「通商産業大臣」と、「鉱区外又は鉱区外」とあるのは「同法第十三条第二項第五号に規定する深海底鉱区外」と、同法第九條の二第二項中「鉱業権の移転があつたとき」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第十四条第一項に規定する深海底鉱業者の地位の承継があつたとき」と、同法第二十二條第二項中「施業案」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第二十

四条第一項の規定による施業案」と、「通商産業局長と協議し、理由を示して」とあるのは「理由を示して」と、同法第二十四条の二第二項、第二十五条第一項及び第二十五条の二第二項中「命ずることができる」とあるのは「命ずることができない」と、同法第二十六条第一項中「鉱業権が消滅した」とあるのは「深海底鉱業暫定措置法第四條第一項の許可が効力を失つた」と、同法第二十九条中「鉱業事務所」とあるのは「省令で定める場所」と、第四十六條第二項中「地方協議会」とあるのは「中央協議会」と、同条第三項中「中央協議会及び地方協議会」とあるのは「中央協議会」と読み替へるものとする。

(適用除外)

第四十条 この法律の規定は、深海底鉱業国による深海底鉱物資源の開発の事業の許可を受けた外国の国民又は法人(以下「外国深海底鉱業者」という。)との間において通商産業省令で定める結合関係にある日本国の国民又は法人であつて、当該外国深海底鉱業者との間の関係につき通商産業大臣の認定を受けたものが、当該外国深海底鉱業者が受けた当該深海底鉱業国による許可によつて、深海底鉱業を行う場合については、適用しない。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(政令への委任)

第四十二条 この法律に定めるもののほか、深海底鉱業に関連する事項に関する法令の適用に関する技術的調整等については、政令で必要な規定を設けることができる。

(条約の効力)

第四十三条 この法律に規定している事項につい

て条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第六章 罰則

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定による許可を受けないで深海底鉱業を行つた者
二 第二十二條の規定に違反して深海底鉱業を行つた者

三 詐欺その他不正の行為により第四条第一項又は第十四条第一項の許可を受けた者
2 過失により深海底鉱区外において深海底鉱業(附属事業を除く。)を行つた者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 前条第一項第一号の犯罪に係る深海底鉱物資源について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十六条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第二十条第一項の規定による事業の停止の命令に違反した者
二 第二十四條第二項の規定に違反して深海底鉱業を行つた者

三 第二十五條第二項の規定による命令に違反した者

第四十七条 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行の際現に深海底鉱業を行つてゐる者又はその承継人は、この法律の施行の日から一年間は、第四条第一項の許可を受けず、その深海底鉱業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、当該申請について許可若しくは不許可又は却下の処分があるまでの間も、当該申請の区域について、同様とする。

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は同日)

一、深海底鉱業暫定措置法案(衆)

五月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
(第三八八号)

第三八八号 昭和五十七年五月一日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 岐阜県郡上郡八幡町新町九四〇
加藤榮一 外千五百十五名

紹介議員 藤井 孝男君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、木材・木工関連産業の振興に関する請願(第四〇二八号)

一、日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民間移管反対に関する請願(第四〇五八号)

一、大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

業分野調整法による規制措置等に関する請願

(第四二六四号)(第四二六五号)(第四二六六号)(第四二六七号)(第四二六八号)(第四二六九号)(第四二七〇号)(第四二七一号)(第四二七二号)(第四二七三号)(第四二七四号)(第四二七五号)(第四二七六号)

第四〇二八号 昭和五十七年五月十一日受理

木材・木工関連産業の振興に関する請願
請願者 和歌山市湊御殿一ノ七 大坪主馬 外十七名

紹介議員 市川 正一君

全国的な木材不況が続くなかで、和歌山県下でも製材・建具・家具などの地場産業は住宅建設の大幅減少による需要の後退と原材料高により、深刻な状態に陥つてゐる。ついで、これらの地場産業の振興と加工業者の営業を守るため、製材・建具・家具など木材・木工関連産業の不況対策を強力に行い、中小零細業者の営業を支援させるよう対策を講ぜられたい。

第四〇五八号 昭和五十七年五月十一日受理

日本航空機製造株式会社の廃止・業務の民間移管反対に関する請願
請願者 千葉県柏市富里一ノ一六ノ四〇
九三芳裕 外四千名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第三〇二二号と同じである。

第四二六四号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 鹿児島市泉町一ノ四 西村徳治 外九百七十五名

紹介議員 井上 吉夫君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二六五号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願

調整法による規制措置等に関する請願

請願者 千葉市千葉港二二ノ二 能勢正大 外千六十九名
紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二六六号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 川崎市多摩区登戸新町七六 大口雅人 外六百五十七名

紹介議員 伊江 朝雄君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二六七号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 千葉市栄町二ノ五 木下文武 外千七十二名

紹介議員 白井 莊一君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二六八号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 福岡県久留米市日吉町一三ノ一 四久留米グランドホテル内 滝内重喜 外四百八十八名

紹介議員 斎藤栄三郎君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二六九号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 石川県金沢市此花町六ノ一〇 金沢ビル内石川県旅館業環境衛生同業組理事長 矢田松太郎 外千六百九十七名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二七〇号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 新潟市西堀通四番町八一八 牛腸菊夫 外三千七百三十二名

紹介議員 長谷川 信君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二七一号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 山形市旅籠町一ノ一〇ノ二五 山形県旅館業環境衛生同業組理事長 後藤幹次 外千四百八十五名

紹介議員 降矢 敬義君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二七二号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 熊本市船場町三ノ三六 佐藤仁外八百九十名

紹介議員 細川 護照君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二七三号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 佐賀市大財一ノ六ノ二二 鶴崎清 外二百十六名

紹介議員 松浦 功君

この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二七四号 昭和五十七年五月十二日受理

大企業の建設するホテル等について中小企業分野調整法による規制措置等に関する請願
請願者 佐賀市愛敬町三ノ一五 佐藤栄

外三百三十一名
紹介議員 宮田 輝君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二七五号 昭和五十七年五月十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 東京都台東区上野六ノ一三ノ一
四 霜島貞治 外二千二百七十名
紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四二七六号 昭和五十七年五月十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町上沢渡二、
三一七ノ一 都筑重雄 外三百四
十名
紹介議員 山本 富雄君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

六月四日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企
業分野調整法による規制措置等に関する請願
(第四三〇九号)(第四三二〇号)(第四三四一
号)

第四三〇九号 昭和五十七年五月二十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 川崎市幸区大宮町二一ノ一 中
川尊代 外五百二十三名
紹介議員 梶木 又三君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四三二〇号 昭和五十七年五月二十日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 佐賀県唐津市千代田町二、一〇九
唐津市旅館協同組合理事長 森次
広信 外四百十名
紹介議員 坂野 重信君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四三四一号 昭和五十七年五月二十二日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 北九州市小倉北区室町三ノ三ノ
四旅館大吉内 円入林 外九百三
十七名
紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

六月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、大企業の建設するホテル等について中小企
業分野調整法による規制措置等に関する請願
(第四四九五号)
一、木材・木工関連産業の振興に関する請願(第
四四七三号)

第四四九五号 昭和五十七年五月二十八日受理
大企業の建設するホテル等について中小企業分野
調整法による規制措置等に関する請願

請願者 山形県上山市葉山 佐藤信二
外七十二名
紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第二四五一号と同じである。

第四四七三号 昭和五十七年六月一日受理
木材・木工関連産業の振興に関する請願

請願者 和歌山市出賃町 竹本登喜夫
外十六名
紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第四〇二八号と同じである。

六月二十二日本委員会に左の案件が付託された。
一、海外商品市場における先物取引の受託等に関
する法律案

(小字及び一は衆議院修正)
海外商品市場における先物取引の受託等に関
する法律案

海外商品市場における先物取引の受託等に関
する法律

(目的)
第一条 この法律は、海外商品市場における先物
取引の受託等を公正にし、及び当該先物取引の
委託者が受託することのある損害の防止を図るこ
とにより、当該先物取引の委託者の利益の保護
を図ることを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「先物取引」とは、売買
の当事者が将来の一定の時期において当該売買
の目的物となつてゐる商品及びその対価を現に
授受するように制約される取引であつて、現に
当該商品の転売又は買戻しをしたときは差金の
授受によつて決済することが出来るものをい
う。

2 この法律において「海外商品市場」とは、外国
に所在し、かつ、商品(有価証券、通貨その他こ
れらに類するものとして政令で定めるものを除
く。以下同じ。)の先物取引が行われる市場であ
つて、政令で指定するものをいう。

3 前項の規定による指定は、当該海外商品市場
における先物取引の目的物となつてゐる一種の
商品ごとにいう。

4 この法律において「海外商品市場における先
物取引の受託等」とは、海外商品市場において
先物取引を行うことの委託を受け、又はその委
託の媒介、取次ぎ若しくは代理を引き受けるこ
とをいう。

5 この法律において「海外商品取引業者」とは、
海外商品市場における先物取引の受託等を業と
して行つる者(海外商品市場における先物取引の

受託等を業として行ふことについて、この法律
以外の法律でその適用により海外商品市場にお
ける先物取引の受託等の公正及び当該先物取引
の委託者が受託することのある損害の防止が確保
されるものの規定に基づく規制を受ける者とし
て政令で定めるものを除く。)をいう。

6 この法律において「海外先物契約」とは、海外
商品市場における先物取引の受託等を内容とし
る契約をいう。

(海外先物契約に該当しない契約)
第三条 海外商品市場における先物取引の受託等を内容と
する契約であつて海外先物契約に該当しないものは、無効
とする。

(海外先物契約の締結前における書面の交付)
第三条 海外商品取引業者は、海外先物契約を締
結しようとするときは、顧客に対し、当該海外
先物契約を締結するまでに、通商産業省令で定
めるところにより、海外先物契約の内容及びそ
の履行に関する事項であつて通商産業省令で定
めるものについて当該海外先物契約に係る概要
を記載した書面を交付しなければならない。

(海外先物契約の締結及び顧客の売買指示に係
る書面の交付)
第四条 海外商品取引業者は、海外先物契約を締
結したときは、顧客に対し、遅滞なく、通商産業
省令で定めるところにより、次に掲げる事項の
すべてについて当該海外先物契約の内容を明らか
にする書面を交付しなければならない。

一 海外商品市場を開設するものの名称及び当
該海外商品市場の開設地並びに当該海外商品
市場において行われる先物取引の期限及び目
的物となつてゐる商品の種類

二 第二条第六項の通商産業省令で定める事項及び当
該事項についての顧客の指示の方法

イ 売付け又は買付けの別、売付け又は買付

けに係る価格、数量及び時期その他の通商産業省令で定める事項につき顧客の指示を別に受けるべき海外先物契約にあつては、当該事項及びその指示の方法

ロ イの通商産業省令で定める事項につき、その締結時にその具体的内容を確定する海外先物契約にあつては、当該海外先物契約を締結した日の日付及び当該事項

三 海外先物契約の目的物となつてゐる商品及びその対価の授受又は当該商品の転売若しくは買戻しに伴う差金の授受の方法

四 海外商品市場における相場表示に用いられる外国通貨の単位及び当該外国通貨の単位を本邦通貨の単位に換算する方法

五 顧客が海外先物契約に預託すべき金銭、有価証券その他の物（以下「保証金」という。）の種類及び価額並びに顧客が保証金を預託し、及びその返還を受ける方法

六 海外商品取引業者が顧客から徴収する手数料の料率及び徴収の方法

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

2 海外商品取引業者は、前項第二号イに規定する海外先物契約に基づく同号イの通商産業省令で定める事項についての顧客の指示（以下「顧客の売買指示」という。）を受けたときは、当該顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、当該顧客の売買指示を受けた日の日付及び同号イの通商産業省令で定める事項のすべてについての当該顧客の売買指示の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

（保証金の受領に係る書面の交付）

第五條 海外商品取引業者は、保証金を受領したときは、顧客に対し、直ちに、通商産業省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

（成立した先物取引に係る書面の交付）

第六條 海外商品取引業者は、海外先物契約に係る売付け又は買付けが成立したときは、顧客に対し、遅滞なく、成立した当該売付け又は買付けに係る価格及び数量並びにその成立の日の日付その他通商産業省令で定める事項についての内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

（顧客の売買指示についての制限）

第八條 海外商品取引業者は、海外先物契約を締結した日から十四日を経過した日以降でなければ、当該海外先物契約に基づく顧客の売買指示を受けてはならない。ただし、海外商品取引業者の事業所においてした顧客の売買指示については、この限りでない。

2 前項の規定に違反して受けた顧客の売買指示に基づいて海外商品取引業者がした売付け若しくは買付け又はその注文は、当該海外商品取引業者の計算によつてしたものとなす。

（海外先物契約の締結等の勧誘）

第七條 海外商品取引業者が海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘するときは、海外商品市場における相場の変動その他の海外商品市場における先物取引に関する事項並びに海外先物契約の内容及びその履行に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第八條 海外商品取引業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供して、海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘すること。

二 海外商品市場における先物取引に関し、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し又は利益を保証して、海外先物契約の締結又は顧客の売買指示について勧誘すること。

第五 第三 第四條第一項各号に掲げる事項の全部又は一部について、顧客の同意を得ないで定めることができることを内容とする海外先物契約を締結すること。

四 海外先物契約を締結しないで、又は第四條第六項

第一項第二号イに規定する海外先物契約における同号イの通商産業省令で定める事項の全部若しくは一部についての顧客の指示を受け

ないで、売付け若しくは買付け又はその注文をし、顧客を威迫することによりその追認を求めること。

五 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をすることその他の当該海外先物契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

六 海外先物契約に基づく売付け若しくは買付け又はその注文をしないで、自己がその相手方となつて売買を成立させること。

七 海外先物契約に基づき顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は保証金を虚偽の相場を利用することその他の不正の手段により取得すること。

八 前各号に掲げるもののほか、海外先物契約に関する行為であつて、顧客の保護に欠けるものとして通商産業省令で定めるもの

（海外商品取引業者に対する業務停止命令）

第九條 主務大臣は、海外商品取引業者が第三條から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、当該海外商品取引業者に対し、一年以内の期間を定めて、海外商品市場における先物取引の受託等に関する業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

（報告及び立入検査）

第十條 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより海外商品取引業者に対し報告をさせ、又はその職員に、海外商品取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（先物取引の成立価格の推定）

第十一條 顧客が海外商品取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで売付けの注文をした場合は、当該注文に係る海外商品市場において当該注文に係る先物取引の種類及び期限が同一の先物取引（以下この項において「同一先物取引」という。）が行われた日であつて当該海外商品取引業者が当該注文を受けた日に相当する日の翌日以後の直近のもの（顧客が当該注文において売付けをするべき期間を特定した場合にあつては、当該期間に相当する期間内）の当該海外商品市場における相場であつて同一先物取引に係るもののうちの最高価格により当該注文に係る売付けが成立したものと推定する。

2 前項の規定は、顧客が海外商品取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで買付けの注文をした場合に準用する。この場合において、同項中「売付け」とあるのは「買付け」と、「最高価格」とあるのは「最低価格」と読み替へるものとする。

（適用除外）

第十二條 第三條から前条までの規定は、海外商品市場における先物取引の受託等に関する契約（以下「先物取引」という。）の締結その他の行為が営業のために又は営業として締結するものについて

昭和五十七年七月十六日印刷

昭和五十七年七月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局